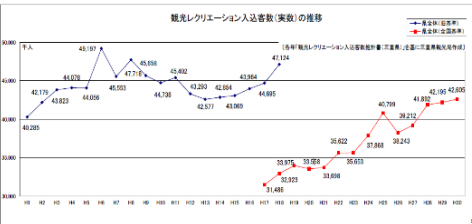
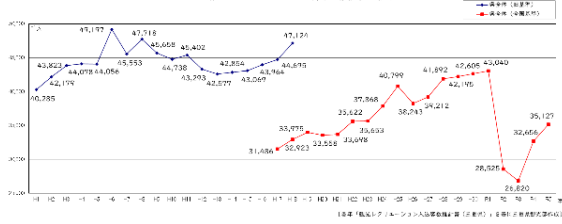
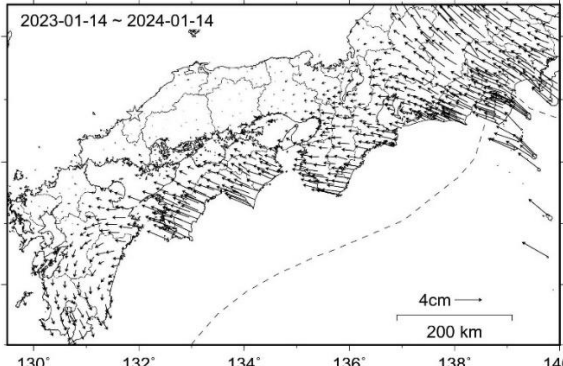
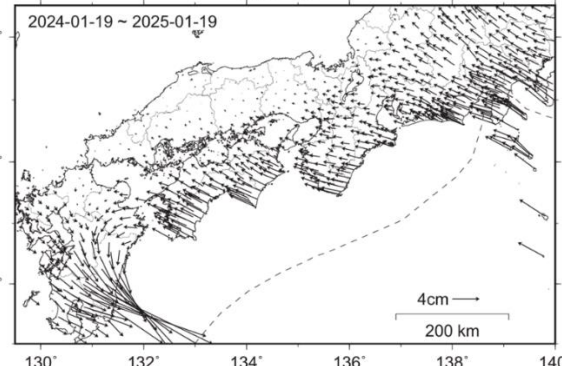


ページ	旧	新
7	<p>第1部 総則 第1章 計画の目的・方針 第1節 三重県の地震・津波対策の考え方 第1項 本県のおかれている状況</p> <p>未曾有の人的被害、経済被害をもたらした東日本大震災の発生から13年が経過しました。被災地では今もなお、復興に向けた取組が継続されており、避難生活を余儀なくされている方も多く見えます。また、令和6年1月1日には能登半島地震が発生し、石川県を中心に甚大な被害がもたらされています。</p> <p>東日本大震災や能登半島地震<u>以上の地震や津波</u>が明日襲ってくるかもしれない。これが三重県が直面している現実です。</p> <p>（中略）</p> <p>国の地震調査研究推進本部(文部科学省)の発表によると、今後30年以内に南海トラフを震源とするM8～9クラスの地震が発生する確率は70%～80%とされています。</p> <p><u>これらのことをふまえ、国の中央防災会議においては、想定外をなくすという考え方のもと、「南海トラフ沿いで発生する可能性のある、理論上最大クラスの地震」を想定し、これらの地震への対策を喫緊の課題として、国を挙げた防災対策に取り組んでいるところです。</u></p>	<p>第1部 総則 第1章 計画の目的・方針 第1節 三重県の地震・津波対策の考え方 第1項 本県のおかれている状況</p> <p>未曾有の人的被害、経済被害をもたらした東日本大震災の発生から14年が経過しました。被災地では今もなお、復興に向けた取組が継続されており、避難生活を余儀なくされている方も多く見えます。また、令和6年1月1日には能登半島地震が発生し、石川県を中心に甚大な被害がもたらされています。</p> <p>東日本大震災や能登半島地震<u>のような大規模災害</u>が明日襲ってくるかもしれない。これが三重県が直面している現実です。</p> <p>（中略）</p> <p>国の地震調査研究推進本部(文部科学省)の発表によると、今後30年以内に南海トラフを震源とするM8～9クラスの地震が発生する確率は80%<u>程度</u>とされています。</p> <p>国の中央防災会議は、「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」を設置して、「<u>防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し</u>」に基づいた「<u>新たな防災対策の検討</u>」を課題として、国を挙げた防災対策に取り組んでいるところです。</p>
9	<p>第1部 総則 第1章 計画の目的・方針 第1節 三重県の地震・津波対策の考え方 第2項 三重県の地震・津波対策の考え方 4 地震・津波発災時・発災後の対応</p> <p>これら想定した地震モデルのうち、特に理論上最大クラスの南海トラフ地震による津波災害への対応が本計画における<u>新たな課題</u>となります。<u>東日本大震災と同規模かそれ以上の津波の襲来が想定され、沿岸部全域にわたり甚大な被害が生じることは避けられません。</u></p> <p>このことから、本計画では、これまで進めてきた防災対策に東日本大震災で得た<u>新たな</u>知見を加え、各々の対策項目の充実を図るとともに、<u>新たに</u>次の二つの対策を重要課題と位置づけて防災対策に取り組むこととします。</p>	<p>第1部 総則 第1章 計画の目的・方針 第1節 三重県の地震・津波対策の考え方 第2項 三重県の地震・津波対策の考え方 4 地震・津波発災時・発災後の対応</p> <p>これら想定した地震モデルのうち、特に理論上最大クラスの南海トラフ地震による津波災害への対応が本計画における課題となります。</p> <p>このことから、本計画では、これまで進めてきた防災対策に東日本大震災や能登半島地震で得た知見を加え、各々の対策項目の充実を図るとともに、次の二つの対策を重要課題と位置づけて防災対策に取り組むこととします。</p>
33	<p>第1部 総則 第3章 三重県の特質及び既往の地震・津波災害 第1節 三重県の特質 第2項 防災をめぐる社会的条件 3 グローバル化の進展</p> <p>国境を越えた社会経済活動が拡大するとともに在日・訪日外国人が増加しているが、特に三重県の外国人住民数は約62,000人にのぼり、観光目的で三重県を訪れる外国人観光客とともに、災害発生時の外国人に対する防災対策が重要な課題となっている。</p>	<p>第1部 総則 第3章 三重県の特質及び既往の地震・津波災害 第1節 三重県の特質 第2項 防災をめぐる社会的条件 3 グローバル化の進展</p> <p>国境を越えた社会経済活動が拡大するとともに在日・訪日外国人が増加しているが、特に三重県の外国人住民数は約66,000人にのぼり、観光目的で三重県を訪れる外国人観光客とともに、災害発生時の外国人に対する防災対策が重要な課題となっている。</p>

ページ	旧	新
34	<p>第1部 総則 第3章 三重県の特質及び既往の地震・津波災害 第2項 防災をめぐる社会的条件 6 観光客及び帰宅困難者対策 三重県を訪れる観光客は、<u>平成30年は4,260万人となり、前年を上回り、過去最高となる入込客となった。</u> また、平成28年5月に開催された伊勢志摩サミットで注目を集めたことで、今後も高い水準で推移することが見込まれており、我が国でも有数の観光県といえる三重県では、観光の繁忙期や週末などに大規模な災害が発生すると、多数の犠牲者や帰宅困難者が発生することが想定される。</p> <p>(平成30年現在)</p> 	<p>第1部 総則 第3章 三重県の特質及び既往の地震・津波災害 第2項 防災をめぐる社会的条件 6 観光客及び帰宅困難者対策 三重県を訪れる観光客は、<u>新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少したものの、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行により、令和5年は3,510万人と回復しつつある。</u> 令和15年の式年遷宮に向けて令和7年から諸行事が始まるなど、今後も観光客の増加が見込まれており、我が国でも有数の観光県といえる三重県では、観光の繁忙期や週末などに大規模な災害が発生すると、多数の犠牲者や帰宅困難者が発生することが想定される。</p> <p>(令和5年現在)</p> 
56	<p>第1部 総則 第4章 被害想定等 第3節 地震・津波に関する調査研究の推進 第2項 国による南海トラフ地震の調査観測体制 2 地震・津波観測監視システム（DONET）による観測監視体制 国立研究開発法人防災科学技術研究所は、文部科学省が所管する独立行政法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）の事業として、平成18年度から紀伊半島熊野灘沖及び紀伊水道から四国沖にかけて展開した地震計、水圧計（津波）とGPS等を備えた地震・津波観測監視システム（DONET）を平成28年4月1日から移管運用を始め、南海トラフの地震・津波を常時観測監視している。 これにより、南海トラフで発生する地震・津波の即時検知が可能となるとともに、観測データの活用による緊急地震速報の迅速化や、地震・津波予測研究の進展などが期待される。 なお、これらの観測データは気象庁にリアルタイムで提供され、沿岸域での津波対策等に活用されている。</p>	<p>第1部 総則 第4章 被害想定等 第3節 地震・津波に関する調査研究の推進 第2項 国による南海トラフ地震の調査観測体制 2 地震・津波観測監視システム（DONET）<u>及び南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）沖合システムによる観測監視体制</u> <u>(1) 地震・津波観測監視システム（DONET）</u> 国立研究開発法人防災科学技術研究所は、文部科学省が所管する独立行政法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）の事業として、平成18年度から紀伊半島熊野灘沖及び紀伊水道から四国沖にかけて展開した地震計、水圧計（津波）とGPS等を備えた地震・津波観測監視システム（DONET）を平成28年4月1日から移管運用を始め、南海トラフの地震・津波を常時観測監視している。 これにより、南海トラフで発生する地震・津波の即時検知が可能となるとともに、観測データの活用による緊急地震速報の迅速化や、地震・津波予測研究の進展などが期待される。 なお、これらの観測データは気象庁にリアルタイムで提供され、沿岸域での津波対策等に活用されている。 <u>(2) 南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）沖合システム</u> 国立研究開発法人防災科学技術研究所は、南海トラフ地震発生時の被害軽減や防災科学技術の発展に貢献することを目指し、「南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）」（※）を高知県沖から日向灘の海底に整備している。このうち、令和6年7月に整備完了したN-net沖合システムについて、18地点に設置した地震計及び津波計による観測を行っており、令和6年11月21日12時から気象庁が発表する津波情報等への活用を開始した。 これにより、高知県から宮崎県にかけての沖合の津波の検知が最大で約20分早くなることから、気象庁が発表する津波警報等の更新及び津波情報の発表の迅速化や精度向上が図られる。また、津波情報において津波の観測値を発表する沖合の津波観測点は232地点から250地点に増加した。 ※「南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）」は、南海トラフ地震の想定震源域のうち観測網が設置されていない西側の海域（高知県沖から日向灘）に整備中のケーブル式海底地震津波観測システムで、沖合システムと沿岸システムからなる。</p>

ページ	旧	新
58	<p>第1部 総則 第4章 被害想定等 第3節 地震・津波に関する調査研究の推進 第2項 国による南海トラフ地震の調査観測体制 5 電子基準点による地殻変動状況の監視体制</p> <p>南海トラフ沿いの水平地殻変動【固定局：三隅】</p> <p>【最近1年間】</p> 	<p>第1部 総則 第4章 被害想定等 第3節 地震・津波に関する調査研究の推進 第2項 国による南海トラフ地震の調査観測体制 5 電子基準点による地殻変動状況の監視体制</p> <p>南海トラフ沿いの水平地殻変動【固定局：三隅】</p> <p>【最近1年間】</p> 
60	<p>第1部 総則 第4章 被害想定等 第3節 地震・津波に関する調査研究の推進 第3項 県による地震に関する調査等 (6) 三重県地震被害想定調査（平成24～25年度） （中略）</p> <p>このような国の動きを受け、三重県においても、<u>ハード・ソフト両面からの大半の地震・津波対策の基本となる「過去最大クラスの南海トラフ地震」、津波避難対策の基本となる「理論上最大クラスの南海トラフ地震」、</u>県内の主要活断層である、養老―桑名―四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）及び頓宮断層の三つの活断層を震源とする「内陸直下型地震」について、地震被害想定調査を実施し、平成26年3月に公表した。</p>	<p>第1部 総則 第4章 被害想定等 第3節 地震・津波に関する調査研究の推進 第3項 県による地震に関する調査等 (6) 三重県地震被害想定調査（平成24～25年度） （中略）</p> <p>このような国の動きを受け、三重県において、<u>南海トラフ地震（過去最大クラスと理論上最大クラス）</u>と県内の主要活断層である、養老―桑名―四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）及び頓宮断層の三つの活断層を震源とする「内陸直下型地震」について、地震被害想定調査を実施し、平成26年3月に公表した。</p>
64	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第1節 県民や地域の防災対策の促進（予防1） 第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策 1 県民を対象した対策 (1) 地震・津波に関する情報の提供（防災対策部、総務部）</p> <p>県民が本県で想定される地震や津波に関する正しい知識と危機意識を持った上で、自助・共助による防災対策に取り組めるよう、ホームページやマスメディア、SNS等を通して本県が対策の対象とすべき地震・津波情報等を発信する。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第1節 県民や地域の防災対策の促進（予防1） 第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策 1 県民を対象した対策 (1) 地震・津波に関する情報の提供（防災対策部、総務部）</p> <p>県民が本県で想定される地震や津波に関する正しい知識と危機意識を持ち、自助・共助による防災対策に取り組めるよう、<u>ホームページ、SNS、防災アプリ、マスメディア等のさまざまなツールを活用し、</u>地震・津波情報等を発信する。</p>
67	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第1節 県民や地域の防災対策の促進（予防1）</p> <p>■県民が実施する対策 2 “揺れから命を守るため”の防災対策の推進 自宅の耐震化や家具固定、出火防止対策など、地震・津波対策の基本となる揺れから確実に命を守る</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第1節 県民や地域の防災対策の促進（予防1）</p> <p>■県民が実施する対策 2 “揺れから命を守るため”の防災対策の推進 自宅の耐震化や<u>住宅の倒壊から身を守る対策（耐震シェルターの設置など）</u>、家具固定、出火防止対</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>ための防災対策の推進に努める。 また、空き家を保有、管理している県民は、発災時の被害拡大を防止するため、当該家屋の耐震化や出火防止対策あるいは撤去に努める。</p>	<p>策など、地震・津波対策の基本となる揺れから確実に命を守るための防災対策の推進に努める。 また、空き家を保有、管理している県民は、発災時の被害拡大を防止するため、当該家屋の耐震化や出火防止対策あるいは撤去に努める。</p>
72	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 市町(自主防災組織)を対象とした対策(防災対策部) (1) 自主防災組織の育成及び活性化の促進 市町との連携のもと、自主防災組織の育成及び活性化の促進を図る。 ① 自主防災組織のリーダー等の人材育成を目的とした研修等教育・啓発活動の実施 ② 自主防災組織への女性の参画促進に向けた支援 ③ 自主防災組織のネットワーク化や地域の消防団、他の防災関係団体等との連携に向けた支援 ④ 東日本大震災の教訓をふまえた避難所運営マニュアル策定指針や避難行動要支援者対策に関する考え方など、自主防災組織の活動に求められる最新の情報やコンテンツの提供 ⑤ 自主防災組織実態調査による活動の実態と問題点の把握</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 市町(自主防災組織)を対象とした対策(防災対策部) (1) 自主防災組織の育成及び活性化の促進 市町との連携のもと、自主防災組織の育成及び活性化の促進を図る。 ① 自主防災組織のリーダー等の人材育成を目的とした研修等教育・啓発活動の実施 ② 自主防災組織への女性の参画促進に向けた支援 ③ 自主防災組織のネットワーク化や地域の消防団、他の防災関係団体等との連携に向けた支援 ④ 東日本大震災や能登半島地震の教訓をふまえた避難所運営マニュアル策定指針や避難行動要支援者対策に関する考え方など、自主防災組織の活動に求められる最新の情報やコンテンツの提供 ⑤ 自主防災組織実態調査による活動の実態と問題点の把握</p>
76	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第4節 ボランティア活動の促進 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部) (1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、体制強化 「みえ災害ボランティア支援センター」を災害時に設置し、各市町等の災害ボランティアセンターを後方支援するため、県対本部や関係機関、県外のボランティアネットワーク等との連携等を含んだ計画・マニュアルの策定・見直しを実施するとともに活動体制の強化を図る。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第4節 ボランティア活動の促進 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部) (1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、体制強化 「みえ災害ボランティア支援センター」を災害時に設置し、各市町等の災害ボランティアセンターを後方支援するため、県対本部や関係機関、県外のボランティアネットワークや、<u>全国域で活動する災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)</u>等との連携等を含んだ計画・マニュアルの策定・見直しを実施するとともに活動体制の強化を図る。</p>
78	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第4節 ボランティア活動の促進 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部) (1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動等支援 市町の大きさに応じた適切な区域で実際の災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進し、運営を支援するため、災害ボランティアセンターの運営に関する人材の育成を図る。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第4節 ボランティア活動の促進 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部) (1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動等支援 市町の大きさに応じた適切な区域で実際の災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進し、運営を支援するため、災害ボランティアセンターの運営に関する人材の育成を図るとともに、<u>災害ボランティア受入体制強化に向けて、市町、市町社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等の連携を図るための支援を行う。</u></p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

ページ	旧	新
78	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第4節 ボランティア活動の促進 第3項 対策 ■市町が実施する対策 1 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策 (1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備 市町の大きさに応じた適切な区域で実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進するとともに、マニュアル等の整備によりボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第4節 ボランティア活動の促進 第3項 対策 ■市町が実施する対策 1 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策 (1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備 市町の大きさに応じた適切な区域で実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進するとともに、マニュアル等の整備や、<u>市町社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等との連携を進めること</u>によりボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。</p>
87	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進（予防6） 【担当課】 ・子どもの育ち支援課、<u>子ども福祉・虐待対策課</u>、私学課、教育総務課、学校経理・施設課、社会教育・文化財保護課</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進（予防6） 【担当課】 ・子どもの育ち支援課、<u>児童相談支援課、家庭福祉・施設整備課</u>、私学課、教育総務課、学校経理・施設課、社会教育・文化財保護課</p>
89	<p>第2部 災害予防・減災対策 第2章 安全な避難空間の確保 第1節 避難対策等の推進（予防7） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県における対策及び市町を対象とした対策 (1) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備（関係各部） 公園等の県有地や一定規模の県有施設等について、防災上の総合的な利用計画等を策定していく中で、可能な施設等を市町の指定緊急避難場所、指定避難所として活用することを検討するとともに、これら指定緊急避難場所、指定避難所への備蓄や安全に避難するための避難路の整備を推進する。（推進計画） (2) 避難誘導対策（防災対策部） <u>(新設)</u> (3) 避難所運営及び避難者支援対策（防災対策部、医療保健部、子ども・福祉部、環境生活部） (4) 避難行動要支援者・要配慮者対策（防災対策部、医療保健部、子ども・福祉部） (5) 観光客、帰宅困難者等対策（防災対策部、観光部） (6) ペット対策（医療保健部） (7) 避難所外避難者対策（防災対策部） (8) 感染症対策（防災対策部） 「避難所運営マニュアル策定指針」等により、市町の避難所運営における感染防止対策を促進するとともに、感染防止対策資機材を備蓄する。 また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設等を避難所として活用する取組を支援する。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第2章 安全な避難空間の確保 第1節 避難対策等の推進（予防7） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県における対策及び市町を対象とした対策 (1) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備（関係各部） 公園等の県有地や一定規模の県有施設等について、防災上の総合的な利用計画等を策定していく中で、可能な施設等を市町の指定緊急避難場所、指定避難所として活用することを検討するとともに、これら指定緊急避難場所、指定避難所への備蓄や安全に避難するための避難路の整備を推進する。 <u>市町が指定する指定避難所において、空調設備の導入、断水時に備えた生活用水の確保（防災井戸の整備等）、衛生的なトイレ環境の整備（簡易トイレの確保、マンホールトイレの整備等）を促進する。また、市町による避難路の整備にあたっては、夜間など通常より避難が困難な状況を想定し、照明の設置等の対策を促進するほか、指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道といったエリアの不燃化が必要であることから、防火帯、防火壁などの延焼対策を促進する。</u>（推進計画） (2) 避難誘導対策（防災対策部） (3) <u>避難者支援のための物資、資機材の確保（防災対策部）</u> <u>避難者の良好な生活環境や衛生的なトイレ環境、プライバシーの確保に必要な物資（段ボールベッド、パーティション等）や避難所での事務作業、情報通信に必要な資機材（事務処理機器、通信機器、発電機等）の確保を促進する。</u> (4) 避難所運営及び避難者支援対策（防災対策部、医療保健部、子ども・福祉部、環境生活部） (5) 避難行動要支援者・要配慮者対策（防災対策部、医療保健部、子ども・福祉部） (6) 観光客、帰宅困難者等対策（防災対策部、観光部） (7) ペット対策（医療保健部） (8) 避難所外避難者対策（防災対策部） (9) 感染症対策（防災対策部） 「避難所運営マニュアル策定指針」や<u>避難所運営研修</u>等により、市町や<u>自主防災組織、自治会</u>の避難所運営における感染防止対策を促進するとともに、感染防止対策資機材を備蓄する。 また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設等を避難所として活用する取組を支援する。</p>
90-92	<p>第2部 災害予防・減災対策 第2章 安全な避難空間の確保 第1節 避難対策等の推進（予防7） 第3項 対策 ■市町が実施する対策</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第2章 安全な避難空間の確保 第1節 避難対策等の推進（予防7） 第3項 対策 ■市町が実施する対策</p>

ページ	旧	新
	<p>1 地域等を対象とした対策</p> <p>(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知 津波等の切迫した災害から住民等が緊急的に避難する場所のうち、災害想定区域外にあること等内閣府令で定める基準に適合するものを、津波や洪水、土砂災害等の災害種別ごとに指定緊急避難場所としてあらかじめ整備及び指定し、必要な資機材等の備蓄を図るとともに、指定緊急避難場所までの安全な避難路を整備して、地域・住民に周知する。 指定緊急避難場所の指定にあたっては、その適切性を津波浸水予測図等で確認するほか、観光客等地域外の滞在者についても考慮した避難場所の確保に努め、必要に応じて管内の警察署及び他の防災関係機関と協議しておく。 また、指定後は避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識等設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識を設置するなど、住民、観光客等に対する周知を図る。</p> <p>(2) 指定避難所、避難路整備・周知 被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保される等、内閣府令で定める基準に適合するものを、指定避難所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、指定緊急避難場所から指定避難所までの安全な避難路(道路)を整備して、地域・住民に周知する。 <u>なお、指定避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な資器材等の備蓄を図る。</u> また、指定避難所の指定にあたっては、<u>その適切性を津波浸水予測図等で確認する。</u></p> <p>(4) 避難誘導対策 県の実施する避難誘導対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難誘導対策を講じるよう努めるものとし、特に津波による被害が想定される市町においては、地域や住民が主体的に行う津波避難計画の策定を優先的に進め、計画に沿った避難訓練の実施を推進する。</p> <p>(5) 避難所運営対策 県の実施する避難所運営対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難所運営対策を講じるよう努めるものとし、特に指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの整備を図り、関係者による避難所運営訓練の実施を推進する。特に各指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの整備を図り、関係者による避難所運営訓練の実施を推進する。 <u>(新設)</u></p> <p>(6) 避難行動要支援者・要配慮者対策 県の実施する避難行動要支援者・要配慮者対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難行動要支援者・要配慮者対策を講じるよう努めるものとし、特に福祉避難所の指定を推進する。また、災害発生時の避難に特に支援を要する者について、各市町地域防災計画で定めた基準に基づく「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切になされるよう、避難支援等に携わる関係者と連携して個別避難計画を作成するよう努める。</p> <p>(7) 観光客、帰宅困難者等対策</p> <p>(8) ペット対策 市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。</p> <p>(9) 避難所外避難者対策</p> <p>(10) 感染症対策 県が実施する避難所運営支援策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難所運営対策等を講じるよう努めるものとし、必要な資機材の備蓄等を行う。 また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設を避難所として活用することを検討する。</p>	<p>1 地域等を対象とした対策</p> <p>(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知 津波等の切迫した災害から住民等が緊急的に避難する場所のうち、災害想定区域外にあること等内閣府令で定める基準に適合するものを、津波や洪水、土砂災害等の災害種別ごとに指定緊急避難場所としてあらかじめ整備及び指定し、必要な資機材等の備蓄を図るとともに、指定緊急避難場所までの安全な避難路を整備して、地域・住民に周知する。 指定緊急避難場所の指定にあたっては、その適切性を津波浸水予測図等で確認するほか、観光客等地域外の滞在者についても考慮した避難場所の確保に努め、必要に応じて管内の警察署及び他の防災関係機関と協議しておく。 また、指定後は避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識等設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識を設置するなど、住民、観光客等に対する周知を図る。 <u>あわせて、指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道といったエリアの不燃化が必要であることから、防火帯、防火壁などの延焼対策の実施に努める。</u></p> <p>(2) 指定避難所、避難路整備・周知 被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保される等、内閣府令で定める基準に適合するものを、指定避難所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、指定緊急避難場所から指定避難所までの安全な避難路(道路)を整備して、地域・住民に周知する。 指定避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、<u>避難所への空調設備の導入、断水時に備えた生活用水の確保(防災井戸の整備等)、衛生的なトイレ環境の整備(簡易トイレの確保、マンホールトイレの整備等)に努める。</u> また、指定避難所の指定にあたっては、<u>立地条件に配慮しながら行う。</u></p> <p>(4) 避難誘導対策 県の実施する避難誘導対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難誘導対策を講じるよう努めるものとし、特に津波による被害が想定される市町においては、地域や住民が主体的に行う津波避難計画の策定を優先的に進め、計画に沿った避難訓練の実施を推進する。<u>また、夜間など通常よりも避難が困難な状況においても適切に避難できるよう、夜間避難等を想定した訓練の実施を推進する。</u></p> <p>(5) 避難所運営対策 県の実施する避難所運営対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難所運営対策を講じるよう努めるものとし、特に指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの整備を図り、関係者による避難所運営訓練の実施を推進する。 <u>(6) 避難者支援のための資機材、物資の確保</u> <u>食料、飲料水、生活必需品等の物資のほか、避難者の良好な生活環境や衛生的なトイレ環境、プライバシーの確保に必要な物資(段ボールベッド、パーティション等)や避難所での事務作業、情報通信に必要な資機材(事務処理機器、通信機器、発電機等)の確保に努める。</u> <u>また、避難所運営訓練等を通じて、資機材使用時の配慮事項や安全管理上の注意点について地域・住民に啓発する。</u></p> <p>(7) 避難行動要支援者・要配慮者対策 県の実施する避難行動要支援者・要配慮者対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難行動要支援者・要配慮者対策を講じるよう努めるものとし、特に<u>誰もが利用しやすい環境が整った福祉避難所</u>の指定を推進する。また、災害発生時の避難に特に支援を要する者について、各市町地域防災計画で定めた基準に基づく「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切になされるよう、避難支援等に携わる関係者と連携して個別避難計画を作成するよう努める。</p> <p>(8) 観光客、帰宅困難者等対策</p> <p>(9) ペット対策 市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者を<u>適切に受入れるとともに、避難者のペット飼育状況の把握に努める。</u></p> <p>(10) 避難所外避難者対策</p> <p>(11) 感染症対策 県が実施する避難所運営支援策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難所運営対策等を講じるよう努めるものとし、必要な資機材の備蓄等を行う。<u>また、避難所運営訓練を通じて、感染者の隔離や専用の動線確保を確認するとともに、避難所での生活ルールについて地域・住民に啓発する。</u></p>

ページ	旧	新																
97	<p>第2部 災害予防・減災対策 第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第1節 建築物等の防災対策の推進（第8） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 建築物の耐震化の促進 (2) 一般建築物（県土整備部） 防災上重要な建築物（病院、社会福祉施設、学校、劇場等）や、防災上重要な道路沿道にあって倒壊により道路を閉塞するおそれのある建築物については、耐震性の確保を図るよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築基準法の制度などを活用して指導する。 特に、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断及び診断結果の公表が義務付けられた建築物の耐震化を促進する。 また、住宅は建築物数で圧倒的な割合を占めるものであり、事前に対策を講ずることで人命の確保・復旧費用の低減に資することから住宅耐震化を促進する。</p> <table border="1" data-bbox="347 534 1115 630"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標（R7年度末）※</th> <th>現状（R5.3末現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内の住宅の耐震化率</td> <td>89.0%</td> <td>87.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※三重県建築物耐震改修促進計画（第二次計画）の目標値</p>	項目	目標（R7年度末）※	現状（R5.3末現在）	県内の住宅の耐震化率	89.0%	87.2%	<p>避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設を避難所として活用することを検討する。</p> <p>第2部 災害予防・減災対策 第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第1節 建築物等の防災対策の推進（第8） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 建築物の耐震化の促進 (2) 一般建築物（県土整備部） 防災上重要な建築物（病院、社会福祉施設、学校、劇場等）や、防災上重要な道路沿道にあって倒壊により道路を閉塞するおそれのある建築物については、耐震性の確保を図るよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築基準法の制度などを活用して指導する。 特に、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断及び診断結果の公表が義務付けられた建築物の耐震化を促進する。 また、住宅は建築物数で圧倒的な割合を占めるものであり、事前に対策を講ずることで人命の確保・復旧費用の低減に資することから住宅耐震化を促進する。</p> <table border="1" data-bbox="1243 534 2011 630"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標（R7年度末）※</th> <th>現状（R6.3末現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内の住宅の耐震化率</td> <td>89.0%</td> <td>87.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※三重県建築物耐震改修促進計画（第二次計画）の目標値</p>	項目	目標（R7年度末）※	現状（R6.3末現在）	県内の住宅の耐震化率	89.0%	87.7%				
項目	目標（R7年度末）※	現状（R5.3末現在）																
県内の住宅の耐震化率	89.0%	87.2%																
項目	目標（R7年度末）※	現状（R6.3末現在）																
県内の住宅の耐震化率	89.0%	87.7%																
97-98	<p>第2部 災害予防・減災対策 第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第1節 建築物等の防災対策の推進（第8） 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部） (1) 被災建築物応急危険度判定士の養成 余震による建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会を実施し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。 また、市町が被災建築物応急危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う <u>応急危険度判定コーディネーター</u> の養成を行う。</p> <table border="1" data-bbox="347 965 929 1061"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状（R5.3末現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災建築物応急危険度判定士</td> <td>1,724人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 被災宅地危険度判定士の養成 余震による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。 また、関係団体と協議のうえ市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成に努める。</p> <table border="1" data-bbox="347 1228 940 1324"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状（R5.3末現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災宅地危険度判定士</td> <td>1,269人</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状（R5.3末現在）	被災建築物応急危険度判定士	1,724人	項目	現状（R5.3末現在）	被災宅地危険度判定士	1,269人	<p>第2部 災害予防・減災対策 第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第1節 建築物等の防災対策の推進（第8） 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部） (1) 被災建築物応急危険度判定士の養成 余震による建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会を実施し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。 また、市町が被災建築物応急危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う <u>判定コーディネーター</u> の養成を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1243 965 1825 1061"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状（R6.3末現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災建築物応急危険度判定士</td> <td>1,600人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 被災宅地危険度判定士の養成 余震による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。 また、関係団体と協議のうえ市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成に努める。</p> <table border="1" data-bbox="1243 1228 1836 1324"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状（R6.3末現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災宅地危険度判定士</td> <td>1,312人</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状（R6.3末現在）	被災建築物応急危険度判定士	1,600人	項目	現状（R6.3末現在）	被災宅地危険度判定士	1,312人
項目	現状（R5.3末現在）																	
被災建築物応急危険度判定士	1,724人																	
項目	現状（R5.3末現在）																	
被災宅地危険度判定士	1,269人																	
項目	現状（R6.3末現在）																	
被災建築物応急危険度判定士	1,600人																	
項目	現状（R6.3末現在）																	
被災宅地危険度判定士	1,312人																	

ページ	旧	新
98	<p>第2部 災害予防・減災対策 第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第1節 建築物等の防災対策の推進（防8） 第3項 対策 ■市町が実施する対策 5 応急仮設住宅供給体制の整備 災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握する。 また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できる体制を整備する。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第1節 建築物等の防災対策の推進（防8） 第3項 対策 ■市町が実施する対策 5 応急仮設住宅供給体制の整備 <u>浸水等の災害リスクなど</u>、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握する。 また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や<u>民間住宅</u>の空家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できる体制を整備する。</p>
100	<p>第2部 災害予防・減災対策 第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 道路の防災・減災対策（農林水産部、県土整備部） (1) 道路網の整備促進 大規模災害時における輸送ルートの確保等のため、ミッシングリンクの解消などを図る道路網の整備は重要かつ緊急の課題となっていることから、東海環状自動車道、<u>熊野道路</u>などの高規格幹線道路や北勢バイパス、中勢バイパスなどの直轄国道の整備を促進するとともに、その整備効果を最大限に生かす道路ネットワークの形成を図る。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 道路の防災・減災対策（農林水産部、県土整備部） (1) 道路網の整備促進 大規模災害時における輸送ルートの確保等のため、ミッシングリンクの解消などを図る道路網の整備は重要かつ緊急の課題となっていることから、東海環状自動車道、<u>近畿自動車道紀勢線</u>などの高規格幹線道路や北勢バイパス、中勢バイパスなどの直轄国道の整備を促進するとともに、その整備効果を最大限に生かす道路ネットワークの形成を図る。</p>
107	<p>第2部 災害予防・減災対策 第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第4節 地盤災害防止対策の推進（予防11） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 宅地災害の防止（県土整備部） (1) 計画・方針 がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の宅地災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく<u>開発許可制度</u>、<u>三重県宅地開発事業の基準に関する条例等</u>により安全かつ良好な宅地の確保を図る。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第4節 地盤災害防止対策の推進（予防11） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 宅地災害の防止（県土整備部） (1) 計画・方針 がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の宅地災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく<u>開発許可制度等</u>により安全かつ良好な宅地の確保を図る。</p>
111	<p>第2部 災害予防・減災対策 第4章 緊急輸送の確保 第1節 輸送体制の整備 ■県が実施する対策 2 陸上輸送対策 (1) 緊急輸送道路の指定及び道路啓開計画の検討・共有（防災対策部、県土整備部） ア 緊急輸送道路 ③第3次緊急輸送道路 a 第1次・第2次<u>緊急輸送道路</u>を補完する道路</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第4章 緊急輸送の確保 第1節 輸送体制の整備 ■県が実施する対策 2 陸上輸送対策 (1) 緊急輸送道路の指定及び道路啓開計画の検討・共有（防災対策部、県土整備部） ア 緊急輸送道路 ③第3次緊急輸送道路 a 第1次・第2次<u>緊急輸送道路</u>を補完する道路</p>

ページ	旧	新
112	<p>第2部 災害予防・減災対策 第4章 緊急輸送の確保 第1節 輸送体制の整備 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 陸上輸送対策 (3) 輸送機能の確保(防災対策部、警察本部) ア 緊急通行車両(規制除外車両を含む)の事前届出 発災時に緊急通行車両としての指定が見込まれる車両について、「緊急通行車両等標章交付のための事前届出制度」に基づく手続きを促進する。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第4章 緊急輸送の確保 第1節 輸送体制の整備 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 陸上輸送対策 (3) 輸送機能の確保(防災対策部、警察本部) ア 緊急通行車両等の確認 緊急通行車両等であることのできる車両について、災害対策基本法施行令、大規模地震対策特別措置法施行令、原子力災害対策特別措置法施行令及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の規程による「緊急通行車両等事前確認制度」に基づく確認手続を促進する。 イ 規制除外車両の事前届出 災害発生時に交通規制の対象から除外する車両(規制除外車両)としての使用が見込まれる車両については、「規制除外車両事前届出制度」に基づく手続を促進する。</p>
112	<p>第2部 災害予防・減災対策 第4章 緊急輸送の確保 第1節 輸送体制の整備 第3項 対策 ■県が実施する対策 4 海上輸送対策(農林水産部、県土整備部) (1) 漁港・港湾施設の復旧体制の確保 漁港・港湾管理者は、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保、人命救助活動等にかかる支援体制の整備を図る。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第4章 緊急輸送の確保 第1節 輸送体制の整備 第3項 対策 ■県が実施する対策 4 海上輸送対策(農林水産部、県土整備部、防災対策部) (1) 漁港・港湾施設の復旧体制の確保 漁港・港湾管理者は、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保、人命救助活動等にかかる支援体制の整備を図る。 (2) 港湾の利用が困難な場合における輸送体制の構築 港湾の利用が制限される状況も想定し、小型船舶を有する関係機関や関係団体等との連携体制の構築により、海上輸送体制の整備を推進する。</p>
116	<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第1節 災害対策機能の整備及び確保 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県災対本部に関する対策 (1) 県災対本部機能等の整備・充実 ア 県災対本部機能の強化(防災対策部) 県災対本部への災害特性に応じた防災関係機関等の参画を促進し、災害対応力の強化を図るとともに、災害対応工程管理システム(BOSS)を用いた研修による活動内容の周知や訓練による検証を通じて、継続的な見直しを行うことにより、体制の定着を図る。 イ オペレーションルーム、シチュエーションルームの充実・強化(防災対策部) 発災後に迅速で適切な応急対策活動を展開できるよう、オペレーションルームやシチュエーションルームのより効果的な運用や機能強化に向けた検討を行う。 ウ 県災対本部職員用物資の備蓄(防災対策部) 大規模な震災時には、県災対本部職員の食料や飲料水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、県災対本部の活動を維持するため、県災対本部職員用物資の備蓄を図る。(推進計画) エ 災害対策活動用物資・資機材の備蓄(各部) 応急対策や復旧対策の災害対策活動に必要な物資・資機材の備蓄を推進するとともに、市町の保有状況の把握に努める。(推進計画) オ 本庁舎施設及び設備の整備(防災対策部、総務部) 大規模地震時には、停電・断水が想定されることから、災害応急対策期における災害対策機能を</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第1節 災害対策機能の整備及び確保 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県災対本部に関する対策 (1) 県災対本部機能等の整備・充実 ア 県災対本部機能の強化(防災対策部) 県災対本部への災害特性に応じた防災関係機関等の参画を促進し、災害対応力の強化を図るとともに、災害対応工程管理システム(BOSS)を用いた研修による活動内容の周知や訓練による検証を通じて、継続的な見直しを行うことにより、体制の定着を図る。 イ オペレーションルーム、シチュエーションルームの充実・強化(防災対策部) 発災後に迅速で適切な応急対策活動を展開できるよう、オペレーションルームやシチュエーションルームのより効果的な運用や機能強化を図る。 ウ 県災対本部職員用物資の備蓄(防災対策部) 大規模な震災時には、県災対本部職員の食料や飲料水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、県災対本部の活動を維持するため、県災対本部職員用物資の備蓄を図る。(推進計画) エ 災害対策活動用物資・資機材の備蓄(各部) 応急対策や復旧対策の災害対策活動に必要な物資・資機材の備蓄を推進するとともに、市町の保有状況の把握に努める。(推進計画) オ 本庁舎施設及び設備の整備(防災対策部、総務部) 大規模災害時に停電・断水が発生した状況においても災害対策活動を継続できるよう、マンホー</p>

ページ	旧	新
	<p><u>継続させるため、自家発電施設の燃料の確保対策など必要な検討を進める。</u>（推進計画）</p> <p>カ 広域防災拠点の機能強化（防災対策部） 各地域における応急対策活動を展開する拠点施設として、県内の5地域6箇所に整備した広域防災拠点について、拠点間及び市町が整備する地域防災拠点施設や民間施設等とのネットワーク化を図るとともに、県内外からの広域応援・受援活動に対応するため、さらなる機能強化を検討する。</p> <p>キ 災害時の報道対応の充実（総務部、防災対策部） 応急対策時の災害対応を適切に進めながら、県民への情報の伝達を迅速・的確に行うため、県災对本部に隣接した場所に報道用スペースを確保するなど、円滑に報道対応を進めるための仕組みを検討する。 <u>（新設）</u></p> <p>ク 災害対策業務へのICT活用の検討（防災対策部） 災害現場で活用可能なICTについて、県と市町とで意見交換等を行う場を設け、災害対策業務へのICT活用について検討を行う。</p>	<p><u>ルトイレや自家発電施設により稼働できる空調設備等の整備、自家発電施設の燃料等の確保対策を図る。</u>（推進計画）</p> <p>カ 広域防災拠点の機能強化（防災対策部） 各地域における応急対策活動を展開する拠点施設として、県内の5地域6箇所に整備した広域防災拠点について、拠点間及び市町が整備する地域防災拠点施設や民間施設等とのネットワーク化を図るとともに、県内外からの広域応援・受援活動に対応するため、さらなる機能強化を検討する。</p> <p>キ 災害時の報道対応の充実（総務部、防災対策部） 応急対策時の災害対応を適切に進めながら、県民への情報の伝達を迅速・的確に行うため、県災对本部に隣接した場所に報道用スペースを確保するなど、円滑に報道対応を進めるための仕組みを検討する。</p> <p>ク <u>被災地での活動に必要な環境整備（防災対策部）</u> 災害発生時に被災地で継続的な支援が実施できるよう、災害対応を行う職員のためのトイレや宿泊場所等の確保対策を図る。</p> <p>ケ 災害対策業務へのICT活用の検討（防災対策部） 災害現場で活用可能なICTについて、県と市町とで意見交換等を行う場を設け、災害対策業務へのICT活用について検討を行う。</p>
118	<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第1節 災害対策機能の整備及び確保（予防13） 第3講 対策 ■県が実施する対策 4 県職員に関する対策 (1) 県職員への防災教育・防災訓練の実施（防災対策部） 県職員一人ひとりが自分事として日常的に防災・減災に取り組み、発災後は人命の確保はもとより、被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復興を県民とともに成し遂げるよう、三重県職員防災人材育成指針に基づき、県職員の防災人材育成を図る。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第1節 災害対策機能の整備及び確保（予防13） 第3講 対策 ■県が実施する対策 4 県職員に関する対策 (1) 県職員への防災教育・防災訓練の実施（防災対策部） 県職員一人ひとりが自分事として日常的に防災・減災に取り組み、発災後は人命の確保はもとより、被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復興を県民とともに成し遂げるよう、三重県職員防災人材育成指針に基づき、県職員の防災人材育成を図る。<u>特に、大規模災害発生時には、県災害対策本部の初動対応を迅速に実施するとともに被災市町の災害対応を的確に支援することが重要であることから、災害対応の専門的な知見やマネジメント能力を有する職員の育成を図る。</u></p>
122-123	<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県（災对本部）を対象とした対策 (1) 災害情報収集・伝達体制の整備・充実（防災対策部、総務部） エ 「<u>防災みえ。j p</u>」ホームページ及びメール等配信サービス、SNS等による災害情報等の提供・伝達 三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ。j p」ホームページ及びメール等配信サービス、SNS等の<u>普及による</u>県民への迅速な災害に関する情報等の提供・伝達を図る。 また、提供する情報を充実させるとともに、確実に伝達できるよう、多様な伝達手段の<u>整備に努める</u>。 オ 通信手段途絶時等の体制整備 災害発生時、通信手段が途絶した場合等に備え、被災現場情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定し、配備体制を整えるとともに、通信障害発生時に、迅速に通信を復旧できる体制の整備を図る。特に被災地区や孤立地区等で障害が発生した場合<u>でも、対応が可能な体制の整備に努める</u>。 また、通信ボランティア等と連携し、アマチュア無線等を活用した情報収集体制の整備を図る。通信障害発生時の県民への情報伝達体制として、放送事業者等の協力を得て、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報等必要な情報を伝達できる体制の整備を図るほか、災害伝言ダイヤル等安否情報確認システムの効果的な活用が図られるよう、普及啓発を図る。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県（災对本部）を対象とした対策 (1) 災害情報収集・伝達体制の整備・充実（防災対策部、総務部） エ <u>多様なツールを活用した災害情報等の提供・伝達</u> 三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ。j p」ホームページ及びメール等配信サービス、SNS、<u>防災アプリ「みえ防災ナビ」等の多様なツールを活用し</u>、県民への迅速な災害に関する情報等の提供・伝達を図る。 また、提供する情報を充実させるとともに、確実に伝達できるよう、多様な伝達手段を<u>整備し、その普及に努める</u>。 オ 通信手段途絶時等の体制整備 災害発生時、通信手段が途絶した場合等に備え、被災現場情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定し、配備体制を整えるとともに、通信障害発生時に、迅速に通信を復旧できる体制の整備を図る。特に被災地区や孤立地区等で障害が発生した場合に<u>備え、無人航空機等により空路から通信機器を搬送するなど、通信の復旧に向けた手段を確保する</u>。 また、通信ボランティア等と連携し、アマチュア無線等を活用した情報収集体制の整備を図る。<u>防災情報システムを利用できない場合は、紙媒体の情報処理カードを用いて情報を処理する</u>。 通信障害発生時の県民への情報伝達体制として、放送事業者等の協力を得て、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報等必要な情報を伝達できる体制の整備を図るほか、災害伝言ダイヤル</p>

ページ	旧	新
	<p>(中略)</p> <p>キ 情報共有システムの整備 <u>情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式の標準化を進め、共通システムの構築を図るとともに各機関のシステム利用を推進する。</u></p> <p>(2) 被害情報収集・伝達システム等の整備 県防災通信ネットワークを始めとして、確実な情報収集・伝達手段を確保する。 また、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラなど画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。(推進計画)</p> <p>イ 全国瞬時警報システムの維持・管理 ウ ヘリコプターテレビシステムの活用 エ <u>移動通信の活用・整備推進</u> 有線通信の途絶時に通信を確保するため、携帯電話、衛星による携帯通信等の移動通信の活用を推進する。</p> <p>オ 防災情報プラットフォームの機能向上 <u>(新設)</u></p> <p>カ 震度情報システムの活用 キ 緊急速報メール等情報提供手段の検討 ク 被災者安否情報提供窓口の設置検討 (新設)</p>	<p>等安否情報確認システムの効果的な活用が図られるよう、普及啓発を図る。</p> <p>(中略) <u>(削除)</u></p> <p>(2) 被害情報収集・伝達システム等の整備 県防災通信ネットワークを始めとして、確実な情報収集・伝達手段を確保する。 また、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、<u>無人航空機</u>、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラなど画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。(推進計画)</p> <p>イ <u>多様な通信手段の確保</u> 有線通信の途絶時にも通信を維持するため、携帯電話、<u>衛星携帯電話</u>、<u>衛星インターネット接続サービス等の多様な通信手段を確保する。</u></p> <p>ウ 全国瞬時警報システムの維持・管理 エ ヘリコプターテレビシステムの活用</p> <p>オ 防災情報プラットフォームの機能向上 カ <u>関係機関間の円滑な情報共有のための連携強化</u> <u>国、県、市町、関係機関等との情報の共有化を図るため、三重県防災情報システムによる情報共有を行うとともに、総合防災情報システム（SOBO-WEB）へのデータ連携を推進し、各機関が横断的に共有すべき防災情報の集約を図る。</u></p> <p>キ 震度情報システムの活用 ク 緊急速報メール等情報提供手段の検討 ケ 被災者安否情報提供窓口の設置検討 コ <u>災害対策業務へのICT活用の検討</u> <u>災害現場で活用可能なICTについて、県と市町とで意見交換等を行う場を設け、災害対策業務へのICT活用について検討を行う。</u></p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

ページ	旧	新
130	<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第3節 医療・救護体制及び機能の確保（予防15） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害時に医療を担う機関を対象とした対策 (1) 医療体制の整備 ア 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の体制充実（医療保健部） 県では、災害時における医療機関の被災状況を把握するため、医療機関の稼働状況を入力することで関係機関（国、都道府県、医療機関、消防等）と都道府県を越えて情報が共有できる広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の運用を行っており、病院だけでなく、有床<u>及び透析施設を有する</u>診療所を含めた医療機関のEMISへの加入促進に努める。</p> <p>（中略）</p> <p>ク 災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）及び医療救護班の編成と訓練の実施（医療保健部、防災対策部） DMATは、各災害拠点病院がそれぞれ1隊以上保有している。DPATは、三重DPAT協定病院がそれぞれ1隊以上保有している。また医療救護班は、（公社）三重県医師会、（公社）三重県病院協会、都市医師会、（公社）三重県看護協会、（公社）三重県歯科医師会、（一社）三重県薬剤師会、日本赤十字社三重県支部、（独）国立病院機構の各病院、大学病院等の協力を得て編成することとし、各機関において、あらかじめメンバーを選定しておく。 <u>いずれも</u>日頃から関係機関と連携した訓練の実施や参加に努める。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第3節 医療・救護体制及び機能の確保（予防15） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害時に医療を担う機関を対象とした対策 (1) 医療体制の整備 ア 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の体制充実（医療保健部） 県では、災害時における医療機関の被災状況を把握するため、医療機関の稼働状況を入力することで関係機関（国、都道府県、医療機関、消防等）と都道府県を越えて情報が共有できる広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の運用を行っており、病院だけでなく、有床診療所を含めた医療機関のEMISへの加入促進に努める。</p> <p>（中略）</p> <p>ク 災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）及び医療救護班の編成と訓練の実施（医療保健部、防災対策部） DMATは、各災害拠点病院がそれぞれ1隊以上保有している。DPATは、三重DPAT協定病院がそれぞれ1隊以上保有している。また医療救護班は、（公社）三重県医師会、（公社）三重県病院協会、都市医師会、（公社）三重県看護協会、（公社）三重県歯科医師会、（一社）三重県薬剤師会、日本赤十字社三重県支部、（独）国立病院機構の各病院、大学病院等の協力を得て編成することとし、各機関において、あらかじめメンバーを選定しておく。 <u>また、DMAT・DPAT及び医療救護班が保健医療活動に係る活動方針や避難者の健康状態を情報共有しながら、連携して活動できる体制を検討するとともに、</u>日頃から関係機関と連携した訓練の実施や参加に努める。</p>
136	<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第4節 応援・受援体制の整備 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 地方部に関する対策 また、被害想定に基づき、事前の各地方部の役割分担及びこれに基づく災害時の連携体制を検討する<u>とともに</u>、防災訓練を実施する。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第4節 応援・受援体制の整備 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 地方部に関する対策 また、被害想定に基づき、事前の各地方部の役割分担及びこれに基づく災害時の連携体制を検討する<u>とともに</u>、防災訓練を実施する。</p>
143	<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 水道施設（県管理）を対象とした対策（企業庁） (3) 応急給水・復旧のための体制整備 水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める。また、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備するとともに、市町が実施する 運搬給水への支援策として、浄水場等に<u>給水車への</u>応急給水設備を<u>整備し</u>、給水車に水道水を供給できる体制を確保する。 「三重県水道災害広域応援協定」、「東海四県水道災害相互応援に関する覚書」等に基づき、資機材等に関する情報共有を行う。また、災害時の「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応援給水等の実効性を高めるため、関係市町と連携し、応援給水等の訓練を実施する。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 水道施設（県管理）を対象とした対策（企業庁） (3) 応急給水・復旧のための体制整備 水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める。また、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備するとともに、市町が実施する 運搬給水への支援策として、浄水場等に<u>設置した</u>応急給水設備に<u>より</u>、給水車に水道水を供給できる体制を確保する。 「三重県水道災害広域応援協定」、「東海四県水道災害相互応援に関する覚書」等に基づき、資機材や<u>応急給水設備のスペック</u>等に関する情報共有を行う。また、災害時の「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応援給水等の実効性を高めるため、関係市町と連携し、応援給水等の訓練を実施する。</p>

ページ	旧	新
158	<p>第2部 災害予防・減災対策 第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 防災対応の流れ (表省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 防災対応の流れ (表省略)</p> <p><u>県は、平時においても、県民に対して南海トラフ地震臨時情報が発せられた際に取りるべき対応に関する知識等を伝えるため、各防災関係機関への協力を求めながら、防災関連イベントや防災講話会（研修会）等の機会を活用するほか、ホームページやマスメディア、SNS等を通して、知識等の普及・啓発活動を実施する。</u></p>
159	<p>第2部 災害予防・減災対策 第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応（予防 21） 第1項 防災・減災重点目標</p> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>【現在の状態】</p> <p>・南海トラフ地震臨時情報の運用が始まったばかりで、県内の市町や関係機関等における、臨時情報発表時の対応にばらつきがある。</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>【この計画がめざす状態】</p> <p>・臨時情報発表後に、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達体制の整備をはじめとする、防災対応が済んでいる。</p> </div> </div>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応（予防 21） 第1項 防災・減災重点目標</p> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>【現在の状態】</p> <p>・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合に、県内の市町や関係機関等における、臨時情報発表時の対応にばらつきがある。</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>【この計画がめざす状態】</p> <p>・臨時情報発表後に、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達体制の整備をはじめとする、防災対応が済んでいる。</p> </div> </div>
159	<p>第2部 災害予防・減災対策 第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応（予防 21） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 情報収集・連絡体制の整備 (1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表し、同内容について県に対し連絡があった場合には、「南海トラフ地震準備体制」をとるものとする。 各部署、地方災害対策部における配備人員は、大規模地震発生に伴う初動対応や臨時庁議への対応等が可能な体制とする。 なお、既に災害対策基本法に基づく三重県災害対策本部が設置されている場合は、「南海トラフ地震準備体制」をとらず、以下の臨時庁議は本部会議に読み替えるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(3) 臨時庁議の開催等</u> 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の受領から2時間後を目途に、臨時庁議を開催する。 参加者：知事以下各部署長、各地域防災総合事務所長・地域活性化局長 内 容：津地方気象台からの状況説明 _____ 県（本部、地方部）および市町が事前対応すべき事項の確認 _____ 知事指示事項 _____ 県民への呼びかけ 等 報 道：公開とする。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応（予防 21） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 情報収集・連絡体制の整備 (1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表し、同内容について県に対し連絡があった場合には、「南海トラフ地震準備体制」をとるものとする。 各部署、地方災害対策部における配備人員は、大規模地震発生に伴う初動対応や本部会議（※）への対応等が可能な体制とする。 なお、既に災害対策基本法に基づく三重県災害対策本部が設置されている場合は、「南海トラフ地震準備体制」をとらない。 <u>※「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」または「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合に開催する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(削除)</p>

ページ	旧	新
162	<p>第2部 災害予防・減災対策 第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対策（予防 22） 第3項 対策 ■県が実施する対策 <u>（新設）</u></p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の緊急の情報伝達等 （略） 2 県民への広報 （略） 3 関係団体への情報提供 （略） 4 避難対策等 （略） 5 消防機関等の活動 （略） 6 社会秩序維持活動等 （略）</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対策（予防 22） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 <u>本部会議の開催</u> <u>「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の発表から速やかに、本部会議を開催する。</u> <u>参加者：知事以下各部署長、各地域防災総合事務所長・地域活性化局長</u> <u>内 容：津地方気象台からの状況説明</u> <u>県（本部、地方部）および市町が事前対応すべき事項の確認</u> <u>知事指示事項</u> <u>県民への呼びかけ 等</u> <u>報 道：公開とする。</u></p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の緊急の情報伝達等 （略） 3 県民への広報 （略） 4 関係団体への情報提供 （略） 5 避難対策等 （略） 6 消防機関等の活動 （略） 7 社会秩序維持活動等 （略）</p>
165	<p>第2部 災害予防・減災対策 第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対策（予防 22） 第3項 対策 ■市町が実施する対策 <u>（新設）</u></p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の緊急の情報伝達等 <u>（略）</u> 2 避難対策等 （略） 3 交通対策 （略） 4 市町が管理等を行う施設等に関する対策</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対策（予防 22） 第3項 対策 ■市町が実施する対策 1 <u>必要な体制の確保</u> <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害対策本部等を設置する等必要な体制を確保するものとする。</u></p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の緊急の情報伝達等 （略） 3 避難対策等 （略） 4 交通対策 （略） 5 市町が管理等を行う施設等に関する対策</p>

ページ	旧	新
168	<p>第2部 災害予防・減災対策 第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策（予防 23） 第1項 防災・減災重点目標</p> <p><u>【現在の状態】</u> ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に、県内の市町や関係機関等における臨時情報発表時の対応にばらつきがある。</p> <p>省略 第3項 対策 ■県が実施する対策 （新設）</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の情報伝達等 （略） 2 県民への広報 （略） 3 関係団体への情報提供 （略） 4 県が管理を行う施設等に関する対策 （略）</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策（予防 23） 第1項 防災・減災重点目標</p> <p><u>【現在の状態】</u> ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に、県内の市町や関係機関等における臨時情報発表時の対応にばらつきがある。</p> <p>（中略） 第3項 対策 ■県が実施する対策</p> <p>1 本部会議の開催 <u>「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表から速やかに、本部会議を開催する。</u> <u>参加者：知事以下各部局長、各地域防災総合事務所長・地域活性化局長</u> <u>内容：津地方気象台からの状況説明</u> <u>県（本部、地方部）および市町が事前対応すべき事項の確認</u> <u>知事指示事項</u> <u>県民への呼びかけ 等</u> <u>報道：公開とする。</u></p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の情報伝達等 （略） 3 県民への広報 （略） 4 関係団体への情報提供 （略） 5 県が管理を行う施設等に関する対策 （略）</p>
169	<p>第2部 災害予防・減災対策 第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策（予防 23） 第3項 対策 ■市町が実施する対策 （新設）</p> <p>1 住民への周知等 （略） 2 市町が管理等を行う施設等に関する対策 （略）</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策（予防 23） 第3項 対策 ■市町が実施する対策</p> <p>1 必要な体制の確保 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害対策本部等を設置する等必要な体制を確保するものとする。</u></p> <p>2 住民への周知等 （略） 3 市町が管理等を行う施設等に関する対策 （略）</p>

ページ	旧	新
171	<p>第2部 災害予防・減災対策 第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 （別紙） 三重県から住民や企業等への呼びかけについて 省略 1 住民への防災対応 （中略） （2）臨時情報（巨大地震警戒）の発表の際は、（1）に加え次の防災対応をとること。 （注）臨時情報（巨大地震注意）の発表の場合、個々の必要に応じて避難を自主的に実施。） ①土砂災害に対する防災対応 ・個々の状況に応じて、自主避難を含め、身の安全を守る等の防災対応を検討する。 ②住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応 ・耐震性の不足する住宅に居住する住民は、自主避難も含めて検討する。また、火災の発生のある器具の使用を控えることなどで火災の発生を防止する。 <u>（新設）</u></p> <p><u>2 企業等への防災対応</u> （略） <u>3 事前避難対象地域内の住民等への呼びかけ</u> 事前避難対象地域内にあり、避難を必要とする住民等に対しては、県から、市町があらかじめ定めた避難計画等に基づき、親せき・知人宅や避難所などへ一週間の避難を行うよう呼びかける。 また、海岸沿いで、津波浸水が想定される地区内にお住まいで、移動等が困難な要配慮者についても、浸水想定区域外の避難所等への事前避難を呼びかける。 同地域内の企業等に対しては、県から、あらかじめ各企業等が個々の事情に応じて定めた計画に基づき、事業中止や従業員の安全確保、機器の安全対策の確認、利用者の避難体制の確立、地域貢献活動の推進などについて呼びかける。 そのほか、福祉・医療、教育等関係機関等に対しても、利用者等の安全確保を最優先とした防災対応（必要に応じて1週間の休業・休校等を含める）が図られるよう呼びかける。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 （別紙） 三重県から住民や企業等への呼びかけについて （中略） 1 住民への防災対応 （中略） （2）臨時情報（巨大地震警戒）の発表の際は、（1）に加え次の防災対応をとること。 （注）臨時情報（巨大地震注意）の発表の場合、個々の必要に応じて避難を自主的に実施。） ①土砂災害に対する防災対応 ・個々の状況に応じて、自主避難を含め、身の安全を守る等の防災対応を検討する。 ②住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応 ・耐震性の不足する住宅に居住する住民は、自主避難も含めて検討する。また、火災の発生のある器具の使用を控えることなどで火災の発生を防止する。 <u>③ 事前避難対象地域内の住民等への呼びかけ</u> ・事前避難対象地域内にあり、避難を必要とする住民等に対しては、県から、市町があらかじめ定めた避難計画等に基づき、親せき・知人宅や避難所などへ一週間の避難を行うよう呼びかける。 ・また、海岸沿いで、津波浸水が想定される地区内にお住まいで、移動等が困難な要配慮者についても、浸水想定区域外の避難所等への事前避難を呼びかける。 ・同地域内の企業等に対しては、県から、あらかじめ各企業等が個々の事情に応じて定めた計画に基づき、事業中止や従業員の安全確保、機器の安全対策の確認、利用者の避難体制の確立、地域貢献活動の推進などについて呼びかける。 ・そのほか、福祉・医療、教育等関係機関等に対しても、利用者等の安全確保を最優先とした防災対応（必要に応じて1週間の休業・休校等を含める）が図られるよう呼びかける。</p> <p><u>2 企業等への防災対応</u> （略） （削除）</p>
175	<p>第3部 発災後対策 発災後対策節別タイムスケジュール 第1節 活動態勢の整備 （地方部）<u>地方部派遣チーム</u>による支援活動</p>	<p>第3部 発災後対策 発災後対策節別タイムスケジュール 第1節 活動態勢の整備 （地方部）<u>先遣隊</u>による支援活動</p>

ページ	旧	新																								
180	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第1節 活動態勢の整備 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="271 233 465 304">緊急派遣チームによる<u>地方部</u>・市町災对本部活動支援等</td> <td data-bbox="465 233 651 304">総括部隊（派遣班、情報班）</td> <td data-bbox="651 233 837 304">【発災直後】 災害の状況により、必要に応じて</td> <td data-bbox="837 233 1055 304">・地方部、市町等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 304 465 376"><u>地方部派遣チーム</u>による情報収集等</td> <td data-bbox="465 304 651 376">地方統括部（総括班）</td> <td data-bbox="651 304 837 376">【発災直後】 災害の状況により、必要に応じて</td> <td data-bbox="837 304 1055 376">・県災对本部、市町等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 376 465 480">災害対策職員の健康管理</td> <td data-bbox="465 376 651 480">総括部隊（総務班）</td> <td data-bbox="651 376 837 480">【発災2日後】 職員の勤務状況等を考慮し、必要に応じて</td> <td data-bbox="837 376 1055 480">・各部局、各事務所等</td> </tr> </table>	緊急派遣チームによる <u>地方部</u> ・市町災对本部活動支援等	総括部隊（派遣班、情報班）	【発災直後】 災害の状況により、必要に応じて	・地方部、市町等	<u>地方部派遣チーム</u> による情報収集等	地方統括部（総括班）	【発災直後】 災害の状況により、必要に応じて	・県災对本部、市町等	災害対策職員の健康管理	総括部隊（総務班）	【発災2日後】 職員の勤務状況等を考慮し、必要に応じて	・各部局、各事務所等	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第1節 活動態勢の整備 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1167 233 1361 304">緊急派遣チームによる市町災对本部活動支援等</td> <td data-bbox="1361 233 1547 304">総括部隊（派遣班、情報班）</td> <td data-bbox="1547 233 1733 304">【発災直後】 災害の状況により、必要に応じて</td> <td data-bbox="1733 233 1951 304">・地方部、市町等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 304 1361 376"><u>先遣隊</u>による情報収集等</td> <td data-bbox="1361 304 1547 376">地方統括部（総括班）</td> <td data-bbox="1547 304 1733 376">【発災直後】 災害の状況により、必要に応じて</td> <td data-bbox="1733 304 1951 376">・県災对本部、市町等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 376 1361 480">災害対策職員の健康管理</td> <td data-bbox="1361 376 1547 480">総括部隊（総務班）</td> <td data-bbox="1547 376 1733 480">【発災2日後】 職員の勤務状況等を考慮し、必要に応じて</td> <td data-bbox="1733 376 1951 480">・各部局、各事務所等</td> </tr> </table>	緊急派遣チームによる市町災对本部活動支援等	総括部隊（派遣班、情報班）	【発災直後】 災害の状況により、必要に応じて	・地方部、市町等	<u>先遣隊</u> による情報収集等	地方統括部（総括班）	【発災直後】 災害の状況により、必要に応じて	・県災对本部、市町等	災害対策職員の健康管理	総括部隊（総務班）	【発災2日後】 職員の勤務状況等を考慮し、必要に応じて	・各部局、各事務所等
緊急派遣チームによる <u>地方部</u> ・市町災对本部活動支援等	総括部隊（派遣班、情報班）	【発災直後】 災害の状況により、必要に応じて	・地方部、市町等																							
<u>地方部派遣チーム</u> による情報収集等	地方統括部（総括班）	【発災直後】 災害の状況により、必要に応じて	・県災对本部、市町等																							
災害対策職員の健康管理	総括部隊（総務班）	【発災2日後】 職員の勤務状況等を考慮し、必要に応じて	・各部局、各事務所等																							
緊急派遣チームによる市町災对本部活動支援等	総括部隊（派遣班、情報班）	【発災直後】 災害の状況により、必要に応じて	・地方部、市町等																							
<u>先遣隊</u> による情報収集等	地方統括部（総括班）	【発災直後】 災害の状況により、必要に応じて	・県災对本部、市町等																							
災害対策職員の健康管理	総括部隊（総務班）	【発災2日後】 職員の勤務状況等を考慮し、必要に応じて	・各部局、各事務所等																							
180	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害対策のための配備体制 (1) 配備基準 被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に推進するため、県は、次の基準による配備体制を整える。 なお、南海トラフ地震臨時情報への対応については、「第2部第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する対応」に基づき実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 735 412 761">体制(※1)</th> <th data-bbox="412 735 651 761">準備体制</th> <th data-bbox="651 735 891 761">警戒体制</th> <th data-bbox="891 735 1131 761">非常体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 761 412 1114">配備基準</td> <td data-bbox="412 761 651 1114"> 1. 県内に震度4を観測する地震があったとき。 2. 津波注意報が県内に発表されたとき（津波予報区「伊勢・三河湾」「三重県南部」）。 3. 隣接府県で震度5強以上を観測する地震が発生したとき。 <u>(新設)</u> 4. その他地震に関する災害が発生したとき。 </td> <td data-bbox="651 761 891 1114">(略)</td> <td data-bbox="891 761 1131 1114">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	体制(※1)	準備体制	警戒体制	非常体制	配備基準	1. 県内に震度4を観測する地震があったとき。 2. 津波注意報が県内に発表されたとき（津波予報区「伊勢・三河湾」「三重県南部」）。 3. 隣接府県で震度5強以上を観測する地震が発生したとき。 <u>(新設)</u> 4. その他地震に関する災害が発生したとき。	(略)	(略)	<p>第3部 発災後対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害対策のための配備体制 (1) 配備基準 被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に推進するため、県は、次の基準による配備体制を整える。 なお、南海トラフ地震臨時情報への対応については、「第2部第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する対応」に基づき実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1189 735 1308 761">体制(※1)</th> <th data-bbox="1308 735 1547 761">準備体制</th> <th data-bbox="1547 735 1787 761">警戒体制</th> <th data-bbox="1787 735 2027 761">非常体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1189 761 1308 1114">配備基準</td> <td data-bbox="1308 761 1547 1114"> 1. 県内に震度4を観測する地震があったとき。 2. 津波注意報が県内に発表されたとき（津波予報区「伊勢・三河湾」「三重県南部」）。 3. 隣接府県で震度5強以上を観測する地震が発生したとき。 4. <u>南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。</u> 5. その他地震に関する災害が発生したとき。 </td> <td data-bbox="1547 761 1787 1114">(略)</td> <td data-bbox="1787 761 2027 1114">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	体制(※1)	準備体制	警戒体制	非常体制	配備基準	1. 県内に震度4を観測する地震があったとき。 2. 津波注意報が県内に発表されたとき（津波予報区「伊勢・三河湾」「三重県南部」）。 3. 隣接府県で震度5強以上を観測する地震が発生したとき。 4. <u>南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。</u> 5. その他地震に関する災害が発生したとき。	(略)	(略)								
体制(※1)	準備体制	警戒体制	非常体制																							
配備基準	1. 県内に震度4を観測する地震があったとき。 2. 津波注意報が県内に発表されたとき（津波予報区「伊勢・三河湾」「三重県南部」）。 3. 隣接府県で震度5強以上を観測する地震が発生したとき。 <u>(新設)</u> 4. その他地震に関する災害が発生したとき。	(略)	(略)																							
体制(※1)	準備体制	警戒体制	非常体制																							
配備基準	1. 県内に震度4を観測する地震があったとき。 2. 津波注意報が県内に発表されたとき（津波予報区「伊勢・三河湾」「三重県南部」）。 3. 隣接府県で震度5強以上を観測する地震が発生したとき。 4. <u>南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。</u> 5. その他地震に関する災害が発生したとき。	(略)	(略)																							

ページ	旧	新												
185	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第1節 活動態勢の整備 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 県災对本部の設置 (2) 地方部の概要</p> <p>活動</p> <p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <p>1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。</p> <p>① 地方統括部の編成 ② <u>地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定</u> ③ <u>地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討</u> ④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等</p> <p>2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。</p> <p>① 本部長指示の共有 <u>及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認</u> ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有</p> <p>（中略）</p> <p>4 <u>地方部派遣チーム</u>による情報収集等（地方統括部＜総括班＞） <u>地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災对本部及び地方部と市町災对本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。</u></p>	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第1節 活動態勢の整備 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 県災对本部の設置 (2) 地方部の概要</p> <p>活動</p> <p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。<u>なお、必要に応じて、県災害対策本部が実施する活動の支援を行う。</u></p> <p>1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。</p> <p>① 地方統括部の編成 ② 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等</p> <p>2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。</p> <p>① 本部長指示の共有 ② <u>地方統括部各班及び各事務所等の災害応急対策事案の共有</u></p> <p>（中略）</p> <p>4 <u>先遣隊</u>による情報収集等（地方統括部＜総括班＞） <u>地方部は、災害の状況等により県災对本部から緊急派遣チームの派遣が困難な状況等においては、地方部長の判断に基づいて、管内市町へ先遣隊を派遣し、市町災害対策本部の対応状況の把握、県災害対策本部への報告を行う。</u></p>												
189	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 【別表2】三重県災害対策本部災害対策統括部の構成及び所掌事務 1. 統括部隊</p> <table border="1" data-bbox="257 1034 1104 1082"> <tr> <td data-bbox="257 1034 548 1059">広聴広報班(7)</td> <td data-bbox="548 1034 638 1059">班長</td> <td data-bbox="638 1034 1104 1059">政策企画部 広聴広報課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="548 1059 638 1082">班員</td> <td data-bbox="638 1059 1104 1082">政策企画部 広聴広報課(6)</td> </tr> </table>	広聴広報班(7)	班長	政策企画部 広聴広報課長		班員	政策企画部 広聴広報課(6)	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 【別表2】三重県災害対策本部災害対策統括部の構成及び所掌事務 1. 統括部隊</p> <table border="1" data-bbox="1153 1034 2000 1082"> <tr> <td data-bbox="1153 1034 1444 1059">広聴広報班(7)</td> <td data-bbox="1444 1034 1534 1059">班長</td> <td data-bbox="1534 1034 2000 1059">総務部 広聴広報課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1444 1059 1534 1082">班員</td> <td data-bbox="1534 1059 2000 1082">総務部 広聴広報課(6)</td> </tr> </table>	広聴広報班(7)	班長	総務部 広聴広報課長		班員	総務部 広聴広報課(6)
広聴広報班(7)	班長	政策企画部 広聴広報課長												
	班員	政策企画部 広聴広報課(6)												
広聴広報班(7)	班長	総務部 広聴広報課長												
	班員	総務部 広聴広報課(6)												

ページ	旧	新																																																																																																									
191	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第1節 活動態勢の整備 第3項 対策 【別表2】三重県災害対策本部災害対策統括部の編成及び所掌事務 1. 総括部隊 ◆所掌事務（総括部隊）</p> <table border="1"> <tr> <td>(通信)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災通信ネットワークの運用に関すること</td> <td>災害対策推進課</td> </tr> <tr> <td>行政情報ネットワークの災害対策に関すること</td> <td>デジタル改革推進課</td> </tr> </table>	(通信)		防災通信ネットワークの運用に関すること	災害対策推進課	行政情報ネットワークの災害対策に関すること	デジタル改革推進課	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第1節 活動態勢の整備 第3項 対策 【別表2】三重県災害対策本部災害対策統括部の編成及び所掌事務 1. 総括部隊 ◆所掌事務（総括部隊）</p> <table border="1"> <tr> <td>(通信)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災通信ネットワークの運用に関すること</td> <td>災害対策推進課</td> </tr> <tr> <td>防災情報プラットフォームの運用に関すること</td> <td>災害対策推進課</td> </tr> <tr> <td>行政情報ネットワークの災害対策に関すること</td> <td>デジタル改革推進課</td> </tr> </table>	(通信)		防災通信ネットワークの運用に関すること	災害対策推進課	防災情報プラットフォームの運用に関すること	災害対策推進課	行政情報ネットワークの災害対策に関すること	デジタル改革推進課																																																																																											
(通信)																																																																																																											
防災通信ネットワークの運用に関すること	災害対策推進課																																																																																																										
行政情報ネットワークの災害対策に関すること	デジタル改革推進課																																																																																																										
(通信)																																																																																																											
防災通信ネットワークの運用に関すること	災害対策推進課																																																																																																										
防災情報プラットフォームの運用に関すること	災害対策推進課																																																																																																										
行政情報ネットワークの災害対策に関すること	デジタル改革推進課																																																																																																										
194- 195	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第1節 活動態勢の整備 第3項 対策 【別表2】三重県災害対策本部災害対策統括部の編成及び所掌事務 3. 保健医療部隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部、部隊、隊及び班名</th> <th>職名</th> <th>平時の職名（必要職員数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保健医療部隊(27)</td> <td>部隊長</td> <td>医療保健部長</td> </tr> <tr> <td>副部隊長</td> <td>病院事業庁長</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">情報収集・分析班(12)</td> <td>班長</td> <td>医療保健部 人権・危機管理監</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">班員</td> <td>医療保健部 医療保健総務課(4)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 医療政策課(1)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 健康推進課(1) ※医療活動支援班兼務</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 薬務課(2) ※うち医療活動支援班兼務1</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 国民健康保険課(1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>医療保健部 医療人材課(1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>医療保健部 長寿介護課(1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>※被災者支援班からリエゾン1名兼務</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">医療活動支援班(9)</td> <td>班長</td> <td>医療保健部 医療政策課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">班員</td> <td>医療保健部 医療政策課(5)</td> </tr> <tr> <td>病院事業庁 県立病院課(1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療保健部 健康推進課(1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>医療保健部 薬務課(2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健衛生班(4)</td> <td>班長</td> <td>医療保健部 健康推進課長</td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td>医療保健部 食品安全課(1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>医療保健部 感染症対策課(1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>医療保健部 健康推進課(1)</td> </tr> </tbody> </table>	部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）	保健医療部隊(27)	部隊長	医療保健部長	副部隊長	病院事業庁長	情報収集・分析班(12)	班長	医療保健部 人権・危機管理監	班員	医療保健部 医療保健総務課(4)	医療保健部 医療政策課(1)	医療保健部 健康推進課(1) ※医療活動支援班兼務	医療保健部 薬務課(2) ※うち医療活動支援班兼務1	医療保健部 国民健康保険課(1)			医療保健部 医療人材課(1)			医療保健部 長寿介護課(1)			※被災者支援班からリエゾン1名兼務	医療活動支援班(9)	班長	医療保健部 医療政策課長	班員	医療保健部 医療政策課(5)	病院事業庁 県立病院課(1)		医療保健部 健康推進課(1)			医療保健部 薬務課(2)	保健衛生班(4)	班長	医療保健部 健康推進課長	班員	医療保健部 食品安全課(1)			医療保健部 感染症対策課(1)			医療保健部 健康推進課(1)	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第1節 活動態勢の整備 第3項 対策 【別表2】三重県災害対策本部災害対策統括部の編成及び所掌事務 3. 保健医療部隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部、部隊、隊及び班名</th> <th>職名</th> <th>平時の職名（必要職員数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保健医療部隊(34)</td> <td>部隊長</td> <td>医療保健部長</td> </tr> <tr> <td>副部隊長</td> <td>病院事業庁長</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">総括班(12)</td> <td>班長</td> <td>医療保健部 人権・危機管理監</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">班員</td> <td>医療保健部 医療保健総務課(4)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 医療政策課(1)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 健康推進課(1) ※医療活動支援・衛生班兼務</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>医療保健部 薬務課(2) ※うち医療活動支援・衛生班兼務1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>医療保健部 国民健康保険課(3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>※子ども・福祉部からリエゾン1名兼務</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療活動支援・衛生班(13)</td> <td>班長</td> <td>医療保健部 医療政策課長</td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td>医療保健部 医療政策課(5)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>病院事業庁 県立病院課(1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>医療保健部 食品安全課(1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>医療保健部 感染症対策課(1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>医療保健部 健康推進課(2)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>医療保健部 薬務課(2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">健康危機管理支援班(9)</td> <td>班長</td> <td>医療保健部 医療人材課 副参事</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">班員</td> <td>医療保健部 医療保健総務課(2)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 医療人材課(1)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 感染症対策課(2)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>医療保健部 長寿介護課(1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>医療保健部 健康推進課(2)</td> </tr> </tbody> </table>	部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）	保健医療部隊(34)	部隊長	医療保健部長	副部隊長	病院事業庁長	総括班(12)	班長	医療保健部 人権・危機管理監	班員	医療保健部 医療保健総務課(4)	医療保健部 医療政策課(1)	医療保健部 健康推進課(1) ※医療活動支援・衛生班兼務			医療保健部 薬務課(2) ※うち医療活動支援・衛生班兼務1			医療保健部 国民健康保険課(3)			※子ども・福祉部からリエゾン1名兼務	医療活動支援・衛生班(13)	班長	医療保健部 医療政策課長	班員	医療保健部 医療政策課(5)			病院事業庁 県立病院課(1)			医療保健部 食品安全課(1)			医療保健部 感染症対策課(1)			医療保健部 健康推進課(2)			医療保健部 薬務課(2)	健康危機管理支援班(9)	班長	医療保健部 医療人材課 副参事	班員	医療保健部 医療保健総務課(2)	医療保健部 医療人材課(1)	医療保健部 感染症対策課(2)			医療保健部 長寿介護課(1)			医療保健部 健康推進課(2)
部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）																																																																																																									
保健医療部隊(27)	部隊長	医療保健部長																																																																																																									
	副部隊長	病院事業庁長																																																																																																									
情報収集・分析班(12)	班長	医療保健部 人権・危機管理監																																																																																																									
	班員	医療保健部 医療保健総務課(4)																																																																																																									
		医療保健部 医療政策課(1)																																																																																																									
		医療保健部 健康推進課(1) ※医療活動支援班兼務																																																																																																									
		医療保健部 薬務課(2) ※うち医療活動支援班兼務1																																																																																																									
医療保健部 国民健康保険課(1)																																																																																																											
		医療保健部 医療人材課(1)																																																																																																									
		医療保健部 長寿介護課(1)																																																																																																									
		※被災者支援班からリエゾン1名兼務																																																																																																									
医療活動支援班(9)	班長	医療保健部 医療政策課長																																																																																																									
	班員	医療保健部 医療政策課(5)																																																																																																									
		病院事業庁 県立病院課(1)																																																																																																									
	医療保健部 健康推進課(1)																																																																																																										
		医療保健部 薬務課(2)																																																																																																									
保健衛生班(4)	班長	医療保健部 健康推進課長																																																																																																									
	班員	医療保健部 食品安全課(1)																																																																																																									
		医療保健部 感染症対策課(1)																																																																																																									
		医療保健部 健康推進課(1)																																																																																																									
部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）																																																																																																									
保健医療部隊(34)	部隊長	医療保健部長																																																																																																									
	副部隊長	病院事業庁長																																																																																																									
総括班(12)	班長	医療保健部 人権・危機管理監																																																																																																									
	班員	医療保健部 医療保健総務課(4)																																																																																																									
		医療保健部 医療政策課(1)																																																																																																									
		医療保健部 健康推進課(1) ※医療活動支援・衛生班兼務																																																																																																									
		医療保健部 薬務課(2) ※うち医療活動支援・衛生班兼務1																																																																																																									
		医療保健部 国民健康保険課(3)																																																																																																									
		※子ども・福祉部からリエゾン1名兼務																																																																																																									
医療活動支援・衛生班(13)	班長	医療保健部 医療政策課長																																																																																																									
	班員	医療保健部 医療政策課(5)																																																																																																									
		病院事業庁 県立病院課(1)																																																																																																									
		医療保健部 食品安全課(1)																																																																																																									
		医療保健部 感染症対策課(1)																																																																																																									
		医療保健部 健康推進課(2)																																																																																																									
		医療保健部 薬務課(2)																																																																																																									
健康危機管理支援班(9)	班長	医療保健部 医療人材課 副参事																																																																																																									
	班員	医療保健部 医療保健総務課(2)																																																																																																									
		医療保健部 医療人材課(1)																																																																																																									
		医療保健部 感染症対策課(2)																																																																																																									
		医療保健部 長寿介護課(1)																																																																																																									
		医療保健部 健康推進課(2)																																																																																																									

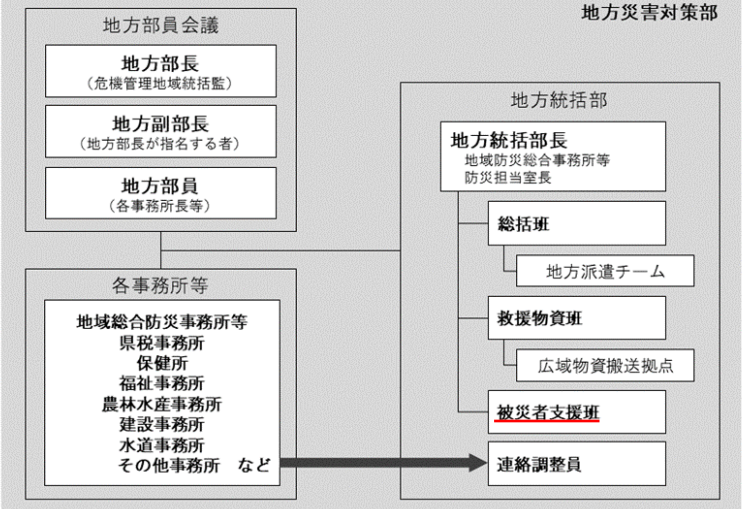
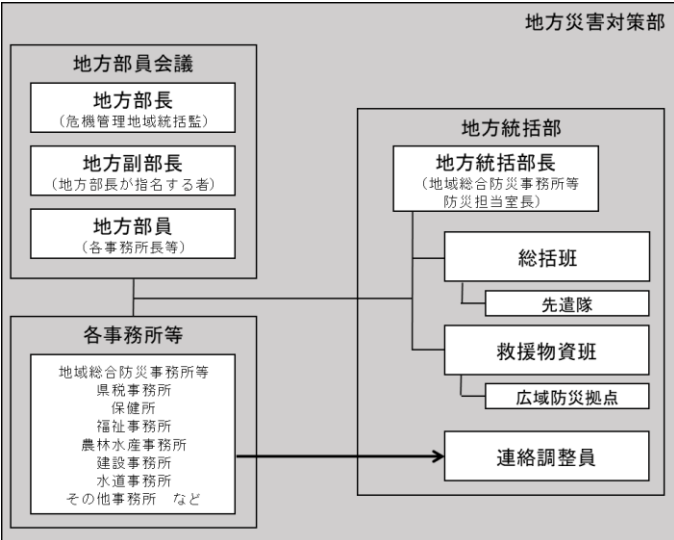
ページ	旧	新																																																																																																								
	<p>◆ 所掌事務（保健医療部隊）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報収集・分析班</th> <th>対応部課(※1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>部隊内の総合調整に関すること</td><td>医療保健総務課</td></tr> <tr><td>統括部隊との連絡調整に関すること</td><td>医療保健総務課</td></tr> <tr><td>部隊内の情報収集・整理に関すること</td><td>医療保健総務課</td></tr> <tr><td>部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること</td><td>医療保健総務課</td></tr> <tr><td>受援の総合調整に関すること</td><td>医療保健総務課</td></tr> <tr><td>医療情報の収集・分析・共有に関すること</td><td>医療政策課 健康推進課 薬務課</td></tr> <tr><td>保健所、関係機関との連絡窓口に関すること</td><td>国民健康保険課 医療人材課 長寿介護課</td></tr> <tr><td>派遣（職含む）の総合調整に関すること</td><td>医療保健総務課</td></tr> <tr><td>医療活動支援班</td><td></td></tr> <tr><td>本部の医療対策に関すること</td><td>医療政策課</td></tr> <tr><td>医療救護班等の編成及び派遣に関すること</td><td>医療政策課</td></tr> <tr><td>入院治療を要するものの収容に関すること</td><td>医療政策課</td></tr> <tr><td>難病、透析患者等に対する医療支援に関すること</td><td>健康推進課</td></tr> <tr><td>災害時精神科医療及び被災者のこころのケアに関すること</td><td>健康推進課</td></tr> <tr><td>輸血用血液の供給に関すること</td><td>薬務課</td></tr> <tr><td>医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること</td><td>薬務課</td></tr> <tr><td>保健衛生班</td><td></td></tr> <tr><td>食品衛生に関すること</td><td>食品安全課</td></tr> <tr><td>広域火葬計画に関すること</td><td>食品安全課</td></tr> <tr><td>防疫に関すること</td><td>感染症対策課 食品安全課</td></tr> <tr><td>保健師の派遣に関すること</td><td>健康推進課</td></tr> <tr><td>毒物劇物取扱い施設に関すること</td><td>薬務課</td></tr> <tr><td>食生活指導の支援に関すること</td><td>健康推進課</td></tr> </tbody> </table>	情報収集・分析班	対応部課(※1)	部隊内の総合調整に関すること	医療保健総務課	統括部隊との連絡調整に関すること	医療保健総務課	部隊内の情報収集・整理に関すること	医療保健総務課	部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	医療保健総務課	受援の総合調整に関すること	医療保健総務課	医療情報の収集・分析・共有に関すること	医療政策課 健康推進課 薬務課	保健所、関係機関との連絡窓口に関すること	国民健康保険課 医療人材課 長寿介護課	派遣（職含む）の総合調整に関すること	医療保健総務課	医療活動支援班		本部の医療対策に関すること	医療政策課	医療救護班等の編成及び派遣に関すること	医療政策課	入院治療を要するものの収容に関すること	医療政策課	難病、透析患者等に対する医療支援に関すること	健康推進課	災害時精神科医療及び被災者のこころのケアに関すること	健康推進課	輸血用血液の供給に関すること	薬務課	医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること	薬務課	保健衛生班		食品衛生に関すること	食品安全課	広域火葬計画に関すること	食品安全課	防疫に関すること	感染症対策課 食品安全課	保健師の派遣に関すること	健康推進課	毒物劇物取扱い施設に関すること	薬務課	食生活指導の支援に関すること	健康推進課	<p>◆ 所掌事務（保健医療部隊）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総括班</th> <th>対応部課(※1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>部隊内の総合調整に関すること</td><td>医療保健総務課</td></tr> <tr><td>統括部隊との連絡調整に関すること</td><td>医療保健総務課</td></tr> <tr><td>部隊内の整理に関すること</td><td>医療保健総務課</td></tr> <tr><td>部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること</td><td>医療保健総務課</td></tr> <tr><td>部隊長の方針決定の補佐に関すること</td><td>医療保健総務課</td></tr> <tr><td>情報の収集・分析・共有に関すること</td><td>医療政策課 健康推進課 薬務課</td></tr> <tr><td>保健所、関係機関との連絡窓口に関すること</td><td>国民健康保険課</td></tr> <tr><td>小児周産期リエゾンに関すること（ロジ）</td><td></td></tr> <tr><td>医療活動支援・衛生班</td><td></td></tr> <tr><td>本部の医療対策に関すること</td><td>医療政策課</td></tr> <tr><td>医療救護班等の編成及び派遣に関すること</td><td>医療政策課</td></tr> <tr><td>入院治療を要するものの収容に関すること</td><td>医療政策課</td></tr> <tr><td>難病、透析患者等に対する医療支援に関すること</td><td>健康推進課</td></tr> <tr><td>災害時精神科医療及び被災者のこころのケアに関すること</td><td>健康推進課</td></tr> <tr><td>輸血用血液の確保・供給に関すること</td><td>薬務課</td></tr> <tr><td>医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の確保・供給に関すること</td><td>薬務課</td></tr> <tr><td>毒物劇物取扱い施設に関すること</td><td>薬務課</td></tr> <tr><td>食品衛生に関すること</td><td>食品安全課</td></tr> <tr><td>広域火葬計画に関すること</td><td>食品安全課</td></tr> <tr><td>防疫に関すること</td><td>感染症対策課</td></tr> <tr><td>健康危機管理支援班</td><td></td></tr> <tr><td>保健師の派遣に関すること</td><td>健康推進課</td></tr> <tr><td>DHEATの派遣に関すること</td><td>医療保健総務課 感染症対策課</td></tr> <tr><td>食生活指導の支援に関すること</td><td>健康推進課</td></tr> <tr><td>受援の総合調整に関すること</td><td>医療保健総務課</td></tr> <tr><td>保健医療福祉調整本部会議の開催に関すること</td><td>医療人材課</td></tr> <tr><td>関係機関等からの問い合わせへの対応に関すること</td><td>長寿介護課 感染症対策課</td></tr> </tbody> </table>	総括班	対応部課(※1)	部隊内の総合調整に関すること	医療保健総務課	統括部隊との連絡調整に関すること	医療保健総務課	部隊内の整理に関すること	医療保健総務課	部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	医療保健総務課	部隊長の方針決定の補佐に関すること	医療保健総務課	情報の収集・分析・共有に関すること	医療政策課 健康推進課 薬務課	保健所、関係機関との連絡窓口に関すること	国民健康保険課	小児周産期リエゾンに関すること（ロジ）		医療活動支援・衛生班		本部の医療対策に関すること	医療政策課	医療救護班等の編成及び派遣に関すること	医療政策課	入院治療を要するものの収容に関すること	医療政策課	難病、透析患者等に対する医療支援に関すること	健康推進課	災害時精神科医療及び被災者のこころのケアに関すること	健康推進課	輸血用血液の確保・供給に関すること	薬務課	医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の確保・供給に関すること	薬務課	毒物劇物取扱い施設に関すること	薬務課	食品衛生に関すること	食品安全課	広域火葬計画に関すること	食品安全課	防疫に関すること	感染症対策課	健康危機管理支援班		保健師の派遣に関すること	健康推進課	DHEATの派遣に関すること	医療保健総務課 感染症対策課	食生活指導の支援に関すること	健康推進課	受援の総合調整に関すること	医療保健総務課	保健医療福祉調整本部会議の開催に関すること	医療人材課	関係機関等からの問い合わせへの対応に関すること	長寿介護課 感染症対策課
情報収集・分析班	対応部課(※1)																																																																																																									
部隊内の総合調整に関すること	医療保健総務課																																																																																																									
統括部隊との連絡調整に関すること	医療保健総務課																																																																																																									
部隊内の情報収集・整理に関すること	医療保健総務課																																																																																																									
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	医療保健総務課																																																																																																									
受援の総合調整に関すること	医療保健総務課																																																																																																									
医療情報の収集・分析・共有に関すること	医療政策課 健康推進課 薬務課																																																																																																									
保健所、関係機関との連絡窓口に関すること	国民健康保険課 医療人材課 長寿介護課																																																																																																									
派遣（職含む）の総合調整に関すること	医療保健総務課																																																																																																									
医療活動支援班																																																																																																										
本部の医療対策に関すること	医療政策課																																																																																																									
医療救護班等の編成及び派遣に関すること	医療政策課																																																																																																									
入院治療を要するものの収容に関すること	医療政策課																																																																																																									
難病、透析患者等に対する医療支援に関すること	健康推進課																																																																																																									
災害時精神科医療及び被災者のこころのケアに関すること	健康推進課																																																																																																									
輸血用血液の供給に関すること	薬務課																																																																																																									
医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること	薬務課																																																																																																									
保健衛生班																																																																																																										
食品衛生に関すること	食品安全課																																																																																																									
広域火葬計画に関すること	食品安全課																																																																																																									
防疫に関すること	感染症対策課 食品安全課																																																																																																									
保健師の派遣に関すること	健康推進課																																																																																																									
毒物劇物取扱い施設に関すること	薬務課																																																																																																									
食生活指導の支援に関すること	健康推進課																																																																																																									
総括班	対応部課(※1)																																																																																																									
部隊内の総合調整に関すること	医療保健総務課																																																																																																									
統括部隊との連絡調整に関すること	医療保健総務課																																																																																																									
部隊内の整理に関すること	医療保健総務課																																																																																																									
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	医療保健総務課																																																																																																									
部隊長の方針決定の補佐に関すること	医療保健総務課																																																																																																									
情報の収集・分析・共有に関すること	医療政策課 健康推進課 薬務課																																																																																																									
保健所、関係機関との連絡窓口に関すること	国民健康保険課																																																																																																									
小児周産期リエゾンに関すること（ロジ）																																																																																																										
医療活動支援・衛生班																																																																																																										
本部の医療対策に関すること	医療政策課																																																																																																									
医療救護班等の編成及び派遣に関すること	医療政策課																																																																																																									
入院治療を要するものの収容に関すること	医療政策課																																																																																																									
難病、透析患者等に対する医療支援に関すること	健康推進課																																																																																																									
災害時精神科医療及び被災者のこころのケアに関すること	健康推進課																																																																																																									
輸血用血液の確保・供給に関すること	薬務課																																																																																																									
医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の確保・供給に関すること	薬務課																																																																																																									
毒物劇物取扱い施設に関すること	薬務課																																																																																																									
食品衛生に関すること	食品安全課																																																																																																									
広域火葬計画に関すること	食品安全課																																																																																																									
防疫に関すること	感染症対策課																																																																																																									
健康危機管理支援班																																																																																																										
保健師の派遣に関すること	健康推進課																																																																																																									
DHEATの派遣に関すること	医療保健総務課 感染症対策課																																																																																																									
食生活指導の支援に関すること	健康推進課																																																																																																									
受援の総合調整に関すること	医療保健総務課																																																																																																									
保健医療福祉調整本部会議の開催に関すること	医療人材課																																																																																																									
関係機関等からの問い合わせへの対応に関すること	長寿介護課 感染症対策課																																																																																																									
4. 救援物資部隊	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部、部隊、隊及び班名</th> <th>職名</th> <th>平時の職名（必要職員数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">救援物資部隊 (32)</td> <td>部隊長</td> <td>地域連携・交通部長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">副部隊長</td> <td>地域連携・交通部 スポーツ推進局長</td> </tr> <tr> <td>地域連携・交通部 南部地域振興局長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">物資支援班 (11)</td> <td>班長</td> <td>地域連携・交通部 地域連携・交通総務課長</td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td>地域連携・交通部 (10)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">物資活動班 (18)</td> <td>班長</td> <td>地域連携・交通部 人権・危機管理監</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">班員</td> <td>地域連携・交通部 (14)</td> </tr> <tr> <td>環境生活部 暮らし・交通安全課(1) 農林水産部 農産園芸課(1) 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1)</td> </tr> </tbody> </table>	部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）	救援物資部隊 (32)	部隊長	地域連携・交通部長	副部隊長	地域連携・交通部 スポーツ推進局長	地域連携・交通部 南部地域振興局長	物資支援班 (11)	班長	地域連携・交通部 地域連携・交通総務課長	班員	地域連携・交通部 (10)	物資活動班 (18)	班長	地域連携・交通部 人権・危機管理監	班員	地域連携・交通部 (14)	環境生活部 暮らし・交通安全課(1) 農林水産部 農産園芸課(1) 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部、部隊、隊及び班名</th> <th>職名</th> <th>平時の職名（必要職員数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">救援物資部隊 (30)</td> <td>部隊長</td> <td>地域連携・交通部長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">副部隊長</td> <td>地域連携・交通部 スポーツ推進局長</td> </tr> <tr> <td>地域連携・交通部 南部地域振興局長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">物資支援班 (12)</td> <td>班長</td> <td>地域連携・交通部 地域連携・交通総務課長</td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td>地域連携・交通部 (10) 災害対策推進課 (1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">物資活動班 (15)</td> <td>班長</td> <td>地域連携・交通部 人権・危機管理監</td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td>地域連携・交通部 (11) 環境生活部 暮らし・交通安全課(1) 農林水産部 農産園芸課(1) 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1)</td> </tr> </tbody> </table>	部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）	救援物資部隊 (30)	部隊長	地域連携・交通部長	副部隊長	地域連携・交通部 スポーツ推進局長	地域連携・交通部 南部地域振興局長	物資支援班 (12)	班長	地域連携・交通部 地域連携・交通総務課長	班員	地域連携・交通部 (10) 災害対策推進課 (1)	物資活動班 (15)	班長	地域連携・交通部 人権・危機管理監	班員	地域連携・交通部 (11) 環境生活部 暮らし・交通安全課(1) 農林水産部 農産園芸課(1) 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1)																																																																	
部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）																																																																																																								
救援物資部隊 (32)	部隊長	地域連携・交通部長																																																																																																								
	副部隊長	地域連携・交通部 スポーツ推進局長																																																																																																								
		地域連携・交通部 南部地域振興局長																																																																																																								
物資支援班 (11)	班長	地域連携・交通部 地域連携・交通総務課長																																																																																																								
	班員	地域連携・交通部 (10)																																																																																																								
物資活動班 (18)	班長	地域連携・交通部 人権・危機管理監																																																																																																								
	班員	地域連携・交通部 (14)																																																																																																								
		環境生活部 暮らし・交通安全課(1) 農林水産部 農産園芸課(1) 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1)																																																																																																								
部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）																																																																																																								
救援物資部隊 (30)	部隊長	地域連携・交通部長																																																																																																								
	副部隊長	地域連携・交通部 スポーツ推進局長																																																																																																								
		地域連携・交通部 南部地域振興局長																																																																																																								
物資支援班 (12)	班長	地域連携・交通部 地域連携・交通総務課長																																																																																																								
	班員	地域連携・交通部 (10) 災害対策推進課 (1)																																																																																																								
物資活動班 (15)	班長	地域連携・交通部 人権・危機管理監																																																																																																								
	班員	地域連携・交通部 (11) 環境生活部 暮らし・交通安全課(1) 農林水産部 農産園芸課(1) 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1)																																																																																																								

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																				
	<p>◆ 所掌事務（救援物資部隊）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対応部課（※1）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物資支援班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>物資活動（実務）にかかる方針・計画の立案作成、調整及び進捗管理に関すること</td> <td>地域連携・交通総務課</td> </tr> <tr> <td>物資活動のための環境整備（広域物資輸送拠点・人員・資機材の確保）に関すること</td> <td>地域連携・交通総務課</td> </tr> <tr> <td>他部隊・関係団体等との連絡・調整、情報共有に関すること</td> <td>地域連携・交通総務課</td> </tr> <tr> <td>協定締結企業、関係機関に対するリエゾン及び物流専門家の派遣要請に関すること</td> <td>地域連携・交通総務課</td> </tr> <tr> <td>部隊内の情報収集・整理に関すること</td> <td>地域連携・交通部</td> </tr> <tr> <td>物資活動に必要な情報の管理（入力、集計、整理等）に関すること</td> <td>地域連携・交通部</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部に関する各種会議にかかる庶務（資料作成等）に関すること</td> <td>地域連携・交通部</td> </tr> <tr> <td>報道対応に関すること</td> <td>地域連携・交通部</td> </tr> </tbody> </table>		対応部課（※1）	物資支援班		物資活動（実務）にかかる方針・計画の立案作成、調整及び進捗管理に関すること	地域連携・交通総務課	物資活動のための環境整備（広域物資輸送拠点・人員・資機材の確保）に関すること	地域連携・交通総務課	他部隊・関係団体等との連絡・調整、情報共有に関すること	地域連携・交通総務課	協定締結企業、関係機関に対するリエゾン及び物流専門家の派遣要請に関すること	地域連携・交通総務課	部隊内の情報収集・整理に関すること	地域連携・交通部	物資活動に必要な情報の管理（入力、集計、整理等）に関すること	地域連携・交通部	災害対策本部に関する各種会議にかかる庶務（資料作成等）に関すること	地域連携・交通部	報道対応に関すること	地域連携・交通部	<p>◆ 所掌事務（救援物資部隊）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対応部課（※1）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物資支援班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>物資活動（実務）にかかる方針・計画の立案作成、調整及び進捗管理に関すること</td> <td>地域連携・交通総務課 災害対策推進課</td> </tr> <tr> <td>物資活動のための環境整備（広域物資輸送拠点・人員・資機材の確保）に関すること</td> <td>地域連携・交通総務課</td> </tr> <tr> <td>他部隊・関係団体等との連絡・調整、情報共有に関すること</td> <td>地域連携・交通総務課</td> </tr> <tr> <td>協定締結企業、関係機関に対するリエゾン及び物流専門家の派遣要請に関すること</td> <td>地域連携・交通総務課</td> </tr> <tr> <td>部隊内の情報収集・整理に関すること</td> <td>地域連携・交通部</td> </tr> <tr> <td>物資活動に必要な情報の管理（入力、集計、整理等）に関すること</td> <td>地域連携・交通部</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部に関する各種会議にかかる庶務（資料作成等）に関すること</td> <td>地域連携・交通部</td> </tr> <tr> <td>報道対応に関すること</td> <td>地域連携・交通部</td> </tr> </tbody> </table>		対応部課（※1）	物資支援班		物資活動（実務）にかかる方針・計画の立案作成、調整及び進捗管理に関すること	地域連携・交通総務課 災害対策推進課	物資活動のための環境整備（広域物資輸送拠点・人員・資機材の確保）に関すること	地域連携・交通総務課	他部隊・関係団体等との連絡・調整、情報共有に関すること	地域連携・交通総務課	協定締結企業、関係機関に対するリエゾン及び物流専門家の派遣要請に関すること	地域連携・交通総務課	部隊内の情報収集・整理に関すること	地域連携・交通部	物資活動に必要な情報の管理（入力、集計、整理等）に関すること	地域連携・交通部	災害対策本部に関する各種会議にかかる庶務（資料作成等）に関すること	地域連携・交通部	報道対応に関すること	地域連携・交通部																																												
	対応部課（※1）																																																																																					
物資支援班																																																																																						
物資活動（実務）にかかる方針・計画の立案作成、調整及び進捗管理に関すること	地域連携・交通総務課																																																																																					
物資活動のための環境整備（広域物資輸送拠点・人員・資機材の確保）に関すること	地域連携・交通総務課																																																																																					
他部隊・関係団体等との連絡・調整、情報共有に関すること	地域連携・交通総務課																																																																																					
協定締結企業、関係機関に対するリエゾン及び物流専門家の派遣要請に関すること	地域連携・交通総務課																																																																																					
部隊内の情報収集・整理に関すること	地域連携・交通部																																																																																					
物資活動に必要な情報の管理（入力、集計、整理等）に関すること	地域連携・交通部																																																																																					
災害対策本部に関する各種会議にかかる庶務（資料作成等）に関すること	地域連携・交通部																																																																																					
報道対応に関すること	地域連携・交通部																																																																																					
	対応部課（※1）																																																																																					
物資支援班																																																																																						
物資活動（実務）にかかる方針・計画の立案作成、調整及び進捗管理に関すること	地域連携・交通総務課 災害対策推進課																																																																																					
物資活動のための環境整備（広域物資輸送拠点・人員・資機材の確保）に関すること	地域連携・交通総務課																																																																																					
他部隊・関係団体等との連絡・調整、情報共有に関すること	地域連携・交通総務課																																																																																					
協定締結企業、関係機関に対するリエゾン及び物流専門家の派遣要請に関すること	地域連携・交通総務課																																																																																					
部隊内の情報収集・整理に関すること	地域連携・交通部																																																																																					
物資活動に必要な情報の管理（入力、集計、整理等）に関すること	地域連携・交通部																																																																																					
災害対策本部に関する各種会議にかかる庶務（資料作成等）に関すること	地域連携・交通部																																																																																					
報道対応に関すること	地域連携・交通部																																																																																					
199	<p>6. 生活・経済再建支援部隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部、部隊、隊及び班名</th> <th>職名</th> <th>平時の職名（必要職員数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="18">生活・経済再建支援部隊(18)</td> <td>部隊長</td> <td>雇用経済部長</td> </tr> <tr> <td>副部隊長</td> <td>観光部長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情報収集・分析班(3)</td> <td>班長</td> <td>雇用経済部 人権・危機管理監</td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td>雇用経済部 雇用経済総務課(2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">生活再建支援班(6)</td> <td>班長</td> <td>防災対策部 災害対策推進課課長補佐（総括部隊兼務）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">班員</td> <td>総務部 税収確保課・税務企画課(1)</td> </tr> <tr> <td>防災対策部 災害対策推進課(1)（総括部隊兼務）</td> </tr> <tr> <td>環境生活部 くらし・交通安全課(1)</td> </tr> <tr> <td>雇用経済部 雇用対策課(1)</td> </tr> <tr> <td>子ども・福祉部 子ども・福祉総務課(1) （被災者支援部隊兼務）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業者再建支援班(5)</td> <td>班長</td> <td>雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">班員</td> <td>雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1)</td> </tr> <tr> <td>雇用経済部 ものづくり産業振興課(1)</td> </tr> <tr> <td>雇用経済部 三重県営業本部担当課(1)</td> </tr> <tr> <td>観光部 観光戦略課(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">義援金受入・配分班(2)</td> <td>班長</td> <td>子ども・福祉部 地域福祉課長</td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td>子ども・福祉部 地域福祉課(1) （被災者支援部隊兼務）</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆ 所掌事務（生活・経済再建支援部隊）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対応部課（※1）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集・分析班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部隊内の総合調整に関すること</td> <td>雇用経済総務課</td> </tr> </tbody> </table>	部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）	生活・経済再建支援部隊(18)	部隊長	雇用経済部長	副部隊長	観光部長	情報収集・分析班(3)	班長	雇用経済部 人権・危機管理監	班員	雇用経済部 雇用経済総務課(2)	生活再建支援班(6)	班長	防災対策部 災害対策推進課課長補佐 （総括部隊兼務）	班員	総務部 税収確保課・税務企画課(1)	防災対策部 災害対策推進課 (1)（総括部隊兼務）	環境生活部 くらし・交通安全課(1)	雇用経済部 雇用対策課(1)	子ども・福祉部 子ども・福祉総務課(1) （被災者支援部隊兼務）	事業者再建支援班(5)	班長	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課長	班員	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1)	雇用経済部 ものづくり産業振興課 (1)	雇用経済部 三重県営業本部担当課 (1)	観光部 観光戦略課(1)		義援金受入・配分班(2)	班長	子ども・福祉部 地域福祉課長	班員	子ども・福祉部 地域福祉課(1) （被災者支援部隊兼務）		対応部課（※1）	情報収集・分析班		部隊内の総合調整に関すること	雇用経済総務課	<p>6. 生活・経済再建支援部隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部、部隊、隊及び班名</th> <th>職名</th> <th>平時の職名（必要職員数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="21">生活・経済再建支援部隊(18)</td> <td>部隊長</td> <td>雇用経済部長</td> </tr> <tr> <td>副部隊長</td> <td>観光部長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情報収集・分析班(3)</td> <td>班長</td> <td>雇用経済部 人権・危機管理監</td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td>雇用経済部 雇用経済総務課(2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">生活再建支援班(6)</td> <td>班長</td> <td>防災対策部 地域防災推進課市町連携・避難対策推進班長（総括部隊兼務）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">班員</td> <td>総務部 税収確保課・税務企画課(1)</td> </tr> <tr> <td>防災対策部 地域防災推進課(1)（総括部隊兼務）</td> </tr> <tr> <td>環境生活部 くらし・交通安全課(1)</td> </tr> <tr> <td>雇用経済部 雇用対策課(1)</td> </tr> <tr> <td>子ども・福祉部 子ども・福祉総務課(1) （被災者支援部隊兼務）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業者再建支援班(5)</td> <td>班長</td> <td>雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">班員</td> <td>雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1)</td> </tr> <tr> <td>雇用経済部 新産業振興課(1)</td> </tr> <tr> <td>雇用経済部 県産品振興課(1)</td> </tr> <tr> <td>観光部 観光戦略課(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">義援金受入・配分班(2)</td> <td>班長</td> <td>子ども・福祉部 地域福祉課長</td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td>子ども・福祉部 地域福祉課(1) （被災者支援部隊兼務）</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆ 所掌事務（生活・経済再建支援部隊）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対応部課（※1）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集・分析班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部隊内の総合調整に関すること</td> <td>雇用経済総務課</td> </tr> </tbody> </table>	部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）	生活・経済再建支援部隊(18)	部隊長	雇用経済部長	副部隊長	観光部長	情報収集・分析班(3)	班長	雇用経済部 人権・危機管理監	班員	雇用経済部 雇用経済総務課(2)	生活再建支援班(6)	班長	防災対策部 地域防災推進課市町連携・避難対策推進班長 （総括部隊兼務）	班員	総務部 税収確保課・税務企画課(1)	防災対策部 地域防災推進課 (1)（総括部隊兼務）	環境生活部 くらし・交通安全課(1)	雇用経済部 雇用対策課(1)	子ども・福祉部 子ども・福祉総務課(1) （被災者支援部隊兼務）	事業者再建支援班(5)	班長	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課長	班員	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1)	雇用経済部 新産業振興課 (1)	雇用経済部 県産品振興課 (1)	観光部 観光戦略課(1)		義援金受入・配分班(2)	班長	子ども・福祉部 地域福祉課長	班員	子ども・福祉部 地域福祉課(1) （被災者支援部隊兼務）		対応部課（※1）	情報収集・分析班		部隊内の総合調整に関すること	雇用経済総務課
部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）																																																																																				
生活・経済再建支援部隊(18)	部隊長	雇用経済部長																																																																																				
	副部隊長	観光部長																																																																																				
	情報収集・分析班(3)	班長	雇用経済部 人権・危機管理監																																																																																			
		班員	雇用経済部 雇用経済総務課(2)																																																																																			
	生活再建支援班(6)	班長	防災対策部 災害対策推進課課長補佐 （総括部隊兼務）																																																																																			
		班員	総務部 税収確保課・税務企画課(1)																																																																																			
			防災対策部 災害対策推進課 (1)（総括部隊兼務）																																																																																			
			環境生活部 くらし・交通安全課(1)																																																																																			
			雇用経済部 雇用対策課(1)																																																																																			
			子ども・福祉部 子ども・福祉総務課(1) （被災者支援部隊兼務）																																																																																			
	事業者再建支援班(5)	班長	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課長																																																																																			
		班員	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1)																																																																																			
			雇用経済部 ものづくり産業振興課 (1)																																																																																			
			雇用経済部 三重県営業本部担当課 (1)																																																																																			
	観光部 観光戦略課(1)																																																																																					
	義援金受入・配分班(2)	班長	子ども・福祉部 地域福祉課長																																																																																			
		班員	子ども・福祉部 地域福祉課(1) （被災者支援部隊兼務）																																																																																			
		対応部課（※1）																																																																																				
情報収集・分析班																																																																																						
部隊内の総合調整に関すること	雇用経済総務課																																																																																					
部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）																																																																																				
生活・経済再建支援部隊(18)	部隊長	雇用経済部長																																																																																				
	副部隊長	観光部長																																																																																				
	情報収集・分析班(3)	班長	雇用経済部 人権・危機管理監																																																																																			
		班員	雇用経済部 雇用経済総務課(2)																																																																																			
	生活再建支援班(6)	班長	防災対策部 地域防災推進課市町連携・避難対策推進班長 （総括部隊兼務）																																																																																			
		班員	総務部 税収確保課・税務企画課(1)																																																																																			
			防災対策部 地域防災推進課 (1)（総括部隊兼務）																																																																																			
			環境生活部 くらし・交通安全課(1)																																																																																			
			雇用経済部 雇用対策課(1)																																																																																			
			子ども・福祉部 子ども・福祉総務課(1) （被災者支援部隊兼務）																																																																																			
	事業者再建支援班(5)	班長	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課長																																																																																			
		班員	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1)																																																																																			
			雇用経済部 新産業振興課 (1)																																																																																			
			雇用経済部 県産品振興課 (1)																																																																																			
	観光部 観光戦略課(1)																																																																																					
	義援金受入・配分班(2)	班長	子ども・福祉部 地域福祉課長																																																																																			
		班員	子ども・福祉部 地域福祉課(1) （被災者支援部隊兼務）																																																																																			
		対応部課（※1）																																																																																				
	情報収集・分析班																																																																																					
	部隊内の総合調整に関すること	雇用経済総務課																																																																																				

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

ページ	旧		新	
	統括部隊との連絡調整に関する事 部隊内の情報収集・整理に関する事 部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関する事 受援調整に関する事	雇用経済総務課 雇用経済総務課 雇用経済総務課 雇用経済総務課	統括部隊との連絡調整に関する事 部隊内の情報収集・整理に関する事 部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関する事 受援調整に関する事	雇用経済総務課 雇用経済総務課 雇用経済総務課 雇用経済総務課
	生活再建支援班 罹災による県税の減免に関する事 被災者生活再建支援法の適用及び運用に関する事 生活必需物資等の需給等の監視・指導に関する事 雇用情報の提供に関する事 被災者に対する災害弔慰金の支給に関する事 被災者に対する災害援護資金の貸付に関する事 被災市町への財政支援に関する事 職業能力開発施設の災害対策に関する事 協定に基づく労働・社会保険分野の相談に関する事	 <u>災害対策推進課</u> くらし・交通安全課 雇用対策課 子ども・福祉総務課 子ども・福祉総務課 市町行財政課 雇用対策課 <u>災害対策推進課</u> 雇用対策課	生活再建支援班 罹災による県税の減免に関する事 被災者生活再建支援法の適用及び運用に関する事 生活必需物資等の需給等の監視・指導に関する事 雇用情報の提供に関する事 被災者に対する災害弔慰金の支給に関する事 被災者に対する災害援護資金の貸付に関する事 被災市町への財政支援に関する事 職業能力開発施設の災害対策に関する事 協定に基づく労働・社会保険分野の相談に関する事	 <u>地域防災推進課</u> くらし・交通安全課 雇用対策課 子ども・福祉総務課 子ども・福祉総務課 市町行財政課 雇用対策課 <u>地域防災推進課</u> 雇用対策課
	事業者再建支援班 被災中小企業への融資及び経営相談に関する事 中小企業の災害対策に関する事	中小企業・サービス産業振興課 <u>三重県営業本部担当課</u> <u>ものづくり・イノベーション課</u> <u>三重県営業本部担当課</u>	事業者再建支援班 被災中小企業への融資及び経営相談に関する事 中小企業の災害対策に関する事	中小企業・サービス産業振興課 <u>県産品振興課</u> <u>新産業振興課</u> <u>県産品振興課</u>

ページ	旧	新																				
201	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第1節 活動態勢の整備 別図2</p> <p>地方災害対策部 組織図（標準例）※各地方部の体制は、それぞれの地方部において定める。</p>  <p>※平時業務と関連する災害対応のない事務所から、総括、救援物資、被災者支援等地方統括部業務を実施する職員を派遣する。 ※平時関連業務（社会基盤対策、保険医療対策）を行う事務所等は、連絡調整員を選任し、地方統括部と連絡調整を行う。 ※地方統括部各班および各事務所等において増員等が必要な場合は、地方部長の権限で地方統括部要員の配置を調整する。</p>	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第1節 活動態勢の整備 別図2</p> <p>地方災害対策部 組織図（標準例）※各地方部の体制はそれぞれの地方部において定める。</p>  <p>※平時業務と関連する災害対応のない事務所から、総括、救援物資対策等地方統括部業務を実施する職員を派遣する。 ※平時関連業務（社会基盤対策、保険医療対策）を行う事務所等は、連絡調整員を選任し、地方統括部と連絡調整を行う。 ※地方統括部各班および各事務所等において増員等が必要な場合は、地方部長の権限で地方統括部要員の配置を調整する。</p>																				
201	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第1節 活動態勢の整備 別表3 地方部の組織</p> <table border="1" data-bbox="257 1045 1108 1412"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方部長</td> <td>危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長 又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長</td> </tr> <tr> <td>地方副部長</td> <td>地方部員のうちから地方部長が指名する。</td> </tr> <tr> <td>地方部員</td> <td>各事務所長等</td> </tr> <tr> <td>地方統括部</td> <td>地方統括部は、あらかじめ各事務所職員で横断的に構成し、災害発生時、地方部長の指揮監督のもと、次に掲げる活動を行う。 ・ 地方部としての全体把握、総合調整 ・ 市町の災害情報の収集及び伝達 ・ 県から市町への支援情報等の提供 ・ 情報収集等を目的とした地方部派遣チームの派遣及び調整 ・ 救援物資対策、被災者支援対策にかかる諸活動</td> </tr> </tbody> </table>	名称	説明	地方部長	危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長 又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長	地方副部長	地方部員のうちから地方部長が指名する。	地方部員	各事務所長等	地方統括部	地方統括部は、あらかじめ各事務所職員で横断的に構成し、災害発生時、地方部長の指揮監督のもと、次に掲げる活動を行う。 ・ 地方部としての全体把握、総合調整 ・ 市町の災害情報の収集及び伝達 ・ 県から市町への支援情報等の提供 ・ 情報収集等を目的とした地方部派遣チームの派遣及び調整 ・ 救援物資対策、被災者支援対策にかかる諸活動	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第1節 活動態勢の整備 別表3 地方部の組織</p> <table border="1" data-bbox="1153 1045 2004 1412"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方部長</td> <td>危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長 又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長</td> </tr> <tr> <td>地方副部長</td> <td>地方部員のうちから地方部長が指名する。</td> </tr> <tr> <td>地方部員</td> <td>各事務所長等</td> </tr> <tr> <td>地方統括部</td> <td>地方統括部は、あらかじめ各事務所職員で横断的に構成し、災害発生時、地方部長の指揮監督のもと、次に掲げる活動を行う。 ・ 地方部としての全体把握、総合調整 ・ 市町の災害情報の収集及び伝達 ・ 県から市町への支援情報等の提供 ・ 情報収集等を目的とした先遣隊の派遣及び調整 ・ 救援物資対策にかかる諸活動</td> </tr> </tbody> </table>	名称	説明	地方部長	危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長 又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長	地方副部長	地方部員のうちから地方部長が指名する。	地方部員	各事務所長等	地方統括部	地方統括部は、あらかじめ各事務所職員で横断的に構成し、災害発生時、地方部長の指揮監督のもと、次に掲げる活動を行う。 ・ 地方部としての全体把握、総合調整 ・ 市町の災害情報の収集及び伝達 ・ 県から市町への支援情報等の提供 ・ 情報収集等を目的とした先遣隊の派遣及び調整 ・ 救援物資対策にかかる諸活動
名称	説明																					
地方部長	危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長 又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長																					
地方副部長	地方部員のうちから地方部長が指名する。																					
地方部員	各事務所長等																					
地方統括部	地方統括部は、あらかじめ各事務所職員で横断的に構成し、災害発生時、地方部長の指揮監督のもと、次に掲げる活動を行う。 ・ 地方部としての全体把握、総合調整 ・ 市町の災害情報の収集及び伝達 ・ 県から市町への支援情報等の提供 ・ 情報収集等を目的とした地方部派遣チームの派遣及び調整 ・ 救援物資対策、被災者支援対策にかかる諸活動																					
名称	説明																					
地方部長	危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長 又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長																					
地方副部長	地方部員のうちから地方部長が指名する。																					
地方部員	各事務所長等																					
地方統括部	地方統括部は、あらかじめ各事務所職員で横断的に構成し、災害発生時、地方部長の指揮監督のもと、次に掲げる活動を行う。 ・ 地方部としての全体把握、総合調整 ・ 市町の災害情報の収集及び伝達 ・ 県から市町への支援情報等の提供 ・ 情報収集等を目的とした先遣隊の派遣及び調整 ・ 救援物資対策にかかる諸活動																					

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

ページ	旧			新		
	各事務所等	<p>社会基盤対策・保健医療対策等平時の業務と関連する活動については、建設事務所、農林水産事務所、保健所及び水道事務所等関連の事務所が本部各部局等の指示等に基づき行う。</p> <p>また、平時の業務と関連する活動を行う事務所については、連絡調整員を選任し、地方統括部との連絡調整を行う。</p> <p>一方、救援物資対策・被災者支援対策等災害時固有に発生する活動については、地方統括部が本部の関係部隊の指示等に基づき行うことから、地方部の各事務所のうち、平時の業務と関連する災害対応のない所属については、地方統括部活動要員としてあらかじめ登録し、登録された職員は、災害発生時に地方統括部において活動する。</p>		各事務所等	<p>社会基盤対策・保健医療対策等平時の業務と関連する活動については、建設事務所、農林水産事務所、保健所及び水道事務所等関連の事務所が本部各部局等の指示等に基づき行う。</p> <p>また、平時の業務と関連する活動を行う事務所については、連絡調整員を選任し、地方統括部との連絡調整を行う。</p> <p>一方、救援物資対策等災害時固有に発生する活動については、地方統括部が本部の関係部隊の指示等に基づき行うことから、地方部の各事務所のうち、平時の業務と関連する災害対応のない所属については、地方統括部活動要員としてあらかじめ登録し、登録された職員は、災害発生時に地方統括部において活動する。</p>	
	地方部部員会議	地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される。		地方部部員会議	地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される。	
	地方部調整会議	地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される。		地方部調整会議	地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される。	
202	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第1節 活動態勢の整備</p> <p>【別表4】 地方部の所掌事務（標準例）</p>			<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第1節 活動態勢の整備</p> <p>【別表4】 地方部の所掌事務（標準例）</p>		
	地方統括部各班及び各事務所等		所掌事務	地方統括部各班及び各事務所等		所掌事務
	地方統括部	<p>総括班</p> <p>対策係</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地方部の総括に関すること <u>現地災害対策本部及び地方部の設置・運営に関すること</u> <u>地方統括部各班及び各事務所等との連絡及び調整に関すること</u> <u>地方部の設置・廃止の検討に関すること</u> <u>情報分析、災害予防・災害応急対策の実施の推進にかかる方針等の企画・立案に関すること</u> <u>緊急かつ迅速に対処すべき事案の検討に関すること</u> <u>本部長指示等の伝達に関すること</u> <u>地方部内の災害応急対策の実施状況の把握に関すること</u> <u>災害警戒、注意喚起の発信に関すること</u> <u>避難指示にかかる助言に関すること</u> <u>広域防災拠点の開設・運営・管理に関すること</u> <u>所掌事務外事案の対応調整に関すること</u> <u>自衛隊の災害派遣要請及び撤収要請に関すること</u> <u>救助機関（自衛隊・警察・消防・海保）の調整に関すること</u> <u>避難者の搬送支援にかかる車両、船舶、ヘリコプターの確保に関すること</u> 派遣チームの派遣に関すること 他府県等応援職員にかかる受入調整に関すること 地方統括部各班及び各事務所等の増員派遣要請に応じ、人員を派遣すること 	地方統括部	<p>総括班</p> <p>対策係</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地方部内の情報共有、必要な調整に関すること <u>地方部の設置・運営及び現地災害対策本部の運営に関すること</u> (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) 緊急派遣チームの活動支援に関すること (削除) 地方統括部各班及び各事務所等の増員派遣要請に応じ、人員を派遣すること 三重県市町災害時応援協定に基づくブロック内応援調整に関すること
		<p>情報係</p> <p>総務係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>気象情報等の収集及び伝達に関すること</u> <u>被害状況の収集、整理に関すること</u> <u>県が実施する災害応急対策の実施状況等の伝達に関すること</u> <u>避難所・避難者等情報の把握に関すること</u> 地方部員会議、地方部調整会議等の運営に関すること 		<p>情報係</p> <p>総務係</p>	<ul style="list-style-type: none"> (削除) <u>市町災害対策本部の対応状況の把握に関すること</u> <u>管内の被害状況の把握、県災害対策本部への報告に関すること</u> (削除) (削除) 地方部員会議、地方部調整会議等の運営に関すること

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

ページ	旧	新																								
	<ul style="list-style-type: none"> ・市町からの応援要請文書の收受に関すること ・災害関係文書、物品の收受配分及び発送に関すること ・職員の健康管理に関すること ・防災通信ネットワークの運用に関すること ・物品調達(各所属で直接確保することが適当と認められる物品を除く)及び出納に関すること ・出納事務(緊急支払い)に関すること ・財務会計システムの運用に関すること ・国、他府県等の災害応援職員の宿舎確保に関すること ・本県職員等の食料・寝具等の確保に関すること ・県有車両(集中管理自動車)の配車に関すること ・災害救助用臨時電話の施設に関すること ・災害派遣等従事車両証明書(緊急通行)の発行に関すること ・災害義援金の保管に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> (削除) (削除) ・職員の執務環境の整備に関すること ・防災通信ネットワークの運用に関すること (削除) (削除) (削除) (削除) ・地方部職員等の食料・寝具等の確保に関すること ・県有車両(集中管理自動車)の配車に関すること (削除) ・災害派遣等従事車両証明書(緊急通行)の発行に関すること ・災害義援金の保管に関すること 																								
	<p>救援物資班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救援物資要請情報の収集・整理に関すること ・救援物資ニーズの把握に関すること ・食料及び生活必需物資等の調達に関すること ・災害救助用米穀等の緊急引渡しに関すること ・広域物資輸送拠点(県物資拠点)の確保・運営に関すること ・入出庫管理、在庫管理に関すること ・関係機関、協定締結団体等への協力要請に関すること <p>被災者支援班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難生活実態及び避難生活ニーズ等の把握に関すること ・避難生活の現状分析及び対策立案に関すること ・医療・保健関係者による連絡会議への参加(情報収集、支援の調整)に関すること 	<p>救援物資班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救援物資要請情報の収集・整理に関すること (削除) (削除) (削除) ・広域物資輸送拠点(県物資拠点)の開設・運営に関すること (削除) (削除) (削除) <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>																								
		<p>地方統括部</p> <ul style="list-style-type: none"> 県災害対策本部が実施する活動の支援に関すること 																								
207- 208	<p>第3部 発災後対応 第1章 災害対策本部機能の確保 第2節 通信機能の確保 第3項 対策 ■計画関係者共通事項等 1 災害時に用いる通信手段の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通信手段</th> <th>種類</th> <th>概要</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定通信網、移動体通信網等</td> <td>電話、FAX、携帯電話など</td> <td>・一般的な通信手段で取り扱いが容易</td> <td>・災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある</td> </tr> <tr> <td>三重県防災通信ネットワーク</td> <td>地上系無線 衛星系無線 有線系設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・地上系及び衛星系無線は、県と市町、消防、警察、拠点病院等医療機関、国関係機関との間で通信可能 ・地上系無線は雨雲等の影響を受けにくいことから風水害に、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い ・有線系設備は、市町、消防へ気象情報等を伝達するための通信ネットワークで、大容量データ通信が可能 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・地上系無線、有線系設備は地震に、衛星系無線は風水害に相対的に弱い </td> </tr> </tbody> </table>	通信手段	種類	概要	課題	固定通信網、移動体通信網等	電話、FAX、携帯電話など	・一般的な通信手段で取り扱いが容易	・災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある	三重県防災通信ネットワーク	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地上系及び衛星系無線は、県と市町、消防、警察、拠点病院等医療機関、国関係機関との間で通信可能 ・地上系無線は雨雲等の影響を受けにくいことから風水害に、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い ・有線系設備は、市町、消防へ気象情報等を伝達するための通信ネットワークで、大容量データ通信が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・地上系無線、有線系設備は地震に、衛星系無線は風水害に相対的に弱い 	<p>第3部 発災後対応 第1章 災害対策本部機能の確保 第2節 通信機能の確保 第3項 対策 ■計画関係者共通事項等 1 災害時に用いる通信手段の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通信手段</th> <th>種類</th> <th>概要</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定通信網、移動体通信網等</td> <td>電話、FAX、携帯電話など</td> <td>・一般的な通信手段で取り扱いが容易</td> <td>・災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある</td> </tr> <tr> <td>三重県防災通信ネットワーク</td> <td>地上系無線 衛星系無線 有線系設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・地上系及び衛星系無線は、県と市町、消防、警察、拠点病院等医療機関、国関係機関との間で通信可能 ・地上系無線は雨雲等の影響を受けにくく、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い ・有線系設備は、市町、消防へ気象情報等を伝達するための通信ネットワークで、大容量データ通信が可能 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・地上系無線、有線系設備は地震に対し、相対的に弱く、衛星系無線は雨雲等の影響を受けやすい </td> </tr> </tbody> </table>	通信手段	種類	概要	課題	固定通信網、移動体通信網等	電話、FAX、携帯電話など	・一般的な通信手段で取り扱いが容易	・災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある	三重県防災通信ネットワーク	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地上系及び衛星系無線は、県と市町、消防、警察、拠点病院等医療機関、国関係機関との間で通信可能 ・地上系無線は雨雲等の影響を受けにくく、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い ・有線系設備は、市町、消防へ気象情報等を伝達するための通信ネットワークで、大容量データ通信が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・地上系無線、有線系設備は地震に対し、相対的に弱く、衛星系無線は雨雲等の影響を受けやすい
通信手段	種類	概要	課題																							
固定通信網、移動体通信網等	電話、FAX、携帯電話など	・一般的な通信手段で取り扱いが容易	・災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある																							
三重県防災通信ネットワーク	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地上系及び衛星系無線は、県と市町、消防、警察、拠点病院等医療機関、国関係機関との間で通信可能 ・地上系無線は雨雲等の影響を受けにくいことから風水害に、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い ・有線系設備は、市町、消防へ気象情報等を伝達するための通信ネットワークで、大容量データ通信が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・地上系無線、有線系設備は地震に、衛星系無線は風水害に相対的に弱い 																							
通信手段	種類	概要	課題																							
固定通信網、移動体通信網等	電話、FAX、携帯電話など	・一般的な通信手段で取り扱いが容易	・災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある																							
三重県防災通信ネットワーク	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地上系及び衛星系無線は、県と市町、消防、警察、拠点病院等医療機関、国関係機関との間で通信可能 ・地上系無線は雨雲等の影響を受けにくく、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い ・有線系設備は、市町、消防へ気象情報等を伝達するための通信ネットワークで、大容量データ通信が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・地上系無線、有線系設備は地震に対し、相対的に弱く、衛星系無線は雨雲等の影響を受けやすい 																							

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

ページ	旧				新			
	市町防災行政無線	地上系無線	・市町から住民へ個別受信機、屋外スピーカー等により情報伝達するための同報系と関係機関、公用車等に配備する移動系からなる	・地震に対し、相対的に弱い	市町防災行政無線	地上系無線	・市町から住民へ個別受信機、屋外スピーカー等により情報伝達するための同報系と関係機関、公用車等に配備する移動系からなる	・地震に対し、相対的に弱い
	地域衛星通信ネットワーク	衛星系無線	・ <u>衛星系無線設置</u> 市町が国や全国自治体と直接連絡可能	・ <u>風水害に対し、相対的に弱い</u>	地域衛星通信ネットワーク	衛星系無線	・ <u>県、市町、国、全国自治体との間で直接連絡可能</u>	・ <u>雨雲等の影響を受けやすい</u>
	消防防災無線	地上系無線 衛星系無線	・県と消防庁間の電話、FAX及び消防庁からの一斉通報が可能	・地上系無線は地震に、衛星系無線は <u>風水害</u> に対し、相対的に弱い	消防防災無線	地上系無線 衛星系無線	・県と消防庁間の電話、FAX及び消防庁からの一斉通報が可能	・地上系無線、有線系設備は地震に <u>対し、相対的に弱く</u> 、衛星系無線は <u>雨雲等の影響を受けやすい</u>
	中央防災無線	地上系無線 専用有線回線	・県と中央省庁等間の電話、FAX及びテレビ会議等が可能	・地震に対し、相対的に弱い	中央防災無線	地上系無線 専用有線回線	・県と中央省庁等間の電話、FAX及びテレビ会議等が可能	・地震に対し、相対的に弱い
	三重県防災情報プラットフォーム	インターネット回線	・県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ. jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される ・防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ. jp」ホームページにより県民に情報提供を行う	・災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある	三重県防災情報プラットフォーム	インターネット回線	・県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ. jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される ・防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に <u>アラートを通して</u> 提供するとともに、「防災みえ. jp」ホームページにより県民に情報提供を行う	・災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある
	消防救急無線	地上系無線	・消防本部⇄消防署、消防車・救急車等の間の無線網	・地震に対し、相対的に弱い	消防救急無線	地上系無線	・消防本部⇄消防署、消防車・救急車等の間の無線網	・地震に対し、相対的に弱い
	衛星携帯電話	衛星 <u>携帯電話</u>	・通信インフラの整備されていない場所での通話が可能	・ <u>風水害に対し、相対的に弱い</u> ・衛星の方向に空が開けていないところでは使用できない	衛星携帯電話	衛星 <u>通信</u>	・通信インフラの整備されていない場所での通話が可能	・ <u>雨雲等の影響を受けやすい</u> ・衛星の方向に空が開けていないところでは使用できない

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

ページ	旧	新																																																						
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1167 236 1339 277">衛星インターネット通信機器</td> <td data-bbox="1339 236 1451 277">衛星通信</td> <td data-bbox="1451 220 1832 293">・通信インフラの整備されていない場所での高速・大容量のインターネットの利用が可能</td> <td data-bbox="1832 197 1989 316">・衛星の方向に空が開けていないところでは使用できない</td> </tr> </table>	衛星インターネット通信機器	衛星通信	・通信インフラの整備されていない場所での高速・大容量のインターネットの利用が可能	・衛星の方向に空が開けていないところでは使用できない																																																		
衛星インターネット通信機器	衛星通信	・通信インフラの整備されていない場所での高速・大容量のインターネットの利用が可能	・衛星の方向に空が開けていないところでは使用できない																																																					
213	<p>防災通信ネットワーク設置個所一覧表 (令和6年3月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別等</th> <th>設置個所数</th> <th>設置場所等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地上系設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中継所</td> <td>24</td> <td>多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、朝熊背面</td> </tr> <tr> <td>県庁舎等</td> <td>13</td> <td>県庁、県庁舎（10）、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>42</td> <td>全市町（支所（旧市町村役場）に設置している市町あり）</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>15</td> <td>全消防本部</td> </tr> <tr> <td>警察関係</td> <td>19</td> <td>県警察本部、全警察署</td> </tr> <tr> <td>医療関係*</td> <td>21</td> <td>総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター、日本赤十字社三重県支部〔県庁内ch使用〕</td> </tr> <tr> <td>報道関係</td> <td>3</td> <td>NHK津、三重テレビ、三重エフエム</td> </tr> </tbody> </table>	種別等	設置個所数	設置場所等	地上系設備			中継所	24	多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、朝熊背面	県庁舎等	13	県庁、県庁舎（10）、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所	市町	42	全市町（支所（旧市町村役場）に設置している市町あり）	消防本部	15	全消防本部	警察関係	19	県警察本部、全警察署	医療関係*	21	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター、日本赤十字社三重県支部〔県庁内ch使用〕	報道関係	3	NHK津、三重テレビ、三重エフエム	<p>防災通信ネットワーク設置個所一覧表 (令和7年3月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別等</th> <th>設置個所数</th> <th>設置場所等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地上系設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中継所</td> <td>24</td> <td>多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、朝熊背面 <u>（中継塔）</u></td> </tr> <tr> <td>県庁舎等</td> <td>13</td> <td>県庁、県庁舎（10）、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>42</td> <td>全市町（支所（旧市町村役場）に設置している市町あり）</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>15</td> <td>全消防本部</td> </tr> <tr> <td>警察関係</td> <td>19</td> <td>県警察本部、全警察署</td> </tr> <tr> <td>医療関係*</td> <td>21</td> <td>総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター、日本赤十字社三重県支部〔県庁内ch使用〕</td> </tr> <tr> <td>報道関係</td> <td>3</td> <td>NHK津、三重テレビ、三重エフエム</td> </tr> </tbody> </table>	種別等	設置個所数	設置場所等	地上系設備			中継所	24	多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、朝熊背面 <u>（中継塔）</u>	県庁舎等	13	県庁、県庁舎（10）、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所	市町	42	全市町（支所（旧市町村役場）に設置している市町あり）	消防本部	15	全消防本部	警察関係	19	県警察本部、全警察署	医療関係*	21	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター、日本赤十字社三重県支部〔県庁内ch使用〕	報道関係	3	NHK津、三重テレビ、三重エフエム
種別等	設置個所数	設置場所等																																																						
地上系設備																																																								
中継所	24	多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、朝熊背面																																																						
県庁舎等	13	県庁、県庁舎（10）、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所																																																						
市町	42	全市町（支所（旧市町村役場）に設置している市町あり）																																																						
消防本部	15	全消防本部																																																						
警察関係	19	県警察本部、全警察署																																																						
医療関係*	21	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター、日本赤十字社三重県支部〔県庁内ch使用〕																																																						
報道関係	3	NHK津、三重テレビ、三重エフエム																																																						
種別等	設置個所数	設置場所等																																																						
地上系設備																																																								
中継所	24	多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、朝熊背面 <u>（中継塔）</u>																																																						
県庁舎等	13	県庁、県庁舎（10）、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所																																																						
市町	42	全市町（支所（旧市町村役場）に設置している市町あり）																																																						
消防本部	15	全消防本部																																																						
警察関係	19	県警察本部、全警察署																																																						
医療関係*	21	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター、日本赤十字社三重県支部〔県庁内ch使用〕																																																						
報道関係	3	NHK津、三重テレビ、三重エフエム																																																						

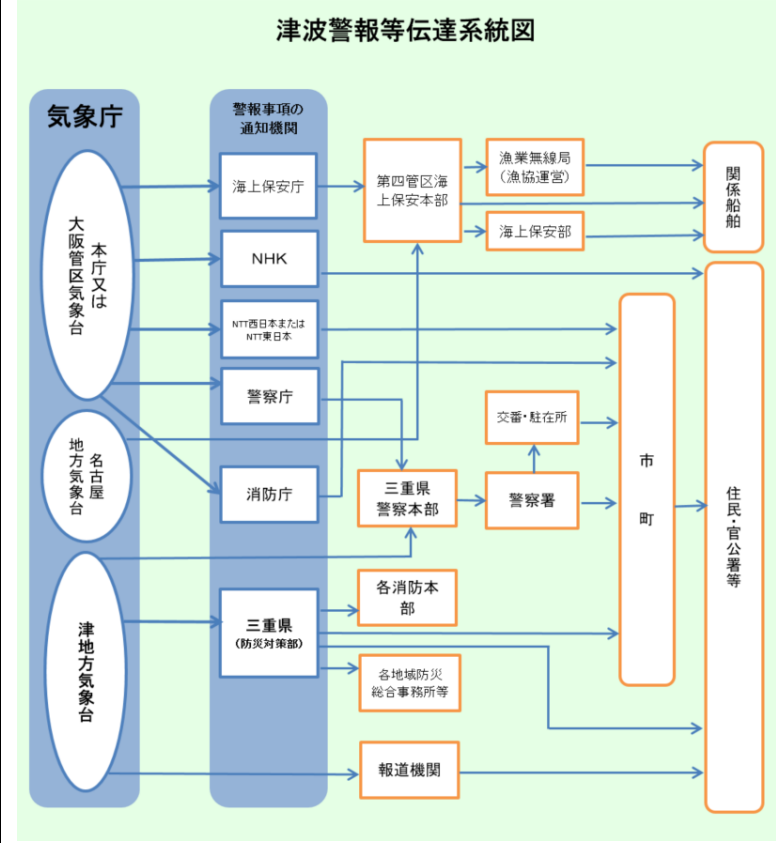
三重県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

ページ	旧			新		
衛星系設備	県地域機関関係	19	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、 <u>ダイバーシティ社会推進課NPO班</u> 、動物愛護センター、四日市港管理組合、広域防災拠点（紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢）、下水道（北勢北部、北勢南部、中南海雲出、中南海松阪、中南海宮川）	県地域機関関係	19	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、 <u>みえ県民交流センター</u> 、動物愛護センター、四日市港管理組合、広域防災拠点（紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢）、下水道（北勢北部、北勢南部、中南海雲出、中南海松阪、中南海宮川）
	国関係	7	津地方気象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海農政局 <u>津地域センター</u>	国関係	7	津地方気象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海農政局 <u>三重県拠点</u>
	ライフライン関係	5	三重県トラック協会、三重交通、中部電力パワーグリッド三重支社、NTT 西日本三重支店、東邦ガス〔長谷山中継所内 ch 渡し〕	ライフライン関係	5	三重県トラック協会、三重交通、中部電力パワーグリッド三重支社、NTT 西日本三重支店、東邦ガス〔長谷山中継所内 ch 渡し〕
	計	<u>168</u>		<u>携帯型及び車載型</u>	<u>13</u>	<u>県庁、県庁舎（10）、防災ヘリコプター管理事務所、三重大学（勢水丸）</u>
	県庁舎等	<u>11</u>	県庁、県庁舎（志摩以外9）、防災ヘリコプター管理事務所	計	<u>181</u>	
	市町	31	全市町 <u>役場（防災担当課）</u>	県庁舎等	<u>12</u>	県庁、県庁舎（志摩以外9）、防災ヘリコプター管理事務所、 <u>消防学校</u>
	消防本部	15	全消防本部	市町	31	全市町、 <u>伊勢市防災センター、南伊勢病院</u>
	警察関係	1	県警察本部	消防本部	15	全消防本部
	医療関係	7	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕	警察関係	1	県警察本部
	県地域機関関係	<u>11</u>	君ヶ野ダム、宮川ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、 <u>広域防災拠点（紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢）</u>	医療関係	7	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕
	国関係	3	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部	県地域機関関係	<u>5</u>	君ヶ野ダム、宮川ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道
	計	<u>79</u>		国関係	3	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部
				<u>可搬型</u>	<u>24</u>	<u>県庁（2）、広域防災拠点（紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢）、防災ヘリコプター管理事務所、消防本部（15）</u>
				計	<u>98</u>	

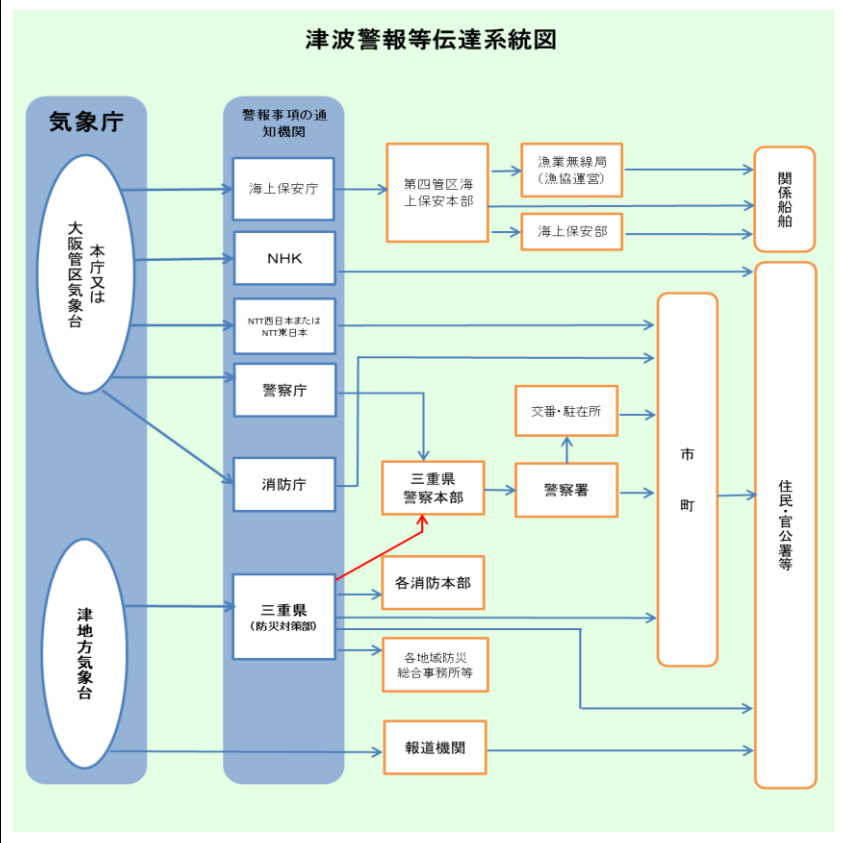
ページ	旧	新																		
214	<p>(別表1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="302 209 504 234">関係機関等名</th> <th data-bbox="504 209 898 234">通信手段</th> <th data-bbox="898 209 1068 234">代替手段等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="302 234 504 518">県災対本部</td> <td data-bbox="504 234 898 518"> <ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） 三重県防災情報システム 広域災害・救急医療情報システム（EMISS） インターネットメール 衛星携帯電話 </td> <td data-bbox="898 234 1068 518"> <ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 可搬型衛星通信設備 連絡員派遣 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="302 518 504 746">地方部</td> <td data-bbox="504 518 898 746"> <ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） 三重県防災情報システム インターネットメール 衛星携帯電話 </td> <td data-bbox="898 518 1068 746"> <ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 連絡員派遣 </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関等名	通信手段	代替手段等	県災対本部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） 三重県防災情報システム 広域災害・救急医療情報システム（EMISS） インターネットメール 衛星携帯電話 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 可搬型衛星通信設備 連絡員派遣 	地方部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） 三重県防災情報システム インターネットメール 衛星携帯電話 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 連絡員派遣 	<p>(別表1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1198 209 1400 234">関係機関等名</th> <th data-bbox="1400 209 1794 234">情報共有手段</th> <th data-bbox="1794 209 1964 234">代替手段等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1198 234 1400 518">県災対本部</td> <td data-bbox="1400 234 1794 518"> <ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） 三重県防災情報システム 広域災害・救急医療情報システム（EMISS） インターネットメール 衛星携帯電話 衛星インターネット通信機器 </td> <td data-bbox="1794 234 1964 518"> <ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 可搬型衛星通信設備 連絡員派遣 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 518 1400 746">地方部</td> <td data-bbox="1400 518 1794 746"> <ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） 三重県防災情報システム インターネットメール 衛星携帯電話 衛星インターネット通信機器（伊勢、尾鷲、熊野） </td> <td data-bbox="1794 518 1964 746"> <ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 連絡員派遣 </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関等名	情報共有手段	代替手段等	県災対本部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） 三重県防災情報システム 広域災害・救急医療情報システム（EMISS） インターネットメール 衛星携帯電話 衛星インターネット通信機器 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 可搬型衛星通信設備 連絡員派遣 	地方部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） 三重県防災情報システム インターネットメール 衛星携帯電話 衛星インターネット通信機器（伊勢、尾鷲、熊野） 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 連絡員派遣
関係機関等名	通信手段	代替手段等																		
県災対本部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） 三重県防災情報システム 広域災害・救急医療情報システム（EMISS） インターネットメール 衛星携帯電話 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 可搬型衛星通信設備 連絡員派遣 																		
地方部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） 三重県防災情報システム インターネットメール 衛星携帯電話 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 連絡員派遣 																		
関係機関等名	情報共有手段	代替手段等																		
県災対本部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） 三重県防災情報システム 広域災害・救急医療情報システム（EMISS） インターネットメール 衛星携帯電話 衛星インターネット通信機器 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 可搬型衛星通信設備 連絡員派遣 																		
地方部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） 三重県防災情報システム インターネットメール 衛星携帯電話 衛星インターネット通信機器（伊勢、尾鷲、熊野） 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 連絡員派遣 																		
218	<p>第3部 発災後対応 第1章 災害対策本部機能の確保 第2節 通信機能の確保 第3項 対策 ■市町が実施する対策 2 通信途絶時の対応 また、県災対本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災対本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、<u>地方部に対する地方部派遣チームの派遣の要請</u>により、連絡体制の確保を図る。</p>	<p>第3部 発災後対応 第1章 災害対策本部機能の確保 第2節 通信機能の確保 第3項 対策 ■市町が実施する対策 2 通信途絶時の対応 また、県災対本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災対本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、<u>県災対本部に対する緊急派遣チームの派遣の要請</u>により、連絡体制の確保を図る。</p>																		

235

第3部 発災後対策
 第1章 災害対策本部機能の確保
 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用
 第3項 対策
 ■計画関係者共通事項等
 1 津波警報等の伝達系統



第3部 発災後対策
 第1章 災害対策本部機能の確保
 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用
 第3項 対策
 ■計画関係者共通事項等
 1 津波警報等の伝達系統



ページ	旧	新																																																																																																																								
237	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用</p> <p>■ 県が実施する対策 2 津波警報発表時等の緊急の情報伝達等(総括部隊<情報班、広聴広報班、総務班>) (2) ホームページ等での情報提供 総括部隊(総務班)は、「防災みえ. JP」ホームページで緊急情報等の提供を行うとともに、メール等配信サービスにより情報を伝達する。</p> <p>3 被害情報の収集(総括部隊<情報班>、各部隊) 【防災関係機関等から収集する情報の内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報・連絡内容</th> <th>部隊・班名</th> <th>情報収集先</th> <th>主な情報収集手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被害・復旧の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 人的被害・家屋状況・火災状況</td> <td>総括部隊(情報班、対策班)</td> <td>市町(※)、警察自衛隊、海上保安庁等</td> <td>防災情報システム 防災行政無線 電話</td> </tr> <tr> <td>② 安否不明者及び行方不明者の氏名等</td> <td>総括部隊(情報班)</td> <td>市町(※)</td> <td>電子申請・届出システム</td> </tr> <tr> <td>③ 道路状況・交通状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町管理道路</td> <td>総括部隊(情報班)</td> <td>市町(※)</td> <td>防災情報システム 防災行政無線 電話</td> </tr> <tr> <td>県管理道路</td> <td>社会基盤対策部隊(公共土木対策班)</td> <td>地方部(建設事務所)</td> <td>道路情報管理システム 電話</td> </tr> <tr> <td>国管理道路</td> <td>社会基盤対策部隊(公共土木対策班)</td> <td>国土交通省管理事務所</td> <td>電話</td> </tr> <tr> <td>高速道路</td> <td>総括部隊(情報班)</td> <td>中日本高速道路株式会社</td> <td>電話</td> </tr> <tr> <td>公共交通機関</td> <td>総括部隊(情報班)</td> <td>公共交通事業者</td> <td>電話</td> </tr> <tr> <td>④ 堤防・護岸・漁港・港湾施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町管理施設</td> <td>総括部隊(情報班)</td> <td>市町(※)</td> <td>防災情報システム</td> </tr> <tr> <td>県管理施設</td> <td>社会基盤対策部隊(公共土木対策班)(農林水産対策班)</td> <td>地方部(建設事務所、農林水産事務所)</td> <td>電話</td> </tr> <tr> <td>国管理施設</td> <td>社会基盤対策部隊(公共土木対策班)</td> <td>国土交通省管理事務所 中部地方整備局・近畿地方整備局</td> <td>電話</td> </tr> <tr> <td>四日市港</td> <td>総括部隊(情報班)</td> <td>四日市港管理組合</td> <td>防災情報システム 電話</td> </tr> </tbody> </table>	情報・連絡内容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段	1. 被害・復旧の状況				① 人的被害・家屋状況・火災状況	総括部隊(情報班、対策班)	市町(※)、警察自衛隊、海上保安庁等	防災情報システム 防災行政無線 電話	② 安否不明者及び行方不明者の氏名等	総括部隊(情報班)	市町(※)	電子申請・届出システム	③ 道路状況・交通状況				市町管理道路	総括部隊(情報班)	市町(※)	防災情報システム 防災行政無線 電話	県管理道路	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	地方部(建設事務所)	道路情報管理システム 電話	国管理道路	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	国土交通省管理事務所	電話	高速道路	総括部隊(情報班)	中日本高速道路株式会社	電話	公共交通機関	総括部隊(情報班)	公共交通事業者	電話	④ 堤防・護岸・漁港・港湾施設				市町管理施設	総括部隊(情報班)	市町(※)	防災情報システム	県管理施設	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)(農林水産対策班)	地方部(建設事務所、農林水産事務所)	電話	国管理施設	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	国土交通省管理事務所 中部地方整備局・近畿地方整備局	電話	四日市港	総括部隊(情報班)	四日市港管理組合	防災情報システム 電話	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用</p> <p>第3項 対策 ■ 県が実施する対策 2 津波警報発表時等の緊急の情報伝達等(総括部隊<情報班、広聴広報班、総務班>) (2) ホームページ等での情報提供 総括部隊(総務班)は、「防災みえ. jp」ホームページで緊急情報等の提供を行うとともに、メール配信サービス、SNS等により情報を伝達する。</p> <p>3 被害情報の収集(総括部隊<情報班>、各部隊) 【防災関係機関等から収集する情報の内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報・連絡内容</th> <th>部隊・班名</th> <th>情報収集先</th> <th>主な情報収集手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被害・復旧の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 人的被害・家屋状況・火災状況</td> <td>総括部隊(情報班、対策班)</td> <td>市町(※)、警察自衛隊、海上保安庁等</td> <td>防災情報システム 防災行政無線 電話</td> </tr> <tr> <td>② 安否不明者及び行方不明者の氏名等</td> <td>総括部隊(情報班)</td> <td>市町(※)</td> <td>電子申請・届出システム</td> </tr> <tr> <td>③ 道路状況・交通状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町管理道路</td> <td>総括部隊(情報班)</td> <td>市町(※)</td> <td>防災情報システム 防災行政無線 電話</td> </tr> <tr> <td>県管理道路</td> <td>社会基盤対策部隊(公共土木対策班)</td> <td>地方部(建設事務所)</td> <td>道路情報管理システム 電話 くしの歯防災システム</td> </tr> <tr> <td>国管理道路</td> <td>社会基盤対策部隊(公共土木対策班)</td> <td>国土交通省管理事務所</td> <td>電話 くしの歯防災システム</td> </tr> <tr> <td>高速道路</td> <td>総括部隊(情報班)</td> <td>中日本高速道路株式会社</td> <td>電話</td> </tr> <tr> <td>公共交通機関</td> <td>総括部隊(情報班)</td> <td>公共交通事業者</td> <td>電話</td> </tr> <tr> <td>④ 堤防・護岸・漁港・港湾施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町管理施設</td> <td>総括部隊(情報班)</td> <td>市町(※)</td> <td>防災情報システム</td> </tr> <tr> <td>県管理施設</td> <td>社会基盤対策部隊(公共土木対策班)(農林水産対策班)</td> <td>地方部(建設事務所、農林水産事務所)</td> <td>電話</td> </tr> <tr> <td>国管理施設</td> <td>社会基盤対策部隊(公共土木対策班)</td> <td>国土交通省管理事務所 中部地方整備局・近畿地方整備局</td> <td>電話</td> </tr> <tr> <td>四日市港</td> <td>総括部隊(情報班)</td> <td>四日市港管理組合</td> <td>電話</td> </tr> </tbody> </table>	情報・連絡内容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段	1. 被害・復旧の状況				① 人的被害・家屋状況・火災状況	総括部隊(情報班、対策班)	市町(※)、警察自衛隊、海上保安庁等	防災情報システム 防災行政無線 電話	② 安否不明者及び行方不明者の氏名等	総括部隊(情報班)	市町(※)	電子申請・届出システム	③ 道路状況・交通状況				市町管理道路	総括部隊(情報班)	市町(※)	防災情報システム 防災行政無線 電話	県管理道路	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	地方部(建設事務所)	道路情報管理システム 電話 くしの歯防災システム	国管理道路	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	国土交通省管理事務所	電話 くしの歯防災システム	高速道路	総括部隊(情報班)	中日本高速道路株式会社	電話	公共交通機関	総括部隊(情報班)	公共交通事業者	電話	④ 堤防・護岸・漁港・港湾施設				市町管理施設	総括部隊(情報班)	市町(※)	防災情報システム	県管理施設	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)(農林水産対策班)	地方部(建設事務所、農林水産事務所)	電話	国管理施設	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	国土交通省管理事務所 中部地方整備局・近畿地方整備局	電話	四日市港	総括部隊(情報班)	四日市港管理組合	電話
情報・連絡内容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段																																																																																																																							
1. 被害・復旧の状況																																																																																																																										
① 人的被害・家屋状況・火災状況	総括部隊(情報班、対策班)	市町(※)、警察自衛隊、海上保安庁等	防災情報システム 防災行政無線 電話																																																																																																																							
② 安否不明者及び行方不明者の氏名等	総括部隊(情報班)	市町(※)	電子申請・届出システム																																																																																																																							
③ 道路状況・交通状況																																																																																																																										
市町管理道路	総括部隊(情報班)	市町(※)	防災情報システム 防災行政無線 電話																																																																																																																							
県管理道路	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	地方部(建設事務所)	道路情報管理システム 電話																																																																																																																							
国管理道路	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	国土交通省管理事務所	電話																																																																																																																							
高速道路	総括部隊(情報班)	中日本高速道路株式会社	電話																																																																																																																							
公共交通機関	総括部隊(情報班)	公共交通事業者	電話																																																																																																																							
④ 堤防・護岸・漁港・港湾施設																																																																																																																										
市町管理施設	総括部隊(情報班)	市町(※)	防災情報システム																																																																																																																							
県管理施設	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)(農林水産対策班)	地方部(建設事務所、農林水産事務所)	電話																																																																																																																							
国管理施設	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	国土交通省管理事務所 中部地方整備局・近畿地方整備局	電話																																																																																																																							
四日市港	総括部隊(情報班)	四日市港管理組合	防災情報システム 電話																																																																																																																							
情報・連絡内容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段																																																																																																																							
1. 被害・復旧の状況																																																																																																																										
① 人的被害・家屋状況・火災状況	総括部隊(情報班、対策班)	市町(※)、警察自衛隊、海上保安庁等	防災情報システム 防災行政無線 電話																																																																																																																							
② 安否不明者及び行方不明者の氏名等	総括部隊(情報班)	市町(※)	電子申請・届出システム																																																																																																																							
③ 道路状況・交通状況																																																																																																																										
市町管理道路	総括部隊(情報班)	市町(※)	防災情報システム 防災行政無線 電話																																																																																																																							
県管理道路	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	地方部(建設事務所)	道路情報管理システム 電話 くしの歯防災システム																																																																																																																							
国管理道路	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	国土交通省管理事務所	電話 くしの歯防災システム																																																																																																																							
高速道路	総括部隊(情報班)	中日本高速道路株式会社	電話																																																																																																																							
公共交通機関	総括部隊(情報班)	公共交通事業者	電話																																																																																																																							
④ 堤防・護岸・漁港・港湾施設																																																																																																																										
市町管理施設	総括部隊(情報班)	市町(※)	防災情報システム																																																																																																																							
県管理施設	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)(農林水産対策班)	地方部(建設事務所、農林水産事務所)	電話																																																																																																																							
国管理施設	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	国土交通省管理事務所 中部地方整備局・近畿地方整備局	電話																																																																																																																							
四日市港	総括部隊(情報班)	四日市港管理組合	電話																																																																																																																							

ページ	旧	新								
238	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 被害情報等の収集（総括部隊<情報班>、各部隊） 【防災関係機関等から収集する情報の内容】</p> <table border="1" data-bbox="257 347 1108 486"> <tr> <td>⑥医療施設関係状況</td> <td>保健医療部隊 (情報収集・分析班)</td> <td>災害拠点病院 災害医療支援病院</td> <td>広域災害救急医療情報システム（EMIS） 電話</td> </tr> </table>	⑥医療施設関係状況	保健医療部隊 (情報収集・分析班)	災害拠点病院 災害医療支援病院	広域災害救急医療情報システム（EMIS） 電話	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 被害情報等の収集（総括部隊<情報班>、各部隊） 【防災関係機関等から収集する情報の内容】</p> <table border="1" data-bbox="1153 347 2004 486"> <tr> <td>⑥医療施設関係状況</td> <td>保健医療部隊 (総括班)</td> <td>災害拠点病院 災害医療支援病院</td> <td>広域災害救急医療情報システム（EMIS） 電話</td> </tr> </table>	⑥医療施設関係状況	保健医療部隊 (総括班)	災害拠点病院 災害医療支援病院	広域災害救急医療情報システム（EMIS） 電話
⑥医療施設関係状況	保健医療部隊 (情報収集・分析班)	災害拠点病院 災害医療支援病院	広域災害救急医療情報システム（EMIS） 電話							
⑥医療施設関係状況	保健医療部隊 (総括班)	災害拠点病院 災害医療支援病院	広域災害救急医療情報システム（EMIS） 電話							
240	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 被害情報等の収集（総括部隊<情報班>、各部隊） (6) 緊急派遣チームによる市町支援（総括部隊<派遣班>） 総括部隊（派遣班）は、災害対策活動に支障をきたしている又は支障をきたすおそれがあると認めた市町に対し、緊急派遣チームを派遣し、<u>災害対策活動の支援等を行わせる。</u></p> <p>(7) <u>地方部派遣チームによる情報収集等</u>（地方部<総括班>） 地方部（総括班）は、地震、津波等の災害により管内市町から情報を収集できない場合又は情報を収集できなくなるおそれがある場合は、<u>地方部派遣チームを組織し、当該市町へ派遣して、市町災害対策本部との連絡調整、情報収集及び情報システムの入力支援等を行わせる。</u></p>	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 被害情報等の収集（総括部隊<情報班>、各部隊） (6) 緊急派遣チームによる市町支援（総括部隊<派遣班>） <u>緊急派遣チームは、震度5強以上の揺れを観測した市町に対し、自動的に派遣される。また、総括部隊（派遣班）は、災害対策活動に支障をきたしている又は支障をきたすおそれがあると認めた市町に対し、緊急派遣チームを派遣し、市町災害対策本部での被害情報収集、市町のニーズ把握を行うほか、市町が行う災害対策の総合支援を行う。</u></p> <p>(7) <u>先遣隊による情報収集等</u>（地方部<総括班>） 地方部（総括班）は、地震、津波等の災害により管内市町から情報を収集できない場合又は情報を収集できなくなるおそれがある場合において、<u>緊急派遣チームの派遣を判断するための情報が不足している、派遣するいとまがない、緊急派遣チームの市町への到達が困難等の状況にあるときは、管内市町へ先遣隊として職員を派遣し、市町災害対策本部の対応状況の把握、県災害対策本部への報告を行う。</u></p>								
242	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 第3項 対策 ■市町が実施する対策 2 被害情報等の収集と報告 (4) 緊急派遣チーム等との連携 <u>県炎対本部及び地方部から緊急派遣チーム等</u>の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用する。</p>	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 第3項 対策 ■市町が実施する対策 2 被害情報等の収集と報告 (4) 緊急派遣チーム等との連携 <u>県炎対本部から緊急派遣チーム又は地方部から先遣隊等</u>の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用する。</p>								

ページ	旧	新
253	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策委員の派遣要請等 【参考1】基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 ② 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 ③ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項 ④ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 ⑤ 緊急輸送の確保に関する事項 ⑥ ①から⑤までの事項及び警報の発令伝達、避難の勧告又は指示、消防、水防、救難、救助等に関する事項を除く災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項 	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策委員の派遣要請等 【参考1】基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑦ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 ⑧ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 ⑨ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項 ⑩ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 ⑪ 緊急輸送の確保に関する事項 ⑫ ①から⑤までの事項及び警報の発令伝達、避難指示、消防、水防、救難、救助等に関する事項を除く災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項
263-264	<p>第3部 発災後対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等 第3項 対策 ■県が実施する対策 4 交通規制の実施（緊急交通路の指定）（警察部隊） (7) 緊急通行車両等の確認並びに緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付 緊急交通路を通行できる車両は、緊急車両及び応急災害対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両（緊急通行車両等）とする。 緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付は、警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、各警察署、災害時に設置される交通検問所、県災対本部または地方部において以下のとおり行う。 また、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けている緊急通行車両については優先して交付する。 ア 緊急通行車両確認証明書の交付申請手続き 災害が発生した際に、車両の使用者から緊急通行車両確認証明書の交付申請があった場合、交付機関は確認のための必要な審査を行う。 また、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から緊急通行車両確認証明書の交付申請があった場合、事前届出を行っていない申請者からの交付申請に優先して交付を行うものとし、その際、確認のための必要な審査を省略することができる。 イ 緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付 交付機関は緊急通行車両の交付申請に基づき、緊急通行車両確認証明書及び確認標章を交付する。 (事前届出制度等については、第2部第4章第1節「輸送体制の整備」に記載)</p>	<p>第3部 発災後対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等 第3項 対策 ■県が実施する対策 4 交通規制の実施（緊急交通路の指定）（警察部隊） (7) 緊急通行車両等の確認並びに緊急通行車両等確認証明書及び確認標章の交付 緊急交通路を通行できる車両は、緊急車両及び応急災害対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両（緊急通行車両等）とする。 緊急通行車両等確認証明書及び確認標章の交付は、警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、各警察署、災害時に設置される交通検問所、県災対本部または地方部において以下のとおり行う。 また、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている緊急通行車両等については優先して交付する。 ア 緊急通行車両等確認証明書及び確認標章の交付申請手続 災害が発生した際に、車両の使用者から緊急通行車両等確認証明書及び確認標章の交付申請があった場合、交付機関は確認のための必要な審査を行う。 また、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から緊急通行車両等確認証明書及び確認標章の交付申請があった場合、事前届出を行っていない申請者からの交付申請に優先して交付を行うものとし、その際、確認のための必要な審査を省略することができる。 イ 緊急通行車両等確認証明書及び確認標章の交付 交付機関は緊急通行車両等の交付申請に基づき、緊急通行車両等確認証明書及び確認標章を交付する。 (緊急通行車両等事前届出制度については、令和5年8月31日で廃止)</p>
265	<p>第3部 発災後対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保 第3項 対策 ■その他の防災関係機関が実施する対策 <中部地方整備局、近畿地方整備局の対策> 1 状況の把握 道路施設及び港湾施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施する。また、ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努める。</p>	<p>第3部 発災後対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保 第3項 対策 ■その他の防災関係機関が実施する対策 <中部地方整備局、近畿地方整備局の対策> 1 状況の把握 道路施設及び港湾施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施する。また、ヘリコプター、無人航空機等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努める。</p>

ページ	旧	新
269	<p>第3部 発災後対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等 第3節 ライフライン施設の復旧・保全 第3項 対策 ■その他防災関係機関が実施する対策 <電気事業者が実施する対策> 2 復旧方針 ① 大規模災害時等においては、ヘリコプター等を使用し、災害規模の早期把握を実施するとともに、電力供給設備の巡視を行う。</p>	<p>第3部 発災後対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等 第3節 ライフライン施設の復旧・保全 第3項 対策 ■その他防災関係機関が実施する対策 <電気事業者が実施する対策> 2 復旧方針 ① 大規模災害時等においては、ヘリコプター、<u>無人航空機</u>等を使用し、災害規模の早期把握を実施するとともに、電力供給設備の巡視を行う。</p>
281-282	<p>第3部 発災後対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等 第4節 公共施設等の復旧・保全 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 道路、橋梁にかかる応急復旧活動（社会基盤対策部隊<公共土木対策班>、警察部隊） (1) 被害情報の収集 「第1節 緊急の交通・輸送機能の確保 <県が実施する対策> 1 道路交通情報・被害情報の収集」に準じて、緊急輸送道路を最優先とし、さらに災害時に孤立の発生につながるおそれのある道路や県民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。 (2) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等 施設管理者は、県管理施設の被害情報等を踏まえ、職員のほか、<u>(一社)三重県建設業協会</u>との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。 (3) 施設の復旧活動 道路施設の復旧にあたっては、「第1節 緊急の交通・輸送機能の確保」に基づき実施される、道路啓開及び応急復旧工事を勘案し、緊急交通路の確保を最優先して実施する。 緊急交通路の確保に引き続き、孤立地域の発生状況や県民生活に欠くことのできない重要な生活道路等、優先順位を考慮した上で、障害物の除去・応急復旧工事等を実施し、施設の復旧を図る。</p>	<p>第3部 発災後対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等 第4節 公共施設等の復旧・保全 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 道路、橋梁にかかる応急復旧活動（社会基盤対策部隊<公共土木対策班>、警察部隊） (1) 被害情報の収集 「第1節 緊急の交通・輸送機能の確保 <県が実施する対策> 1 道路交通情報・被害情報の収集」に準じて、緊急輸送道路を最優先とし、さらに災害時に孤立の発生につながるおそれのある道路や県民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。 (2) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等 施設管理者は、県管理施設の被害情報等を踏まえ、職員のほか、<u>建設業者</u>との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。 (3) 施設の復旧活動 道路施設の復旧にあたっては、「第1節 緊急の交通・輸送機能の確保」に基づき実施される、道路啓開及び応急復旧工事を勘案し、緊急交通路の確保を最優先して実施する。 緊急交通路の確保に引き続き、孤立地域の発生状況や県民生活に欠くことのできない重要な生活道路等、優先順位を考慮した上で、障害物の除去・応急復旧工事等を実施し、施設の復旧を図る。 <u>また、施設の速やかな復旧につながるよう、デジタル技術の活用を進める。</u></p>
288-289	<p>第3部 発災後対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等 第5節 ヘリコプターの活用 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 活動拠点の確保（総括部隊<対策班>） (1) ヘリベース（HB） 航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮を実施し、航空部隊の進出・集結拠点となるヘリベースを確保する。ヘリベースは、原則、津市伊勢湾ヘリポートとするが、被災状況に照らし、<u>三重県営鈴鹿スポーツガーデン</u>を代替ヘリベースとして設定する。 ヘリベースには航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮者をおく。 4 各活動の実施（総括部隊<対策班>） <u>県は、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。</u> <u>ヘリコプターの運用にあたっては、要請の優先度を判断した上で決定することとし、複数のヘリコプターを運用する場合には、その役割分担について調整を行う。</u> ① 被災状況等の調査及び情報収集活動 ② 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送 ③ 災害応急対策活動要員、資機材の搬送 ④ 被災者等の救出 ⑤ 救援物資等の搬送</p>	<p>第3部 発災後対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等 第5節 ヘリコプターの活用 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 活動拠点の確保（総括部隊<対策班>） (1) ヘリベース（HB） 航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮を実施し、航空部隊の進出・集結拠点となるヘリベースを確保する。ヘリベースは、原則、津市伊勢湾ヘリポートとするが、被災状況に照らし、<u>三重交通Gスポーツの社鈴鹿</u>を代替ヘリベースとして設定する。 ヘリベースには航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮者をおく。 4 <u>航空運用調整担当の設置（総括部隊<対策班>）</u> <u>航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、県災害対策本部に航空運用調整担当を設置する。</u> 5 <u>ヘリコプター等の航空運用調整（総括部隊<対策班>）</u> <u>ヘリコプターの特性を十分活用できるよう、情報収集に努め、空路からの支援の必要性が認められる場合に運用する。</u> <u>ヘリコプターの運用にあたり、県災害対策本部に設置した航空運用調整担当は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMA T調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整を行う。</u> <u>【ヘリコプター等の活用例】</u> ① 被災状況等の調査及び情報収集活動 ② 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

ページ	旧	新																																																
	⑥ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動 ⑦ その他、災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる活動	③ 災害応急対策活動要員、資機材の搬送 ④ 被災者等の救出 ⑤ 救援物資等の搬送 ⑥ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動 ⑦ <u>空中消火の実施</u> ⑧ その他、災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる活動																																																
295	第3部 発災後対策 第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第2節 医療・救護活動（発災14） 【主担当部隊】：総括部隊（対策班） 保健医療部隊（ <u>情報収集・分析班、医療活動支援班</u> ）	第3部 発災後対策 第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第2節 医療・救護活動（発災14） 【主担当部隊】：総括部隊（対策班） 保健医療部隊（ <u>総括班、医療活動支援・衛生班</u> ）																																																
295	第3部 発災後対策 第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第2節 医療・救護活動（発災14） 第2項 主要対策項目	第3部 発災後対策 第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第2節 医療・救護活動（発災14） 第2項 主要対策項目																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>主担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療情報の収集・共有</td> <td>保健医療部隊 (<u>情報収集・分析班</u>)</td> <td>【発災後1時間以内】 発災後速やかに</td> <td>医療機関、医師会、保健所等、市町、</td> </tr> <tr> <td>医療・救護活動</td> <td>総括部隊（対策班） 保健医療部隊 (<u>医療活動支援班</u>)</td> <td>【発災後3時間以内】 DMATや医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点</td> <td>医療機関、医師会、保健所等、市町、</td> </tr> <tr> <td>医薬品等の確保</td> <td>保健医療部隊(<u>医療活動支援班</u>)</td> <td>【発災後1時間以内】 発災後速やかに</td> <td>被害状況及び供給体制 (医薬品等備蓄所)</td> </tr> <tr> <td>医療施設の応急復旧</td> <td>保健医療部隊(<u>医療活動支援班</u>)</td> <td>【発災後24時間以内】 医療施設の被災を確認後速やかに</td> <td>医療施設の被災情報 (市町・医療機関)</td> </tr> <tr> <td>保健医療福祉調整本部の機能の強化</td> <td>保健医療部隊(<u>情報収集・分析班</u>)</td> <td>【発災後3時間以内】 DHEATの派遣が必要と見込まれたと時点</td> <td>保健所</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	医療情報の収集・共有	保健医療部隊 (<u>情報収集・分析班</u>)	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	医療機関、医師会、保健所等、市町、	医療・救護活動	総括部隊（対策班） 保健医療部隊 (<u>医療活動支援班</u>)	【発災後3時間以内】 DMATや医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点	医療機関、医師会、保健所等、市町、	医薬品等の確保	保健医療部隊(<u>医療活動支援班</u>)	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	被害状況及び供給体制 (医薬品等備蓄所)	医療施設の応急復旧	保健医療部隊(<u>医療活動支援班</u>)	【発災後24時間以内】 医療施設の被災を確認後速やかに	医療施設の被災情報 (市町・医療機関)	保健医療福祉調整本部の機能の強化	保健医療部隊(<u>情報収集・分析班</u>)	【発災後3時間以内】 DHEATの派遣が必要と見込まれたと時点	保健所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>主担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療情報の収集・共有</td> <td>保健医療部隊 (<u>総括班</u>)</td> <td>【発災後1時間以内】 発災後速やかに</td> <td>医療機関、医師会、保健所等、市町</td> </tr> <tr> <td>医療・救護活動</td> <td>総括部隊（対策班） 保健医療部隊 (<u>医療活動支援・衛生班</u>)</td> <td>【発災後3時間以内】 DMATや医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点</td> <td>医療機関、医師会、保健所等、市町</td> </tr> <tr> <td>医薬品等の確保</td> <td>保健医療部隊(<u>医療活動支援・衛生班</u>)</td> <td>【発災後1時間以内】 発災後速やかに</td> <td>被害状況及び供給体制 (医薬品等備蓄所)</td> </tr> <tr> <td>医療施設の応急復旧</td> <td>保健医療部隊(<u>医療活動支援・衛生班</u>)</td> <td>【発災後24時間以内】 医療施設の被災を確認後速やかに</td> <td>医療施設の被災情報 (市町・医療機関)</td> </tr> <tr> <td>保健医療福祉調整本部の機能の強化</td> <td>保健医療部隊(<u>総括班</u>)</td> <td>【発災後3時間以内】 DHEATの派遣が必要と見込まれたと時点</td> <td>保健所</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	医療情報の収集・共有	保健医療部隊 (<u>総括班</u>)	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	医療機関、医師会、保健所等、市町	医療・救護活動	総括部隊（対策班） 保健医療部隊 (<u>医療活動支援・衛生班</u>)	【発災後3時間以内】 DMATや医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点	医療機関、医師会、保健所等、市町	医薬品等の確保	保健医療部隊(<u>医療活動支援・衛生班</u>)	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	被害状況及び供給体制 (医薬品等備蓄所)	医療施設の応急復旧	保健医療部隊(<u>医療活動支援・衛生班</u>)	【発災後24時間以内】 医療施設の被災を確認後速やかに	医療施設の被災情報 (市町・医療機関)	保健医療福祉調整本部の機能の強化	保健医療部隊(<u>総括班</u>)	【発災後3時間以内】 DHEATの派遣が必要と見込まれたと時点	保健所
対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																															
医療情報の収集・共有	保健医療部隊 (<u>情報収集・分析班</u>)	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	医療機関、医師会、保健所等、市町、																																															
医療・救護活動	総括部隊（対策班） 保健医療部隊 (<u>医療活動支援班</u>)	【発災後3時間以内】 DMATや医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点	医療機関、医師会、保健所等、市町、																																															
医薬品等の確保	保健医療部隊(<u>医療活動支援班</u>)	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	被害状況及び供給体制 (医薬品等備蓄所)																																															
医療施設の応急復旧	保健医療部隊(<u>医療活動支援班</u>)	【発災後24時間以内】 医療施設の被災を確認後速やかに	医療施設の被災情報 (市町・医療機関)																																															
保健医療福祉調整本部の機能の強化	保健医療部隊(<u>情報収集・分析班</u>)	【発災後3時間以内】 DHEATの派遣が必要と見込まれたと時点	保健所																																															
対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																															
医療情報の収集・共有	保健医療部隊 (<u>総括班</u>)	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	医療機関、医師会、保健所等、市町																																															
医療・救護活動	総括部隊（対策班） 保健医療部隊 (<u>医療活動支援・衛生班</u>)	【発災後3時間以内】 DMATや医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点	医療機関、医師会、保健所等、市町																																															
医薬品等の確保	保健医療部隊(<u>医療活動支援・衛生班</u>)	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	被害状況及び供給体制 (医薬品等備蓄所)																																															
医療施設の応急復旧	保健医療部隊(<u>医療活動支援・衛生班</u>)	【発災後24時間以内】 医療施設の被災を確認後速やかに	医療施設の被災情報 (市町・医療機関)																																															
保健医療福祉調整本部の機能の強化	保健医療部隊(<u>総括班</u>)	【発災後3時間以内】 DHEATの派遣が必要と見込まれたと時点	保健所																																															
	※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。	※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。																																																

ページ	旧	新
295- 296	<p>第3部 発災後対策 第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第2節 医療・救護活動（発災14） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 医療情報の収集・共有 (1) 医療情報の収集・共有（保健医療部隊＜<u>情報収集・分析班</u>＞） (略) (2) S C Uの状況確認（保健医療部隊＜<u>情報収集・分析班</u>＞） (略)</p>	<p>第3部 発災後対策 第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第2節 医療・救護活動（発災14） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 医療情報の収集・共有 (1) 医療情報の収集・共有（保健医療部隊＜<u>総括班</u>＞） (略) (2) S C Uの状況確認（保健医療部隊＜<u>総括班</u>＞） (略)</p>
296- 299	<p>第3部 発災後対策 第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第2節 医療・救護活動（発災14） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 医療・救護活動 (1) D M A T派遣（保健医療部隊＜<u>医療活動支援班</u>＞） (略) (2) 医療救護班の派遣及び配置調整（保健医療部隊＜<u>医療活動支援班</u>＞） (略) (3) 患者搬送及び収容の調整（総括部隊＜対策班＞、保健医療部隊＜<u>医療活動支援班</u>＞） (略) (4) S C Uの設置及び運営（総括部隊＜対策班＞、保健医療部隊＜<u>医療活動支援班</u>＞＜地方部保健所（保健所一部福祉事務所）＞） (略) (5) 透析患者の対応（保健医療部隊＜<u>医療活動支援班</u>＞） (略) (7) 精神保健支援・D P A Tの派遣（保健医療部隊＜<u>医療活動支援班</u>＞） (略) (8) 災害時こころのケア活動（保健医療部隊＜<u>医療活動支援班</u>＞） (略) <u>（新設）</u></p> <p><u>(9) 小児・周産期リエゾンの要請</u> 小児・周産期支援については、県災対本部保健医療部隊（県保健医療福祉調整本部）に招聘する小児・周産期リエゾンを中心に、小児・周産期にかかる学会、県内団体等のネットワークを活用し、小児・周産期に特有の支援を要する被災者に対して適切な支援を行うこととする。 <u>ア 三重県小児・周産期リエゾンの招聘</u> 被災地において、小児・周産期医療の必要があるときは、知事は三重県小児・周産期リエゾンを県災対本部保健医療部隊に招聘する。 <u>イ 他県との調整</u> 被害が甚大で県内の産科・小児科医療機関では小児・周産期医療の提供が不足すると想定されるときは、小児・周産期リエゾンは他都道府県の小児・周産期リエゾンに応援や妊婦・周産期児の受け入れ等の調整を行う。</p>	<p>第3部 発災後対策 第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第2節 医療・救護活動（発災14） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 医療・救護活動 (1) D M A T派遣（保健医療部隊＜<u>医療活動支援・衛生班</u>＞） (略) (2) 医療救護班の派遣及び配置調整（保健医療部隊＜<u>医療活動支援・衛生班</u>＞） (略) (3) 患者搬送及び収容の調整（総括部隊＜対策班＞、保健医療部隊＜<u>医療活動支援・衛生班</u>＞） (略) (4) S C Uの設置及び運営（総括部隊＜対策班＞、保健医療部隊＜<u>医療活動支援・衛生班</u>＞＜地方部保健所（保健所一部福祉事務所）＞） (略) (5) 透析患者の対応（保健医療部隊＜<u>医療活動支援・衛生班</u>＞） (略) (7) 精神保健支援・D P A Tの派遣（保健医療部隊＜<u>医療活動支援・衛生班</u>＞） (略) (8) 災害時こころのケア活動（保健医療部隊＜<u>医療活動支援・衛生班</u>＞） (略) <u>(9) 災害支援ナースの派遣（保健医療部隊＜医療活動支援・衛生班＞）</u> <u>ア 三重県災害支援ナースの派遣</u> 被災地において、看護支援活動の必要があるときは、知事は三重県災害支援ナースを派遣する。 <u>イ 他自治体災害支援ナースの派遣</u> 被害が甚大で、三重県災害支援ナースのみの対応では看護支援が不足すると想定されるときは、知事は厚生労働省へ災害支援ナースの派遣を要請する。 <u>ウ 災害支援ナースの活動調整</u> 県災対本部保健医療部隊（県保健医療福祉調整本部）において、県看護協会から派遣されたリエゾン等と連携し、災害支援ナースの活動調整を行う。 なお、災害支援ナースの派遣調整は県看護協会に委託することができる。 <u>(10) 災害時小児周産期リエゾンの要請</u> 小児・周産期支援については、県災対本部保健医療部隊（県保健医療福祉調整本部）に招聘する災害時小児周産期リエゾンを中心に、小児・周産期にかかる学会、県内団体等のネットワークを活用し、小児・周産期に特有の支援を要する被災者に対して適切な支援を行うこととする。 <u>ア 三重県災害時小児周産期リエゾンの招聘</u> 被災地において、小児・周産期医療の必要があるときは、知事は三重県災害時小児周産期リエゾンを県災対本部保健医療部隊に招聘する。 <u>イ 他県との調整</u> 被害が甚大で県内の産科・小児科医療機関では小児・周産期医療の提供が不足すると想定されるときは、災害時小児周産期リエゾンは他都道府県の災害時小児周産期リエゾンに応援や妊婦・周産期児の受け入れ等の調整を行う。</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>3 医薬品等の確保（保健医療部隊＜<u>医療活動支援班</u>＞） （略）</p> <p>4 医療施設の応急復旧（保健医療部隊＜<u>医療活動支援班</u>＞） （略）</p> <p>5 保健医療福祉調整本部の機能の強化（保健医療部隊＜<u>情報収集・分析班</u>＞） （略）</p>	<p>3 医薬品等の確保（保健医療部隊＜<u>医療活動支援・衛生班</u>＞） （略）</p> <p>4 医療施設の応急復旧（保健医療部隊＜<u>医療活動支援・衛生班</u>＞） （略）</p> <p>5 保健医療福祉調整本部の機能の強化（保健医療部隊＜<u>総括班</u>＞） （略）</p>
308	<p>第3部 発災後対策 第4章 避難及び被災者支援等の活動 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営 第3項 対策 ■市町が実施する対策 5 避難所の開設及び運営 (4) 避難所の運営及び管理 ⑨ ボランティア団体等の協力を得て避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難所外避難者に対しても、情報の伝達食料等の救援物資の配布、いわゆるエコノミークラス症候群対策等の健康管理方法に配慮した対応に努める。</p>	<p>第3部 発災後対策 第4章 避難及び被災者支援等の活動 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営 第3項 対策 ■市町が実施する対策 5 避難所の開設及び運営 (4) 避難所の運営及び管理 ⑨ ボランティア団体等の協力を得て避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難所外避難者に対しても、情報の伝達食料等の救援物資の配布、いわゆるエコノミークラス症候群対策等の健康管理方法に配慮した対応に努める。 （中略） <u>⑩ 避難所の安全を確保するため、夜間を含め避難所の出入り口や避難所内での警備体制の確保に努める。</u></p>
313	<p>第3部 発災後対策 第4章 避難及び被災者支援等の活動 第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策 第3項 対策 ■県が実施する対策 7 介護職員等の受入れに係る調整本部による対応（被災者支援部隊＜避難者支援班＞） 県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要性が生じた場合に、三重県社会福祉協議会と協議のうえ、調整本部を設置する。 調整本部は、県、三重県社会福祉協議会及び関係団体で構成し、マッチングのための調整を行う。</p>	<p>第3部 発災後対策 第4章 避難及び被災者支援等の活動 第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策 第3項 対策 ■県が実施する対策 7 介護職員等の受入れに係る調整本部による対応（被災者支援部隊＜避難者支援班＞） 県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要性が生じた場合に、三重県社会福祉協議会と協議のうえ、調整本部を設置する。 調整本部は、県、三重県社会福祉協議会及び関係団体で構成し、マッチングのための調整を行う。 <u>また、調整本部が確実に機能するよう、訓練等を重ねるなど配置調整等の受援調整業務を担う職員の育成を図る。</u></p>
317	<p>第3部 発災後対策 第4章 避難及び被災者支援等の活動 第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保 第3項 対策 ■県立学校が実施する対策 (3) 夜間・休日等における対応 ② 児童生徒等の安否確認 地震により児童生徒等に被害が見込まれる場合は、児童生徒等又はその保護者等に連絡を取り、安否及び所在を確認し、被災者支援部隊＜教育対策班＞に対し安否情報を報告する。</p>	<p>第3部 発災後対策 第4章 避難及び被災者支援等の活動 第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保 第3項 対策 ■県立学校が実施する対策 (3) 夜間・休日等における対応 ② 児童生徒等の安否確認 地震により児童生徒等に被害が見込まれる場合は、児童生徒等又はその保護者等に連絡を取り、安否及び所在を確認し、被災者支援部隊＜教育対策班＞に対し安否情報を報告する。 <u>また、児童生徒等又はその保護者等と連絡がとれない状況での対応方法について、平時から保護者と共有する。</u></p>

ページ	旧	新
320	<p>第3部 発災後対策 第4章 避難及び被災者支援等の活動 第4節 ボランティア活動の支援 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 災害ボランティアへの支援（みえ災害ボランティア支援センターにおける活動）（被災者支援部隊くボランティア班＞） (2) 現地災害ボランティアセンターの後方支援 現地災害ボランティアセンターの活動状況やニーズを把握し、県内外への情報発信を行うとともに、現地センターへの情報提供、センター間の広域的なコーディネート、関係機関や県内外の災害支援団体との連携・調整、人員の派遣、物資の調達、ボランティアバスの運行などを行う。 (3) 災害ボランティア活動への支援 ボランティア活動を支援するため、被災地のボランティアニーズや、現地災害ボランティアセンターの設置場所、ボランティアの受入状況、ライフライン・公共交通機関・交通規制の状況などボランティア活動に必要な情報を広く提供する。ボランティア活動の支援にあたっては、ボランティア活動の自発性、災害救援活動の自己完結性を考慮する。</p>	<p>第3部 発災後対策 第4章 避難及び被災者支援等の活動 第4節 ボランティア活動の支援 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 災害ボランティアへの支援（みえ災害ボランティア支援センターにおける活動）（被災者支援部隊くボランティア班＞） (2) 現地災害ボランティアセンターの後方支援 現地災害ボランティアセンターの活動状況やニーズを把握し、県内外への情報発信を行うとともに、現地災害ボランティアセンターへの情報提供、センター間の広域的なコーディネート、関係機関や県内外の災害支援団体との連携・調整、人員の派遣、物資の調達、ボランティアバスの運行などを行う。 (3) 災害ボランティア活動への支援 ボランティア活動を支援するため、被災地のボランティアニーズや、現地災害ボランティアセンターの設置場所、ボランティアの受入状況、ライフライン・公共交通機関・交通規制・<u>道路啓閉</u>の状況などボランティア活動に必要な情報を広く提供する。<u>なお</u>、ボランティア活動の支援にあたっては、ボランティア活動の自発性、災害救援活動の自己完結性を考慮する。</p>
322	<p>第3部 発災後対策 第4章 避難及び被災者支援等の活動 第4節 ボランティア活動の支援 第3項 対策 ■その他の防災関係機関が実施する対策 1 ボランティアの受入体制の整備及び支援（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、災害支援団体等） (3) 災害支援団体等（特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPO ネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会等） ① みえ災害ボランティア支援センターにメンバーを<u>送り出す</u>とともに、関係ボランティア団体等に協力を要請する。</p>	<p>第3部 発災後対策 第4章 避難及び被災者支援等の活動 第4節 ボランティア活動の支援 第3項 対策 ■その他の防災関係機関が実施する対策 1 ボランティアの受入体制の整備及び支援（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、災害支援団体等） (3) 災害支援団体等（特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPO ネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会等） ① みえ災害ボランティア支援センターにメンバーを<u>派遣する</u>とともに、関係ボランティア団体等に協力を要請する。</p>

ページ	旧	新																																								
323	<p>第3部 発災後対策 第4章 避難及び被災者支援等の活動 第5節 防疫・保健衛生活動（発災19） 【担当部隊】：保健医療部隊（<u>保健衛生班</u>） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1" data-bbox="271 256 1093 927"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防疫活動の実施</td> <td>保健医療部隊(<u>保健衛生班</u>)</td> <td>【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後</td> <td>・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部)</td> </tr> <tr> <td>防疫活動の支援</td> <td>保健医療部隊(<u>保健衛生班</u>)</td> <td>【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後</td> <td>・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)</td> </tr> <tr> <td>食品衛生監視</td> <td>保健医療部隊(<u>保健衛生班</u>)</td> <td>【発災後3日以内】 救護所・避難所設置後等速やかに</td> <td>・被害状況及び救護活動の状況 ・応援要請(市町)</td> </tr> <tr> <td>健康管理(保健活動)の実施・調整</td> <td>保健医療部隊(<u>保健衛生班</u>)</td> <td>【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後</td> <td>・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	防疫活動の実施	保健医療部隊(<u>保健衛生班</u>)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部)	防疫活動の支援	保健医療部隊(<u>保健衛生班</u>)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)	食品衛生監視	保健医療部隊(<u>保健衛生班</u>)	【発災後3日以内】 救護所・避難所設置後等速やかに	・被害状況及び救護活動の状況 ・応援要請(市町)	健康管理(保健活動)の実施・調整	保健医療部隊(<u>保健衛生班</u>)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)	<p>第3部 発災後対策 第4章 避難及び被災者支援等の活動 第5節 防疫・保健衛生活動（発災19） 【担当部隊】：保健医療部隊（<u>医療活動支援・衛生班</u>） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1" data-bbox="1167 256 1989 927"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防疫活動の実施</td> <td>保健医療部隊(<u>医療活動支援・衛生班</u>)</td> <td>【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後</td> <td>・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部)</td> </tr> <tr> <td>防疫活動の支援</td> <td>保健医療部隊(<u>医療活動支援・衛生班</u>)</td> <td>【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後</td> <td>・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)</td> </tr> <tr> <td>食品衛生監視</td> <td>保健医療部隊(<u>医療活動支援・衛生班</u>)</td> <td>【発災後3日以内】 救護所・避難所設置後等速やかに</td> <td>・被害状況及び救護活動の状況 ・応援要請(市町)</td> </tr> <tr> <td>健康管理(保健活動)の実施・調整</td> <td>保健医療部隊(<u>健康危機管理支援班</u>)</td> <td>【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後</td> <td>・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	防疫活動の実施	保健医療部隊(<u>医療活動支援・衛生班</u>)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部)	防疫活動の支援	保健医療部隊(<u>医療活動支援・衛生班</u>)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)	食品衛生監視	保健医療部隊(<u>医療活動支援・衛生班</u>)	【発災後3日以内】 救護所・避難所設置後等速やかに	・被害状況及び救護活動の状況 ・応援要請(市町)	健康管理(保健活動)の実施・調整	保健医療部隊(<u>健康危機管理支援班</u>)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																							
防疫活動の実施	保健医療部隊(<u>保健衛生班</u>)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部)																																							
防疫活動の支援	保健医療部隊(<u>保健衛生班</u>)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)																																							
食品衛生監視	保健医療部隊(<u>保健衛生班</u>)	【発災後3日以内】 救護所・避難所設置後等速やかに	・被害状況及び救護活動の状況 ・応援要請(市町)																																							
健康管理(保健活動)の実施・調整	保健医療部隊(<u>保健衛生班</u>)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)																																							
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																							
防疫活動の実施	保健医療部隊(<u>医療活動支援・衛生班</u>)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部)																																							
防疫活動の支援	保健医療部隊(<u>医療活動支援・衛生班</u>)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)																																							
食品衛生監視	保健医療部隊(<u>医療活動支援・衛生班</u>)	【発災後3日以内】 救護所・避難所設置後等速やかに	・被害状況及び救護活動の状況 ・応援要請(市町)																																							
健康管理(保健活動)の実施・調整	保健医療部隊(<u>健康危機管理支援班</u>)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)																																							
323-325	<p>第3部 発災後対策 第4章 避難及び被災者支援等の活動 第5節 防疫・保健衛生活動（発災19） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 防疫活動の実施（保健医療部隊<<u>保健衛生班</u>>） （略） 2 防疫活動の支援（保健医療部隊<<u>保健衛生班</u>>） （略） 3 食品衛生監視（保健医療部隊<<u>保健衛生班</u>>） （略） 4 健康管理（保健活動）の実施・調整（保健医療部隊<<u>保健衛生班</u>>） （略）</p>	<p>第3部 発災後対策 第4章 避難及び被災者支援等の活動 第5節 防疫・保健衛生活動（発災19） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 防疫活動の実施（保健医療部隊<<u>医療活動支援・衛生班</u>>） （略） 2 防疫活動の支援（保健医療部隊<<u>医療活動支援・衛生班</u>>） （略） 3 食品衛生監視（保健医療部隊<<u>医療活動支援・衛生班</u>>） （略） 4 健康管理（保健活動）の実施・調整（保健医療部隊<<u>健康危機管理支援班</u>>） （略）</p>																																								

ページ	旧	新
326	<p>第3部 発災後対策 第4章 避難及び被災者支援等の活動 第5節 防疫・保健衛生活動 第3項 対策 ■市町が実施する対策 1 実施体制 (5) ペット対策 市町は、(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。</p>	<p>第3部 発災後対策 第4章 避難及び被災者支援等の活動 第5節 防疫・保健衛生活動 第3項 対策 ■市町が実施する対策 1 実施体制 (5) ペット対策 市町は、(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。</p>
331	<p>第3部 発災後対策 第4章 避難及び被災者支援等の活動 第7節 遺体の取扱い（発災21） 第2項 主要対策項目 第3項 対策 （中略） 2 遺体の検視・検案・身元確認、引渡し（保健医療部隊<情報収集・分析班、医療活動支援班>、警察部隊） （略） 3 遺体保存用資材等の支援（保健医療部隊<保健衛生班>） （略） 4 広域火葬体制の確立（保健医療部隊<保健衛生班>、警察部隊） （略）</p>	<p>第3部 発災後対策 第4章 避難及び被災者支援等の活動 第7節 遺体の取扱い（発災21） 第2項 主要対策項目 第3項 対策 （中略） 2 遺体の検視・検案・身元確認、引渡し（保健医療部隊<総括班、医療活動支援・衛生班>、警察部隊） （略） 3 遺体保存用資材等の支援（保健医療部隊<医療活動支援・衛生班>） （略） 4 広域火葬体制の確立（保健医療部隊<医療活動支援・衛生班>、警察部隊） （略）</p>
344	<p>第3部 発災後対策 第5章 救援物資等の供給 第3節 給水活動（発災24） 【担当部隊】：総括部隊（総括班） 社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班） 保健医療部隊（医療活動支援班） 被災者支援部隊（水道応援班）</p>	<p>第3部 発災後対策 第5章 救援物資等の供給 第3節 給水活動（発災24） 【担当部隊】：総括部隊（総括班） 社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班） 保健医療部隊（医療活動支援・衛生班） 被災者支援部隊（水道応援班）</p>
345	<p>第3部 発災後対策 第5章 救援物資等の供給 第3節 給水活動（発災24） 第3項 対策 2 応急給水活動の調整（被災者支援部隊<水道応援班>、総括部隊<情報班>、保健医療部隊<医療活動支援班>） (1) 県内市町による協定に基づく応急給水活動の調整 「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、県内の応急給水活動について、以下のとおり総合調整等を行う。 ①被災者支援部隊<水道応援班>は、水道施設の被害状況や断水状況、応急給水状況等の情報を収集・集約する。 ②被災者支援部隊<水道応援班>は、総括部隊<情報班>から、災害対策活動の拠点となる重要施設の断水状況等の情報を収集する。 ③被災者支援部隊<水道応援班>は、保健医療部隊<医療活動支援班>から、災害拠点病院等の断水状況等の情報を収集する。</p>	<p>第3部 発災後対策 第5章 救援物資等の供給 第3節 給水活動（発災24） 第3項 対策 2 応急給水活動の調整（被災者支援部隊<水道応援班>、総括部隊<情報班>、保健医療部隊<医療活動支援・衛生班>） (1) 県内市町による協定に基づく応急給水活動の調整 「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、県内の応急給水活動について、以下のとおり総合調整等を行う。 ①被災者支援部隊<水道応援班>は、水道施設の被害状況や断水状況、応急給水状況等の情報を収集・集約する。 ②被災者支援部隊<水道応援班>は、総括部隊<情報班>から、災害対策活動の拠点となる重要施設の断水状況等の情報を収集する。 ③被災者支援部隊<水道応援班>は、保健医療部隊<医療活動支援・衛生班>から、災害拠点病院等の断水状況等の情報を収集する。</p>

ページ	旧	新																
355	<p>第3部 発災後対策 第6章 特定災害対策 第2節 危険物施設等の保全（発災26） 【主担当部隊】：総括部隊（対策班） 保健医療部隊（保健衛生班） 警察部隊</p>	<p>第3部 発災後対策 第6章 特定災害対策 第2節 危険物施設等の保全（発災26） 【主担当部隊】：総括部隊（対策班） 保健医療部隊（医療活動支援・衛生班） 警察部隊</p>																
355	<p>第3部 発災後対策 第6章 特定災害対策 第2節 危険物施設等の保全（発災26） 第2項 主要対策項目（危険物施設、高圧ガス施設・火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設にかかる対策）</p> <table border="1" data-bbox="271 424 1037 743"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>主担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生防止の緊急措置、災害応急対策</td> <td>総括部隊(対策班) 保健医療部隊（保健衛生班） 警察部隊</td> <td>【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに</td> <td>・危険物施設・高圧ガス施設・毒劇物施設・火薬類施設・放射線物質施設の被害情報（可燃性物質や毒劇物の漏洩・流出・飛散情報、放射性物質の飛散情報等） 【市町、防災関係機関】</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	災害発生防止の緊急措置、災害応急対策	総括部隊(対策班) 保健医療部隊（ 保健衛生班 ） 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・危険物施設・高圧ガス施設・毒劇物施設・火薬類施設・放射線物質施設の被害情報（可燃性物質や毒劇物の漏洩・流出・飛散情報、放射性物質の飛散情報等） 【市町、防災関係機関】	<p>第3部 発災後対策 第6章 特定災害対策 第2節 危険物施設等の保全（発災26） 第2項 主要対策項目（危険物施設、高圧ガス施設・火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設にかかる対策）</p> <table border="1" data-bbox="1167 424 1933 743"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>主担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生防止の緊急措置、災害応急対策</td> <td>総括部隊(対策班) 保健医療部隊（医療活動支援・衛生班） 警察部隊</td> <td>【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに</td> <td>・危険物施設・高圧ガス施設・毒劇物施設・火薬類施設・放射線物質施設の被害情報（可燃性物質や毒劇物の漏洩・流出・飛散情報、放射性物質の飛散情報等） 【市町、防災関係機関】</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	災害発生防止の緊急措置、災害応急対策	総括部隊(対策班) 保健医療部隊（ 医療活動支援・衛生班 ） 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・危険物施設・高圧ガス施設・毒劇物施設・火薬類施設・放射線物質施設の被害情報（可燃性物質や毒劇物の漏洩・流出・飛散情報、放射性物質の飛散情報等） 【市町、防災関係機関】
対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)															
災害発生防止の緊急措置、災害応急対策	総括部隊(対策班) 保健医療部隊（ 保健衛生班 ） 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・危険物施設・高圧ガス施設・毒劇物施設・火薬類施設・放射線物質施設の被害情報（可燃性物質や毒劇物の漏洩・流出・飛散情報、放射性物質の飛散情報等） 【市町、防災関係機関】															
対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)															
災害発生防止の緊急措置、災害応急対策	総括部隊(対策班) 保健医療部隊（ 医療活動支援・衛生班 ） 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・危険物施設・高圧ガス施設・毒劇物施設・火薬類施設・放射線物質施設の被害情報（可燃性物質や毒劇物の漏洩・流出・飛散情報、放射性物質の飛散情報等） 【市町、防災関係機関】															
356	<p>第3部 発災後対策 第6章 特定災害対策 第2節 危険物施設等の保全（発災26） 第3項 対策 3 毒劇物施設（保健医療部隊<保健衛生班>、警察部隊）（略） 4 放射性物質施設（保健医療部隊<保健衛生班>、警察部隊）（略）</p>	<p>第3部 発災後対策 第6章 特定災害対策 第2節 危険物施設等の保全（発災26） 第3項 対策 3 毒劇物施設（保健医療部隊<医療活動支援・衛生班>、警察部隊）（略） 4 放射性物質施設（保健医療部隊<医療活動支援・衛生班>、警察部隊）（略）</p>																
352	<p>第3部 発災後対策 第7章 復旧に向けた対策 第1節 廃棄物対策活動 第3項 対策 ■県が実施する対策 4 災害廃棄物処理（社会基盤対策部隊<廃棄物対策隊>） (1) 処理体制 市町の災害廃棄物処理の進捗管理を行うために、「県災害廃棄物処理計画」を策定する。 <u>市町において、対応が困難と判断される場合は、早期に災害廃棄物処理する必要があることから、</u> 県災害廃棄物処理計画に基づき、県が主体的に災害廃棄物処理に関わる。 また、必要に応じて各種協定により市町間の調整、民間事業者、関係団体等へ支援を要請する。県域内での処理を行うことが困難であると認めた場合には、国、他府県に対し支援を要請する。</p>	<p>第3部 発災後対策 第7章 復旧に向けた対策 第1節 廃棄物対策活動 第3項 対策 ■県が実施する対策 4 災害廃棄物処理（社会基盤対策部隊<廃棄物対策隊>） (1) 処理体制 <u>大規模災害で被災市町のみでの処理が困難となる場合は、「県災害廃棄物処理実行計画」を策定し、市町の災害廃棄物処理の進捗管理を行う。</u> <u>災害廃棄物は早期に処理する必要があることから、</u>「県災害廃棄物処理計画」に基づき、県が主体的に災害廃棄物処理に関わる。 また、必要に応じて各種協定により市町間の調整、民間事業者、関係団体等に対し支援を要請する。 <u>とともに、</u>県域内での処理を行うことが困難であると認めた場合には、国、他府県に対し支援を要請する。</p>																

ページ	旧	新																																
361	<p>第3部 発災後対策 第7章 復旧に向けた対策 第1節 廃棄物対策活動 第3項 対策 ■市町が実施する対策 4 災害廃棄物処理 (1) 処理体制 災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、<u>仮置場の設置等を行い</u>、「市町災害廃棄物処理実行計画」を策定して適正かつ迅速に処理を行う。</p>	<p>第3部 発災後対策 第7章 復旧に向けた対策 第1節 廃棄物対策活動 第3項 対策 ■市町が実施する対策 4 災害廃棄物処理 (1) 処理体制 災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模や被災状況の把握、災害廃棄物の発生量の推計等を行うとともに、<u>処理体制、処理方法、処理フロー、処理スケジュール等を整理のうえ</u>、「市町災害廃棄物処理実行計画」を策定して適正かつ迅速に処理を行う。</p>																																
364	<p>第3部 発災後対策 第7章 復旧に向けた対策 第2節 住宅の保全・確保 (発災28) 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅関連情報の受発信</td> <td>被災者支援部隊(応急住宅班)</td> <td>【発災後24時間以内】市町庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第</td> <td>・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ(市町、住宅相談窓口)</td> </tr> <tr> <td>被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の実施</td> <td>被災者支援部隊(応急住宅班)</td> <td>【発災24時間以内】市町が被災建築物応急危険度判定実施本部、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、支援要請があり次第、速やかに</td> <td>・危険度判定対象建築物及び危険度判定対象宅地に関する情報(市町)</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅等の確保</td> <td>被災者支援部隊(応急住宅班)</td> <td>【発災後3日以内】市町からの要請があり次第速やかに</td> <td>・市町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況(市町、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、日本木造住宅産業協会)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	住宅関連情報の受発信	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災後24時間以内】市町庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第	・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ(市町、住宅相談窓口)	被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の実施	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災24時間以内】市町が被災建築物応急危険度判定実施本部、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、支援要請があり次第、速やかに	・危険度判定対象建築物及び危険度判定対象宅地に関する情報(市町)	応急仮設住宅等の確保	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災後3日以内】市町からの要請があり次第速やかに	・市町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況(市町、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、日本木造住宅産業協会)	<p>第3部 発災後対策 第7章 復旧に向けた対策 第2節 住宅の保全・確保 (発災28) 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅関連情報の受発信</td> <td>被災者支援部隊(応急住宅班)</td> <td>【発災後24時間以内】市町庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第</td> <td>・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ(市町、住宅相談窓口)</td> </tr> <tr> <td>被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の実施</td> <td>被災者支援部隊(応急住宅班)</td> <td>【発災24時間以内】市町が被災建築物応急危険度判定実施本部、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、支援要請があり次第、速やかに</td> <td>・危険度判定対象建築物及び危険度判定対象宅地に関する情報(市町)</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅等の確保</td> <td>被災者支援部隊(応急住宅班)</td> <td>【発災後3日以内】市町からの要請があり次第速やかに</td> <td>・市町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況(市町、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、<u>県木材協同組合連合会、県電業協会、県管工事業協会</u>、日本木造住宅産業協会、<u>日本ムービングハウス協会</u>)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	住宅関連情報の受発信	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災後24時間以内】市町庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第	・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ(市町、住宅相談窓口)	被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の実施	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災24時間以内】市町が被災建築物応急危険度判定実施本部、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、支援要請があり次第、速やかに	・危険度判定対象建築物及び危険度判定対象宅地に関する情報(市町)	応急仮設住宅等の確保	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災後3日以内】市町からの要請があり次第速やかに	・市町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況(市町、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、 <u>県木材協同組合連合会、県電業協会、県管工事業協会</u> 、日本木造住宅産業協会、 <u>日本ムービングハウス協会</u>)
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																															
住宅関連情報の受発信	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災後24時間以内】市町庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第	・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ(市町、住宅相談窓口)																															
被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の実施	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災24時間以内】市町が被災建築物応急危険度判定実施本部、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、支援要請があり次第、速やかに	・危険度判定対象建築物及び危険度判定対象宅地に関する情報(市町)																															
応急仮設住宅等の確保	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災後3日以内】市町からの要請があり次第速やかに	・市町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況(市町、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、日本木造住宅産業協会)																															
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																															
住宅関連情報の受発信	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災後24時間以内】市町庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第	・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ(市町、住宅相談窓口)																															
被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の実施	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災24時間以内】市町が被災建築物応急危険度判定実施本部、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、支援要請があり次第、速やかに	・危険度判定対象建築物及び危険度判定対象宅地に関する情報(市町)																															
応急仮設住宅等の確保	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災後3日以内】市町からの要請があり次第速やかに	・市町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況(市町、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、 <u>県木材協同組合連合会、県電業協会、県管工事業協会</u> 、日本木造住宅産業協会、 <u>日本ムービングハウス協会</u>)																															

ページ	旧	新
366	<p>第3部 発災後対策 第7章 復旧に向けた対策 第2節 住宅の保全・確保（数28） 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 応急仮設住宅等の確保 (3) 応急仮設住宅の建設（被災者支援部隊＜応急住宅班＞） 自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に対しては、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、日本木造住宅産業協会等と連携し、応急仮設住宅による一時的な居住の安定を図る。市町に事務委任した場合には、市町が行う応急仮設住宅の建築を支援する。 応急仮設住宅の建設場所については、市町において決定するものとし、市町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、適地の把握に努める。 応急仮設住宅への入居者は市町において決定するが、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。 また、ペット対策として、市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅における犬や猫などのペット同行の避難者の受入に配慮する。</p>	<p>第3部 発災後対策 第7章 復旧に向けた対策 第2節 住宅の保全・確保（数28） 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 応急仮設住宅等の確保 (3) 応急仮設住宅の建設（被災者支援部隊＜応急住宅班＞） 自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に対しては、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、<u>県木材協同組合連合会、県電業協会、県管工事業協会、日本木造住宅産業協会、日本ムービングハウス協会</u>と連携し、応急仮設住宅による一時的な居住の安定を図る。市町に事務委任した場合には、市町が行う応急仮設住宅の建築を支援する。 応急仮設住宅の建設場所については、市町において決定するものとし、市町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、<u>浸水等の災害リスクの可能性のある建設場所にも注意しながら、</u>適地の把握に努める。 応急仮設住宅への入居者は、<u>被災地域の住民の意向にも配慮しながら、</u>市町において決定する。 <u>なお、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させることとし、建設にあたってはユニバーサルデザインに配慮する。</u> また、ペット対策として、市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、<u>ペット飼育者と非飼育者で居住区域を区分するなどの環境整備や、ペットと同居する場合のルール等についてあらかじめ検討するなど、</u>応急仮設住宅における犬や猫などのペット同行の避難者の受入に配慮する。</p>
367	<p>第3部 発災後対策 第7章 復旧に向けた対策 第2節 住宅の保全・確保（数28） 第3項 対策 ■市町が実施する対策 3 応急仮設住宅等の確保 (3) 応急仮設住宅の建設 応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。</p>	<p>第3部 発災後対策 第7章 復旧に向けた対策 第2節 住宅の保全・確保（発災28） 第3項 対策 ■市町が実施する対策 3 応急仮設住宅等の確保 (3) 応急仮設住宅の建設 応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。 <u>入居方法については、被災地域の住民の意向も踏まえながら、地域単位で応急仮設住宅へ入居するなど、従前の地域コミュニティの維持に配慮する方針も検討する。</u></p>
381	<p>第4部 復旧・復興対策 第1章 復旧・復興対策 第2節 被災者の生活再建に向けた支援 第1項 活動方針 ○ 被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する。 ○ 県と市町が互いに連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。</p>	<p>第4部 復旧・復興対策 第1章 復旧・復興対策 第2節 被災者の生活再建に向けた支援 第1項 活動方針 ○ 被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する。 ○ 県と市町が互いに連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。 <u>○ 一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する「災害ケースマネジメント」の仕組みの整備に努める。</u></p>

ページ	旧	新
381	<p>第4部 復旧・復興対策 第1章 復旧・復興対策 第2節 被災者の生活再建に向けた支援 第2項 対策 ■県と市町が連携して実施する対策 1 被災者情報の収集と対応（防災対策部） <u>（新設）</u></p> <p><u>（2）罹災証明書の交付</u> 市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定や罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。 県は、住家被害調査のために必要な人材育成を図って名簿整備を行うとともに、市町の住家被害認定調査員養成の促進を図る。また、県は、市町の被害認定や罹災証明書の発行事務について、調査・判定にばらつきが生じないよう、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等の必要な支援を行う。 あわせて、被災者生活再建支援法にかかる県・市町関係職員の対応力向上を図る。</p>	<p>第4部 復旧・復興対策 第1章 復旧・復興対策 第2節 被災者の生活再建に向けた支援 第2項 対策 ■県と市町が連携して実施する対策 1 被災者情報の収集と対応（防災対策部） <u>（2）住家被害認定調査の実施</u> 市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、住家被害認定調査の実施体制を直ちに確立し、調査を実施する。また、被害認定調査を効率的に実施できるよう、デジタル技術を活用した住家被害認定調査の実施について検討する。 県は、住家被害認定調査のために必要な人材育成を図り、名簿整備を行うとともに、市町の住家被害認定調査員養成の促進を図る。また、市町の住家被害認定にばらつきが生じないよう、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等の必要な支援を行う。</p> <p><u>（3）罹災証明書の交付</u> 市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。 県は、罹災証明書の交付にかかる県・市町関係職員の対応力向上を図るとともに、市町の罹災証明書の発行事務にばらつきが生じないよう、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等の必要な支援を行う。</p>
383	<p>第4部 復旧・復興対策 第1章 復旧・復興対策 第3節 復興体制の構築と復興方針の策定 第1項 活動方針 ○ 本県が特定大規模災害となる地震・津波による甚大な被害を受けた場合、速やかに「三重県震災復興本部（仮称）」を設置する。 ○ 発災後、「三重県復興指針」に基づき、「三重県震災復興本部（仮称）」において速やかに復興法及び三重県防災対策推進条例に基づく復興方針や復興計画を策定するとともに、市町の復興対策を支援する。</p>	<p>第4部 復旧・復興対策 第1章 復旧・復興対策 第3節 復興体制の構築と復興方針の策定 第1項 活動方針 ○ 本県が特定大規模災害等となる地震・津波による甚大な被害を受けた場合、速やかに「三重県震災復興本部（仮称）」を設置する。 ○ 発災後、「三重県復興指針」に基づき、「三重県震災復興本部（仮称）」において速やかに復興法及び三重県防災対策推進条例に基づく復興方針や復興計画を策定するとともに、市町の復興対策を支援する。</p>
388-389	<p>第4部 復旧・復興対策 第1章 復旧・復興対策 第3節 復興体制の構築と復興方針の策定 第2項 対策 ■県が実施する対策 1 復興体制の構築 (1) 三重県震災復興本部（仮称）等の設置 復興法第2条第7号に規定する特定大規模災害等が発生した場合、復興法に基づく「三重県復興方針（仮称）」及び三重県防災対策推進条例に基づく「三重県復興計画（仮称）」の策定や、市町の「復興計画」策定支援を始めとする、県の総合的な復興対策を指揮する「三重県震災復興本部（仮称）」を設置する。</p>	<p>第4部 復旧・復興対策 第1章 復旧・復興対策 第3節 復興体制の構築と復興方針の策定 第2項 対策 ■県が実施する対策 1 復興体制の構築 (1) 三重県震災復興本部（仮称）等の設置 <u>ア 三重県震災復興本部（仮称）</u> 復興法第2条第9号に規定する特定大規模災害等が発生した場合、復興に向けての取組を長期的視点に立ち計画的かつ迅速に実施するため、概ね発生1週間後を目途に、県の復興対策に関する意思決定機関として「三重県震災復興本部（仮称）（以下、「復興本部」という）」を県災害対策本部とは別に設置し、県災害対策本部と緊密に連携しながら、県の総合的な復興対策を指揮する。 <u>イ 三重県震災復興対策事務局（仮称）</u> 復興本部の設置に合わせて「三重県震災復興対策事務局（仮称）（以下、復興対策事務局という）」を設置し、復興本部の意思決定にかかる情報のとりまとめ及び関係計画の総合調整等を行う。 <u>ウ 三重県震災復興本部準備室（仮称）</u> 特定大規模災害等が発生した場合、直ちに「三重県震災復興本部準備室（仮称）（以下、準備室という）」を県災害対策本部内に設置し、復興対策の迅速な実施に向けた体制整備や被災状況の把握等を行う。復興本部が設置された場合、準備室は復興対策事務局に移行し、廃止する。</p>

ページ	旧	新
	<p>(2) 三重県震災復興本部連絡会議(仮称)等の設置 特定大規模災害により複数の市町が被災し、復興本部が設置された場合、県と被災市町が連携して設置し、また調整を図りながら、各々の市町の「復興計画」の策定、復興対策の推進を図るための「三重県震災復興本部連絡会議(仮称)」を設置する。</p> <p>(3) 市町の復旧・復興支援体制の検討 特定大規模災害により甚大な被害を受けた市町から職員の派遣を始めとする応援要請があった場合の支援体制について、事前の検討を行う。</p> <p>2 復興方針及び復興計画の策定 (1) 復興方針及び復興計画の策定 特定大規模災害からの復興を計画的に進めるため、「三重県復興指針」に基づき、速やかに復興法に基づく「三重県復興方針(仮称)」及び三重県防災対策推進条例に基づく「三重県復興計画(仮称)」を策定して市町の「復興計画」策定を支援する。</p>	<p>(2) 三重県震災復興本部連絡会議(仮称)等の設置 特定大規模災害等により複数の市町が被災し、復興本部が設置された場合、県と被災市町が連携して設置し、また調整を図りながら、各々の市町の「復興計画」の策定、復興対策の推進を図るための「三重県震災復興本部連絡会議(仮称)」を設置する。</p> <p>(3) 市町の復旧・復興支援体制の検討 特定大規模災害等により甚大な被害を受けた市町から職員の派遣を始めとする応援要請があった場合の支援体制について、事前の検討を行う。</p> <p>2 復興方針及び復興計画の策定 (1) 復興方針及び復興計画の策定 特定大規模災害等からの復興を計画的に進めるため、国が復興法に基づき策定する「復興基本方針」及び「三重県復興指針」に基づき、速やかに復興法に基づく「三重県復興方針(仮称)」及び三重県防災対策推進条例に基づく「三重県復興計画(仮称)」を策定して市町の「復興計画」策定を支援する。</p>
390	<p>第4部 復旧・復興対策 第1章 復旧・復興対策 第3節 復興体制の構築と復興方針の策定 第2項 対策 ■市町が実施する対策 1 復興体制の構築 (1) 市町震災復興本部(仮称)等の設置に向けた検討 特定大規模災害が発生した場合、復興法に基づく必要な支援措置を受けるための「市町復興計画(仮称)」の策定を始めとする、市町の総合的な復興対策を指揮する「市町震災復興本部(仮称)」を設置するものとし、設置のための規程や体制の整備に向けた検討を行う。</p> <p>2 復興計画の事前検討 (1) 復興計画の事前検討 特定大規模災害からの復興を国の支援措置を用いて計画的に進めるため、復興法に基づく「市町復興計画(仮称)」を速やかに策定するものとし、そのための復興計画への記載項目や内容等について、「三重県復興指針」を参考として、事前検討に努める。</p>	<p>第4部 復旧・復興対策 第1章 復旧・復興対策 第3節 復興体制の構築と復興方針の策定 第2項 対策 ■市町が実施する対策 1 復興体制の構築 (1) 市町震災復興本部(仮称)等の設置に向けた検討 特定大規模災害等が発生した場合、復興法に基づく必要な支援措置を受けるための「市町復興計画(仮称)」の策定を始めとする、市町の総合的な復興対策を指揮する「市町震災復興本部(仮称)」を設置するものとし、設置のための規程や体制の整備に向けた検討を行う。</p> <p>2 復興計画の事前検討 (1) 復興計画の事前検討 特定大規模災害等からの復興を国の支援措置を用いて計画的に進めるため、復興法に基づく「市町復興計画(仮称)」を速やかに策定するものとし、そのための復興計画への記載項目や内容等について、「三重県復興指針」を参考として、事前検討に努める。</p>